

1. 令和8年1月13日、厚生労働省老健局高齢者支援課が発出した「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」の行政文書
福祉部 長寿福祉課

老高発 0113 第 1 号
令和 8 年 1 月 13 日

ることが重要であるため、各地方自治体において、令和 8 年度の老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等の改定をお願いする。

各 都道府県 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和 8 年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。

都道府県においては、本通知の趣旨を踏まえ、軽費老人ホームの利用料等を適切に改定するとともに、老人福祉法（昭和 37 年法律第 133 号）第 6 条の 2 の趣旨を踏まえ、老人保護措置費に係る支弁額等の改定等について、管内市区町村に対して必要な連絡調整、情報提供、援助、助言をお願いする。また、市区町村においては、老人保護措置費に係る支弁額等を適切に改定するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

- (1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等を踏まえた対応について
昨年 11 月 21 日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」では、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされ、それに基づき、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」等に係る所要の経費を盛り込んだ令和 7 年度補正予算が 12 月 16 日に成立したところである。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない養護老人ホームや軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象ではないが、業務内容は介護職員と類似していることに加え、人材不足が厳しい状況にあり、人材流出を防止・職場定着を推進す

(2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の利用促進

(1) と同様に「医療・介護等支援パッケージ」で緊急措置された「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」において、物価上昇の影響がある中でも介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品や食料品の購入費等に対する補助を行うこととしており、養護老人ホームや軽費老人ホームも本事業の対象としている。については、管内の施設に周知するとともに、積極的な活用をお願いする。

(3) 令和 8 年度介護報酬改定を踏まえた対応について

「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたこと等を踏まえ、令和 8 年度介護報酬改定については、社会保障審議会介護保険部会及び介護給付費分科会において議論を行ってきたところであるが、今般、改定率については、予算編成過程において別紙 1 のとおりとなったところである。

老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等についても、今般の介護報酬改定や管内の施設の経営状況、同一法人内で種別が異なる施設の職員の処遇改善の状況等も勘案しつつ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に資するよう改定をお願いする。

また、基準費用額についても増額となり、基準費用額（食費）を 1 日当たり 100 円引き上げること（施行時期：令和 8 年 8 月）としていることから、老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等のうち、生活費についても改定をお願いする。

2 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和 3 年度補正予算（令和 4 年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げ、令和 6 年度介護報酬改定等を踏まえた対応、令和 6 年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）に伴う支弁額等の改定、地方自治体独自の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和 7 年 3 月 31 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙 2 のとおりである（令和 8 年 1 月 5 日取りまとめ時点）。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違

い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、対応予定がない、消費税率5%から8%引上げ分のみ実施（8%から10%は未実施）、消費税率8%から10%引上げ分のみ実施（5%から8%は未実施）と回答された自治体も一定数あることから、このような自治体におかれては、支弁額等の更なる改定について、早急にご対応いただくことをお願いする。

3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について

地域のセーフティネットである養護老人ホーム及び軽費老人ホームが、十分に役割を果たしていくため、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム関係者の地域ケア会議への参加、生活保護担当部局との密な連携等、継続的かつ適時適切な地方自治体による支援等の実施をお願いするとともに、その必要性に応じた老人保護措置費に係る支弁額及び軽費老人ホームの利用料等の改定をお願いする。

また、養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握を行い、管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用をお願いする。なお、都道府県におかれては、措置の実施に関し、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、実情の把握に努め、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供や助言を行うなど、必要な援助をお願いする。

4 その他

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、上記1（1）記載の令和7年度補正予算及び1（3）記載の令和8年度介護報酬改定に伴い必要となる経費を含め、令和8年度の地方交付税で措置することとされている。

普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、必要に応じて地方自治体独自の改定を行っていただくよう積極的な対応をお願いする。

また、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、これまでも当該年度の4月1日時点の実際の被措置者数に応じた補正が講じられている。

別紙1

令和8年度介護報酬改定について

12月24日の予算大臣折衝を踏まえ、令和8年度の介護報酬改定は、以下のとおりとなった。

改定率 +2.03%

（内訳）

処遇改善分 +1.95%（令和8年6月施行）

・介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）
相当の賃上げを実現する措置

・生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、
月0.7万円（2.4%）相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の
賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

基準費用額（食費）の引上げ +0.09%（令和8年8月施行）

・日額100円の引上げ

※低所得者について、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き
又は日額30～60円の引上げ。

別紙2

養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

【養護老人ホーム】

施設が所在又は広域連合等により運営している 601 団体の有効回答（未回答を除く）を集計

※養護老人ホームについては、7 年度調査では広域連合からの回答について 1 回答として集計しており、6 年度調査（広域連合からの回答を複数回答として集計）と異なることに留意

【軽費老人ホーム】

利用料等を定める 126 団体（都道府県・指定都市・中核市）の有効回答（未回答を除く）を集計

1 令和 3 年度補正予算（令和 4 年度介護報酬改定）による処遇改善

【養護老人ホーム】

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
支弁額等の改定実施済み	544 団体 (90.5%)	636 団体 (79.9%)
支弁額等の改定を実施する見込み	5 団体 (0.8%)	15 団体 (1.9%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	10 団体 (1.7%)	13 団体 (1.6%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	15 団体 (2.5%)	122 団体 (15.3%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	27 団体 (4.5%)	10 団体 (1.3%)

【軽費老人ホーム】

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
利用料等の改定実施済み	117 団体 (93.6%)	121 団体 (94.5%)
利用料等の改定を実施する見込み	0 団体 (0.0%)	0 団体 (0.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	6 団体 (4.8%)	5 団体 (3.9%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	1 団体 (0.8%)	2 団体 (1.6%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	1 団体 (0.8%)	0 団体 (0.0%)

2 消費税率の引上げに伴う改定

【養護老人ホーム】

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
支弁額等の改定実施済み	590 団体 (98.3%)	681 団体 (85.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	1 団体 (0.2%)	14 団体 (1.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 団体 (0.3%)	7 団体 (0.9%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 団体 (0.3%)	84 団体 (10.6%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	5 団体 (0.8%)	10 団体 (1.3%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
消費税率 5 → 8 % 引上げ分のみ実施 (8 → 10 % は未実施)	3 団体 (0.5%)	9 団体 (1.3%)
消費税率 8 → 10 % 引上げ分のみ実施 (5 → 8 % は未実施)	90 団体 (15.3%)	140 団体 (20.6%)
消費税率 5 → 10 % (5 → 8 → 10 %) 引上げ分を実施	497 団体 (84.2%)	528 団体 (77.5%)
当該項目未回答		4 団体 (0.6%)

【軽費老人ホーム】

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
利用料等の改定実施済み	117 団体 (92.9%)	117 団体 (91.4%)
利用料等の改定を実施する見込み	4 団体 (3.2%)	1 団体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 団体 (1.6%)	2 団体 (1.6%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 団体 (1.6%)	8 団体 (6.3%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	1 団体 (0.8%)	0 団体 (0.0%)

(改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
消費税率5→8%引上げのみ実施 (8→10%は未実施)	2 団体 (1.7%)	2 団体 (1.7%)
消費税率8→10%引上げのみ実施 (5→8%は未実施)	7 団体 (6.0%)	24 団体 (20.5%)
消費税率5→10% (5→8→10%) 引上げ分を実施	108 団体 (92.3%)	91 団体 (77.8%)
当該項目未回答		0 団体 (0.0%)

3 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応

【養護老人ホーム】

処遇改善分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	493 団体 (82.0%)	47 団体 (5.9%)
支弁額等の改定を実施する見込み	11 団体 (1.8%)	314 団体 (39.4%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	15 団体 (2.5%)	47 団体 (5.9%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	48 団体 (8.0%)	319 団体 (40.1%)
支弁額等の改定予定なし	34 団体 (5.7%)	58 団体 (7.3%)
当該項目未回答		11 団体 (1.4%)

その他分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	476 団体 (79.2%)	65 団体 (8.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体 (1.7%)	253 団体 (31.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	16 団体 (2.7%)	50 団体 (6.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	59 団体 (9.8%)	336 団体 (42.2%)
支弁額等の改定予定なし	40 団体 (6.7%)	81 団体 (10.2%)
当該項目未回答		11 団体 (1.4%)

基準費用額引き上げ（60 円／日）

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
支弁額等の改定実施済み	497 団体（83.1%）	26 団体（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	13 団体（2.2%）	342 団体（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	8 団体（1.3%）	15 団体（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	52 団体（8.7%）	320 団体（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	28 団体（4.7%）	80 団体（10.1%）
当該項目未回答		13 団体（1.6%）

【軽費老人ホーム】

処遇改善分

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
支弁額等の改定実施済み	114 団体（90.5%）	22 団体（17.2%）
支弁額等の改定を実施する見込み	1 団体（0.8%）	63 団体（49.2%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5 団体（4.0%）	4 団体（3.1%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	4 団体（3.2%）	34 団体（26.6%）
支弁額等の改定予定なし	2 団体（1.6%）	5 団体（3.9%）
当該項目未回答		0 団体（0.0%）

その他分

	令和 7 年度調査	参考：令和 6 年度調査
支弁額等の改定実施済み	113 団体（90.4%）	11 団体（8.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	1 団体（0.8%）	52 団体（40.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	4 団体（3.2%）	3 団体（2.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	4 団体（3.2%）	50 団体（39.1%）
支弁額等の改定予定なし	3 団体（2.4%）	11 団体（8.6%）
当該項目未回答		0 団体（0.0%）

4 令和 6 年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）による処遇改善

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	24 団体（4.0%）	17 団体（13.5%）
支弁額等の改定を実施する見込み	119 団体（19.9%）	49 団体（38.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	12 団体（2.0%）	0 団体（0.0%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	348 団体（58.1%）	55 団体（43.7%）
支弁額等の改定予定なし	96 団体（16.0%）	5 団体（4.0%）

5 地方自治体独自の改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	44 団体 (7.4%)	13 団体 (10.4%)
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体 (1.7%)	2 団体 (1.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	8 団体 (1.3%)	2 団体 (1.6%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	307 団体 (51.4%)	64 団体 (51.2%)
支弁額等の改定予定なし	228 団体 (38.2%)	44 団体 (35.2%)

2. 令和8年4月9日、厚生労働省老健局高齢者支援課が発出した「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について」の行政文書

福祉部 長寿福祉課

事務連絡
令和8年4月9日

記

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例

各 都道府県
市区町村 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」（令和8年1月13日老高発 0113 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、令和7年度補正予算における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、令和8年度介護報酬改定における改定率等を踏まえ、勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について下記のとおりまとめましたので、改定に当たっての参考としていただきますようお願いいたします。

連絡先：
厚生労働省老健局高齢者支援課予算係
電話：03-5253-1111（内線 3925、3926）
E-mail：kourei-yosan@mhlw.go.jp

1 各種改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の別紙1「老人保護措置費支弁基準」（以下、「支弁基準」という。）により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

養護老人ホームの支弁額及び軽費老人ホームの利用料等については、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定を行っていただいているところであるが、支弁額等について、改定する費目や具体的な算定方法の例を以下2～4のとおり示すので、改定の参考としていただきたい。

2 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和7年度補正予算）を踏まえた改定

（1）基本的な考え方

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づく令和7年度補正予算では、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護分野につき、

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援として1.0万円／月相当
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せとして、0.5万円／月相当
- ③ 介護職員の職場環境改善の取組を実施している事業者に対する上乗せとして、0.4万円／月相当

の支援を行うこととされた。（対象期間：令和8年5月までの賃金引上げ相当分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は、当該補正予算事業の対象とはされていないが、業務内容に鑑みれば同様に処遇改善を図ることが適切である。

そのため、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等について、必要な改定を行っていただくよう、通知において依頼したところ。

（2）支弁額等の改定の具体例について

上記（1）①から③を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額（一般事務費）や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（事務費）等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

【考え方】

- ①職員1人当たり月額1.0万円、加えて、②生産性向上や協働化にかかる取組を実施している場合は介護職員1人当たり月額0.5万円、③職場環境改善にかかる取組を実施している場合には介護職員1人当たり月額0.4万円分を増額する。
- 上記各項目の増額分を、入所者1人当たりの支弁額等に置き換えて、具体的な増額幅を算定する。

【具体的な算定方法の例】

ア 対象職員数（月平均）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの各月の職員数（①）②③の介護職員は養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員。いずれも常勤換算した数とする。から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した数を12で除して、「対象職員数（月平均）」を求める。

イ 処遇改善総額（月額）

下記①から③の合計額により、処遇改善総額（月額）を求める。

- ①「対象職員数（月平均）」×1.0万円により、処遇改善分（月額）を求める。
- ②「対象介護職員数（月平均）」×0.5万円により、生産性向上等の取組（※1）上乘せ分（月額）を求める。
- ③「対象介護職員数（月平均）」×0.4万円により、職場環境改善等の取組（※2）上乘せ分（月額）を求める。

※1 スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカムの活用等の取組等。

※2 業務改善を目的とした、人材確保や整理・整頓・清掃の職場環境整備に向けた取組等。なお、※1の取組を行っている場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。

ウ 対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額）」を「対象入所者数（一般入所者数）」で除することによって「対象入所者1人当たりの処遇改善額（月額）」を求める。

エ 「対象入所者数」については、次の点に留意し算定する。

- （ア）入所者数（特定施設入居者生活介護を除く）の年間の延べ実入所日数を求め、それを365で除して、「対象入所者数（年平均）」を求める。
- （イ）対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- （ウ）各自自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、仮に実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額1.0～1.9万円の処遇改善が実現できるように改定することが適当である。

例として、介護従事者数が常勤換算で15名、支援員数が常勤換算で8名、入所者数が年平均で50名の養護老人ホームにおける引上げ額は、次ページのとおりととなる。

2 関連

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和7年度補正予算）を踏まえた
養護・軽費老人ホームに関する基準額改定の例

○ 令和7年度補正予算「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」では、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を行うとともに、生産性向上・協働化に取り組む事業者の介護職員を対象とした賃上げ支援の充実や、職場環境改善への支援措置を実施。

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援：1.0万円/月
- ②生産性向上等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ：0.5万円/月
- ③介護職員の職場環境改善の支援：0.4万円/月

○ これを踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額等を改定する場合、例えば以下のように行うことが考えられる。

改定の例（養護老人ホームの一般事務費基準額）

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■ 介護従事者数（常勤換算）：15名、支援員数（常勤換算）：8名、入所者数（年平均）：50名 の場合

【引上げ後基準額】

③上乗せ分(0.4万円)	③支援員数8名×0.4万円÷一般入所者数50名=640円
②上乗せ分(0.5万円)	②支援員数8名×0.5万円÷一般入所者数50名=800円
①引上げ分(1.0万円)	①職員数15名×1.0万円÷一般入所者数50名=3,000円
【引上げ前基準額】	
【引上げ額合計】 4,440円	

■ 留意事項
国のR7補正予算は、令和8年5月分に相当する分までであることを踏まえること。

※上記の数値は一例であり、個々の施設における従事者数等に応じ適切に算定すること。
※軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、上記と同様の方法で適切に算定すること。

3 令和8年度介護報酬改定を踏まえた対応

(1) 基本的な考え方

「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を以下のとおり実施することとなった。

改定率 +2.03%

(内訳)

○ 処遇改善分+1.95% (施行時期：令和8年6月)

① 介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円相当の賃上げを実現する措置

② 生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月1.9万円の賃上げ(③定期昇給0.2万円込み)が実現する措置

○ 基準費用額(食費)の引上げ分+0.09% (施行時期：令和8年8月)

・ 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、100円/日引上げ

(2) 支弁額等の改定の具体例について

上記(1)を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、例えば、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額(一般事務費)や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額(事務費)等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

【考え方】

- ①職員1人当たり月額1.0万円、加えて、②生産性向上や協働化にかかる取組を実施している場合は介護職員1人当たり月額0.7万円、③介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する場合は介護職員1人当たり月額0.2万円分を増額する。
- 上記各項目の増額分を、入所者1人当たりの支弁額(措置費)等に置き換えて、具体的な増額内容を算定する。

【具体的な算定方法の例】

1) 処遇改善分について(令和8年6月以降実施)

処遇改善分については、「2 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和7年度補正予算)」を踏まえた改定」と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額について、既に設定されている処遇改善加算等を踏まえた単価から増額することが必要である。

具体的には、次のような考え方によって求めたウの額を、入所者1人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

ア 対象職員数(月平均)

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの各月の職員数(下記イの②③の介護職員は養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員。いずれも常勤換算した数とする。)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算)を除いた数を求め、それを12ヶ月分合計した数を12で除して、「対象職員数(月平均)」を求める。

イ 処遇改善総額(月額)

下記①から③の合計額により、処遇改善総額(月額)を求める。

①職員を対象に幅広く月1.0万円の賃上げ措置

「職員数(月平均)」×1.0万円により、処遇改善分(月額)を求める。

②生産性向上等(※)に取り組む事業者の介護職員を対象に月0.7万円の上乗せ措置

「対象介護職員数(月平均)」×0.7万円により、上乗せ分(月額)を求める。

③介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する場合に月0.2万円の上乗せ措置

「対象介護職員数(月平均)」×0.2万円により、上乗せ分(月額)を求める。

※スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカムの活用等の取組、業務改善を目的とした、整理・整頓・清掃等の職場環境の整備等の取組等。

ウ 対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)

「処遇改善総額(月額)」を「対象入所者数(一般入所者数)」で除することによって、「対象入所者1人当たりの処遇改善額(月額)」を求める。

エ 「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

- 入所者数(特定施設入居者生活介護を除く。)の年間の延べ実入所日数を求め、それを365で除して、「対象入所者数(年平均)」を求める。
- 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、仮に実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額1.0～1.9万円の処遇改善が実現できるように改定することが適当である。

例として、介護従事者数が常勤換算で15名、支援員数が常勤換算で8名、入所者数が年

平均で50名の養護老人ホームにおける引上げ額は、次ページのとおりとなる。

2) 基準費用額（食費）の見直しについて(令和8年8月以降実施)

食材料費の増加等に伴う基準費用額の1日当たり100円の引上げを踏まえた対応については、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費について改定することが考えられる。

具体的には、生活費のうち一般生活費について月額にて示していることから、一月当たりの金額として一律に3,040円（100円×30.4日）を引上げることとなる。

3 関連

令和8年度介護報酬改定を踏まえた養護・軽費老人ホームに関する基準額改定の例

○ 令和8年度介護報酬改定では、期中改定として以下のとおり実施。

【処遇改善】

①介護従事者を対象に、幅広く賃上げを実施：1.0万円/月相当

②生産性向上等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ：0.7万円/月相当

※定期昇給0.2万円/月込みで、介護職員について最大月1.9万円

○ これを踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額等を改定する場合、例えば以下のような考え方が考えられる。

改定の例（養護老人ホームの一般事務費・生活費基準額） ※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■ 介護従事者数（常勤換算）：15名、支援員数（常勤換算）：8名、入所者数（年平均）：50名 の場合

処遇改善分

【引上げ後基準額】

※定期昇給分(0.2万円)
②上乗せ分(0.7万円)
③引上げ分(1.0万円)

※支援員数8名×0.2万円+
一般入所者数50名=320円
②支援員数8名×0.7万円+
一般入所者数50名=1,120円
③職員数15名×1.0万円+
一般入所者数50名=3,000円

【引上げ額合計】

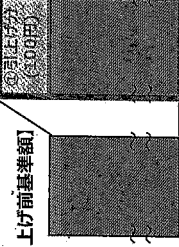
4,440円

【引上げ前基準額】

一般生活費（食費）

【引上げ後基準額】

※100円
×30.4日
=3,040円



■ 留意事項

介護報酬改定のうち食費の改定分は、令和8年8月施行であることを踏まえること。

■ 留意事項

介護報酬改定のうち処遇改善分は、令和8年6月施行であることを踏まえること。

※上記の数値は一例であり、個々の施設における従事者数等に応じ適切に算定すること。
※軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、上記と同様の方法で適切に算定すること。

4 地方自治体における独自改定について

(1) 基本的な考え方

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、上述の通知（令和8年1月13日発出）において、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定を実施するよう依頼しているところ。しかしながら、「令和7年度養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について」（参考資料）によれば、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定については、一定の取組が行われている一方、地方自治体独自の改定を実施している自治体は1割程度に留まっており、運営主体に対する支弁額等の改定が適時適切に行われていないケースが存在する。

(2) 支弁額等の改定の算定方法の例について

上記（1）を踏まえて、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、養護老人ホームの事務費や生活費、軽費老人ホームの利用料や生活費等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

①養護老人ホームについて

【考え方】

養護老人ホームに係る一般事務費及び一般生活費について、平成18年時点の支弁基準から特段の改定を行っていない場合、普通交付税の算定における被措置者1人当たり算入単価の平成18年から令和8年度の上昇率に相当する1.44倍に引上げる。

【具体的な算定方法の例】

地方交付税措置における被措置者1人当たり算入単価の上昇率（H18年度からR8年度で1.44倍）を踏まえた一般事務費及び一般生活費の改定を行う。

例として、入所者数が年平均で50名の養護老人ホームの場合は、以下の引上げ額となる。

・一般事務費：H18基準額119,900円×1.44=172,700円

・一般生活費：H18基準額50,210円×1.44=72,300円

（次ページ参照）

4 関連 養護・軽費老人ホームに関する地方自治体における独自改定の例

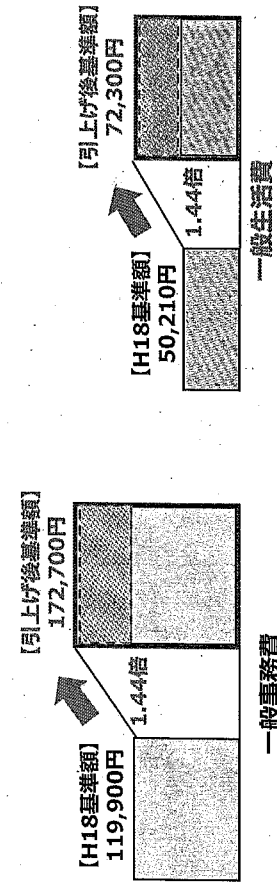
○ 養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、通知のとおり、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の実施を依頼しているところ。
○ 養護老人ホームの事務費や生活費、軽費老人ホームの利用料基本利用料や生活費等を改定する場合、以下の考え方に基づき行うことが考えられる。

①養護老人ホームにかかる改定の例

■入所者数（年平均）：50名の施設の場合

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

地方交付税措置における被措置者1人当たり算入単価の上昇率（H18年度⇒R8年度で1.44倍）を踏まえて改定



※ 上記を踏まえつつ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、適切な方法で改定を行っていただくよう、種々の対応をお願いする。
※ 「H18基準額」は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の「老人保護措置費支弁基準」による額を用いたもの。

②軽費老人ホームについて

【考え方】

軽費老人ホームに係るサービスの提供に要する基本額（以下「サービス提供費」という。）について、平成 20 年時点の取扱基準から特段の改定を行っていない場合、国家公務員初任給の平成 19 年から令和 7 年度の上昇率に相当する 1.35 倍に引上げる。

【具体的な算定方法の例】

国家公務員初任給の上昇率（H19 年度⇒R7 年度で 1.35 倍）を踏まえたサービス提供費の改定を行う。

例として、入所者数が年平均で 50 名の軽費老人ホームの場合は、以下の引上げ額となる。

・サービス提供費：H20 基準額 67,300 円×1.35=90,900 円

（次ページ参照）

4 関連

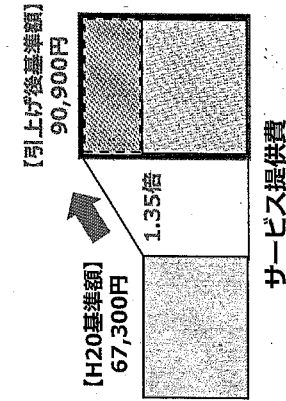
養護・軽費老人ホームに関する地方自治体における独自改定の例

②軽費老人ホームにかかる改定の例

※特定施設の指定を受けていない場合、金額は入所者1名・月当たり

■入所者数（年平均）：50名の施設の場合

国家公務員初任給の上昇率（H19年度⇒R7年度で1.35倍）を踏まえたサービス提供費の改定例



※ 上記を踏まえつつ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、適切な方法で改定を行っていただくよう、積極的な対応をお願いする。
※ 「H20基準額」は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」による額を用いたもの。

なお、地方自治体においては、上記を踏まえつつ、社会経済情勢や各地域の実情等を勘案の上、適切な方法で地方自治体独自の改定を行っていただくよう、積極的な対応をお願いします。

特に、養護老人ホームに係る改定については、物価水準等の反映や職員の処遇改善のための基準改定などについて、事務を担う個々の市町村における改定作業の負担が大きいたことが指摘されているところ、都道府県においては、老人福祉法第6条の2の趣旨及び令和7年度に実施した「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業 地方自治体ブロック会議」において当省より説明、情報提供した内容を踏まえ、管内市区町村に対し、必要な連絡調整、情報提供、援助、助言をお願いします。

令和7年度養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

※「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」（令和8年1月13日老高発0113第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）別紙について、当該通知発出後に得た回答を踏まえ更新を行ったもの

【養護老人ホーム】

施設が所在又は広域連合等により運営している662団体の有効回答（未回答を除く）を集計

※養護老人ホームについては、7年度調査では広域連合からの回答について1回答として集計しており、6年度調査（広域連合からの回答を複数回答として集計）と異なることに留意

【軽費老人ホーム】

利用料等を定める128団体（都道府県・指定都市・中核市）の有効回答（未回答を除く）を集計

1 令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善

【養護老人ホーム】

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	579団体（88.0%）	636団体（79.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	6団体（0.9%）	15団体（1.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	31団体（4.7%）	13団体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	21団体（3.2%）	122団体（15.3%）
R7対応予定無し / R6未回答	21団体（3.2%）	10団体（1.3%）

【軽費老人ホーム】

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
利用料等の改定実施済み	120団体（93.8%）	121団体（94.5%）
利用料等の改定を実施する見込み	0団体（0.0%）	0団体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	6団体（4.7%）	5団体（3.9%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	1団体（0.8%）	2団体（1.6%）
R7対応予定無し / R6未回答	1団体（0.8%）	0団体（0.0%）

2 消費税率の引上げに伴う改定

【養護老人ホーム】

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	590 団体 (89.8%)	681 団体 (85.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	12 団体 (1.8%)	14 団体 (1.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	18 団体 (2.7%)	7 団体 (0.9%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	19 団体 (2.9%)	84 団体 (10.6%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	18 団体 (2.7%)	10 団体 (1.3%)

(うち、改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
消費税率5→8%引上げ分のみ実施(8→10%は未実施)	3 団体 (0.5%)	9 団体 (1.3%)
消費税率8→10%引上げ分のみ実施(5→8%は未実施)	90 団体 (15.3%)	140 団体 (20.6%)
消費税率5→10%(5→8→10%)引上げ分を実施	497 団体 (84.2%)	528 団体 (77.5%)
当該項目未回答		4 団体 (0.6%)

【軽費老人ホーム】

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
利用料等の改定実施済み	119 団体 (93.0%)	117 団体 (91.4%)
利用料等の改定を実施する見込み	4 団体 (3.1%)	1 団体 (0.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	2 団体 (1.6%)	2 団体 (1.6%)
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	2 団体 (1.6%)	8 団体 (6.3%)
R7 対応予定無し / R6 未回答	1 団体 (0.8%)	0 団体 (0.0%)

(うち、改定実施済みと回答した自治体の対応状況)

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
消費税率5→8%引上げ分のみ実施(8→10%は未実施)	2 団体 (1.7%)	2 団体 (1.7%)
消費税率8→10%引上げ分のみ実施(5→8%は未実施)	7 団体 (5.9%)	24 団体 (20.5%)
消費税率5→10%(5→8→10%)引上げ分を実施	110 団体 (92.4%)	91 団体 (77.8%)
当該項目未回答		0 団体 (0.0%)

3 令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応

【介護老人ホーム】

介護職員の処遇改善分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	521 団体 (79.3%)	47 団体 (5.9%)
支弁額等の改定を実施する見込み	12 団体 (1.8%)	314 団体 (39.4%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	36 団体 (5.5%)	47 団体 (5.9%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	60 団体 (9.1%)	319 団体 (40.1%)
支弁額等の改定予定なし	28 団体 (4.3%)	58 団体 (7.3%)
当該項目未回答		11 団体 (1.4%)

介護職員以外の処遇改善分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	499 団体 (75.8%)	65 団体 (8.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	13 団体 (2.0%)	253 団体 (31.8%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	38 団体 (5.8%)	50 団体 (6.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	74 団体 (11.2%)	336 団体 (42.2%)
支弁額等の改定予定なし	34 団体 (5.2%)	81 団体 (10.2%)
当該項目未回答		11 団体 (1.4%)

食費の基準費用額引き上げ (60 円/日) 分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	522 団体 (79.7%)	26 団体 (3.3%)
支弁額等の改定を実施する見込み	17 団体 (2.6%)	342 団体 (43.0%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 団体 (3.2%)	15 団体 (1.9%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	67 団体 (10.2%)	320 団体 (40.2%)
支弁額等の改定予定なし	28 団体 (4.3%)	80 団体 (10.1%)
当該項目未回答		13 団体 (1.6%)

【軽費老人ホーム】

介護職員の処遇改善分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	116 団体 (90.6%)	22 団体 (17.2%)
支弁額等の改定を実施する見込み	1 団体 (0.8%)	63 団体 (49.2%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	5 団体 (3.9%)	4 団体 (3.1%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	4 団体 (3.1%)	34 団体 (26.6%)
支弁額等の改定予定なし	2 団体 (1.6%)	5 団体 (3.9%)
当該項目未回答		0 団体 (0.0%)

介護職員以外の処遇改善分

	令和7年度調査	参考：令和6年度調査
支弁額等の改定実施済み	114 団体 (89.1%)	11 団体 (8.6%)
支弁額等の改定を実施する見込み	3 団体 (2.3%)	52 団体 (40.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	4 団体 (3.1%)	3 団体 (2.3%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	4 団体 (3.1%)	50 団体 (39.1%)
支弁額等の改定予定なし	3 団体 (2.3%)	11 団体 (8.6%)
当該項目未回答		0 団体 (0.0%)

4 令和6年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）による処遇改善

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	25 団体 (3.8%)	17 団体 (13.3%)
支弁額等の改定を実施する見込み	124 団体 (18.9%)	49 団体 (38.3%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	32 団体 (4.9%)	0 団体 (0.0%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	374 団体 (57.0%)	57 団体 (44.5%)
支弁額等の改定予定なし	101 団体 (15.4%)	5 団体 (3.9%)

5 地方自治体独自の改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	48 団体 (7.3%)	14 団体 (10.9%)
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体 (1.5%)	2 団体 (1.6%)
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	26 団体 (4.0%)	2 団体 (1.6%)
支弁額等の改定等について検討・調整中	328 団体 (50.2%)	66 団体 (51.6%)
支弁額等の改定予定なし	242 団体 (37.0%)	44 団体 (34.4%)

3. 養護老人ホームにおける平成18年度から令和7年度までの国の地方交付税の算定基礎である老人保護措置費1人あたりの算入単価の推移と奈良市の改定額の推移がわかる資料及び
軽費老人ホームにおける平成20年度から令和7年度までの奈良市の改定額の推移がわかる資料

福祉部 長寿福祉課

福祉部 介護福祉課

A		B		C		D	E	
年度	(普通交付税) 標準団体の養護老人 ホーム被措置者1人 当たり算入単価 (円/年)	養護老人ホーム 和楽園				軽費老人ホーム		
		合計 (円/年)	内訳		生活費 (円/年)	サービスの提供に 要する費用 (円/年)		
			一般事務費 (円/年)					
令和3年度	2,723,000	1,997,472	1,316,772		680,700			
令和4年度	2,831,000	2,015,040	1,334,340		680,700		1,054,642	
令和5年度	2,898,000	2,017,116	1,336,416		680,700		1,061,742	
令和6年度	2,949,000	2,064,360	1,369,068		695,292		1,078,869	
令和7年度	2,968,000	2,093,028	1,390,440		702,588		1,093,166	

(参考) ※文書の保存年限が5年間であることから、令和2年度以前の「奈良市の改定額」については
提出ができません。

※A：基準財政需要額の老人保護措置費の算定に用いる単価

※C：一般事務費（障害者等加算無）の支弁基準額

※C：入所者処遇特別加算除く。

※E：サービスの提供に要する費用は民間施設給与等改善費及び介護職員等処遇改善加算を含む。

※E：サービスの提供に要する費用は軽費老人ホーム13施設の平均額

4. 各署毎の救急出場件数及びのべ時間(令和7年・月ごと)

消防局 救急課

	出場件数	延べ時間
ドクターカー事務室	98	69:18
令和07年01月	19	10:35
令和07年02月	11	9:37
令和07年03月	8	5:01
令和07年04月	6	3:18
令和07年05月	8	2:22
令和07年06月	7	2:48
令和07年07月	5	4:38
令和07年08月	5	4:45
令和07年09月	3	1:54
令和07年10月	11	9:33
令和07年11月	7	6:35
令和07年12月	8	8:06

	出場件数	延べ時間
中央消防署	3,695	3375:28
令和07年01月	345	325:40
令和07年02月	301	295:41
令和07年03月	309	293:45
令和07年04月	277	243:22
令和07年05月	336	296:33
令和07年06月	295	274:40
令和07年07月	336	284:41
令和07年08月	322	283:20
令和07年09月	274	247:59
令和07年10月	287	271:26
令和07年11月	324	287:04
令和07年12月	289	271:10

	出場件数	延べ時間
中央消防署佐保分署	2,623	2635:26
令和07年01月	251	265:11
令和07年02月	193	205:02
令和07年03月	216	202:55
令和07年04月	196	208:08
令和07年05月	214	208:31
令和07年06月	223	219:39
令和07年07月	233	232:27
令和07年08月	233	224:10
令和07年09月	202	199:54
令和07年10月	218	223:16
令和07年11月	235	234:21
令和07年12月	209	211:46

	出場件数	延べ時間
中央消防署南部分署	1,962	1869:38
令和07年01月	201	201:34
令和07年02月	159	174:06
令和07年03月	137	139:57
令和07年04月	142	132:40
令和07年05月	150	143:38
令和07年06月	154	143:34
令和07年07月	186	167:00
令和07年08月	176	165:00
令和07年09月	150	133:18
令和07年10月	175	153:27
令和07年11月	179	162:46
令和07年12月	153	152:33

	出場件数	延べ時間
南消防署	3,524	3430:21
令和07年01月	353	374:05
令和07年02月	264	278:34
令和07年03月	289	289:16
令和07年04月	264	253:19
令和07年05月	303	278:25
令和07年06月	302	288:11
令和07年07月	312	301:58
令和07年08月	288	277:29
令和07年09月	261	246:04
令和07年10月	298	278:15
令和07年11月	280	270:36
令和07年12月	310	294:04

	出場件数	延べ時間
南消防署西大寺分署	3,005	3168:43
令和07年01月	300	319:02
令和07年02月	241	243:28
令和07年03月	253	254:07
令和07年04月	217	230:43
令和07年05月	244	255:00
令和07年06月	255	281:05
令和07年07月	252	268:09
令和07年08月	266	281:16
令和07年09月	241	253:41
令和07年10月	244	260:11
令和07年11月	235	252:35
令和07年12月	257	269:20

	出場件数	延べ時間
西消防署	4,041	3950:51
令和07年01月	406	415:41
令和07年02月	344	345:40
令和07年03月	334	334:13
令和07年04月	333	316:33
令和07年05月	320	320:35
令和07年06月	318	294:18
令和07年07月	357	348:10
令和07年08月	328	316:54
令和07年09月	291	281:17
令和07年10月	310	299:59
令和07年11月	344	326:23
令和07年12月	356	351:03

	出場件数	延べ時間
東消防署	415	603:47
令和07年01月	40	62:49
令和07年02月	33	52:27
令和07年03月	37	50:46
令和07年04月	35	46:24
令和07年05月	28	39:45
令和07年06月	34	45:10
令和07年07月	26	37:53
令和07年08月	40	54:06
令和07年09月	29	47:52
令和07年10月	35	55:06
令和07年11月	38	48:06
令和07年12月	40	63:19

	出場件数	延べ時間
西消防署富雄分署	2,947	2745:39
令和07年01月	283	289:18
令和07年02月	253	236:32
令和07年03月	249	239:39
令和07年04月	225	210:45
令和07年05月	223	196:29
令和07年06月	246	217:56
令和07年07月	257	236:57
令和07年08月	256	236:04
令和07年09月	230	212:28
令和07年10月	225	213:13
令和07年11月	247	214:29
令和07年12月	253	241:45

	出場件数	延べ時間
東消防署東部分署	346	654:40
令和07年01月	33	68:33
令和07年02月	26	54:56
令和07年03月	27	45:11
令和07年04月	27	51:43
令和07年05月	31	58:30
令和07年06月	24	40:06
令和07年07月	27	48:53
令和07年08月	27	49:51
令和07年09月	33	62:39
令和07年10月	32	59:27
令和07年11月	23	47:41
令和07年12月	36	67:07

	出場件数	延べ時間
北消防署	2,284	2349:23
令和07年01月	227	253:21
令和07年02月	187	202:45
令和07年03月	182	192:59
令和07年04月	180	189:02
令和07年05月	163	170:41
令和07年06月	179	181:35
令和07年07月	194	194:45
令和07年08月	215	201:48
令和07年09月	177	174:35
令和07年10月	172	175:19
令和07年11月	208	206:00
令和07年12月	200	206:29

	出場件数	延べ時間
東消防署月ヶ瀬分署	107	173:40
令和07年01月	8	18:38
令和07年02月	8	10:05
令和07年03月	11	18:09
令和07年04月	4	5:11
令和07年05月	6	7:35
令和07年06月	11	17:33
令和07年07月	13	20:36
令和07年08月	8	13:14
令和07年09月	14	21:35
令和07年10月	11	21:02
令和07年11月	9	12:23
令和07年12月	4	7:34

5. 児童虐待相談対応件数（令和4年度～令和7年度・月ごと）

子ども未来部 子ども家庭支援課

月	件数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4	113	137	84	88
5	127	147	119	140
6	114	171	122	189
7	117	145	118	164
8	59	140	113	96
9	136	183	162	168
10	119	158	154	156
11	102	115	142	138
12	97	128	141	152
1	62	85	126	137
2	93	115	144	132
3	99	121	162	94
合計	1, 238	1, 645	1, 587	1, 654

6. 一時保護児童数（令和4年度～令和7年度・月ごと）

子ども未来部 子ども家庭支援課

月	件数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4	7	14(6)	14(8)	25(13)
5	3	9	2	6
6	7	16	9	5
7	10	6	8	4
8	9	10	9	8
9	14	12	14	5
10	8	20	11	9
11	12	11	11	7
12	1	6	6	9
1	5	5	10	17
2	3	9	5	10
3	5	11	8	7
合計	84	129	107	112

※ （ ）内は、前年度から継続して一時保護を行った児童数の再掲

7 消防局の車両一覧（種別・年式・走行距離・配備先）

配備先	種別	年式	走行距離 (Km)
消防課	支援車Ⅳ型	平成23年	36,881
	燃料補給車	平成24年	10,980
	支援車Ⅰ型	平成24年	10,733
	搬送車	令和2年	8,584
	救助工作車	平成23年	10,457
救急課	救急車	令和元年	125,687
中央消防署	ポンプ車	令和7年	5,110
	化学車	平成26年	21,833
	梯子車	平成20年	7,481
	救助工作車	平成21年	63,816
	救急車	令和5年	76,587
	救急車	令和5年	90,741
	救急車	平成23年	180,530
佐保分署	ポンプ車	平成30年	37,673
	救急車	令和2年	162,494
南部分署	ポンプ車	平成29年	37,148
	水槽車	平成17年	40,620
	救急車	令和7年	12,534
南消防署	ポンプ車	平成11年	67,092
	ポンプ車	平成26年	46,614
	化学車	令和3年	7,216
	梯子車	平成25年	5,525
	救急車	令和5年	37,569
	救急車	平成22年	247,897
西大寺分署	ポンプ車	平成19年	89,250
	救急車	令和3年	183,047

消防局消防課

配備先	種別	年式	走行距離 (Km)
西消防署	ポンプ車	令和4年	16,938
	水槽車	平成30年	14,835
	梯子車	平成16年	10,088
	救助工作車	平成27年	46,223
	救急車	令和6年	61,126
	救急車	令和7年	7,159
富雄分署	ポンプ車	平成24年	62,581
	救急車	令和5年	99,980
北消防署	ポンプ車	平成18年	64,967
	水槽車	平成12年	33,852
	梯子車	令和2年	6,207
	救急車	令和4年	114,194
	ポンプ車	平成15年	85,898
東消防署	ポンプ車	平成23年	64,939
	水槽車	令和6年	3,677
	救助工作車	平成22年	12,502
	救急車	平成30年	179,824
	救急車	令和5年	47,693
東部分署	ポンプ車	令和6年	9,512
	高所救助放水車	平成13年	14,846
	救急車	令和6年	23,480
月ヶ瀬分署	ポンプ車	平成21年	27,518
	救急車	平成25年	74,474

8. 市内保育所・認定こども園の待機児童数(公立・私立別、園別、年齢別)(令和4年度～令和8年度、4月1日時点)

子ども未来部 子ども給付課

令和4年4月1日時点

(単位:人)

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	三笠保育園							
2	都南保育園							
3	伏見保育園							
4	京西保育園							
5	常盤こども園							
6	月ヶ瀬こども園							
7	都祁こども園							
8	都跡こども園							
9	富雄南こども園							
10	青和こども園							
11	左京こども園							
12	布目こども園(休園)							
13	柳生こども園							
14	高円こども園							
15	神功こども園							
16	若草こども園							
17	朱雀こども園							
18	東登美ヶ丘こども園							
19	平城こども園							
20	辰市こども園			1				1
21	学園南こども園							
22	伏見こども園							
	公立合計	0	0	1	0	0	0	1
23	奈良ルーテル保育園							
24	西大寺保育園							
25	西奈良ルーテル保育園							
26	みのり保育園							
27	みずほ保育園							
28	こまどり保育園		1		1			2
29	桜華保育園							
30	西の京さくら保育園							
31	あかね保育園							
32	そら保育園			1				1
33	あいづ保育園			1				1
34	とみお駅前保育園							
35	すまいる保育園		1					1
36	西ノ京みどりの園保育園							
37	新大宮駅前みどりの園保育園							
38	学研奈良ビュア保育園							
39	あいづ保育園分園							
40	Y M C A なら保育園							
41	そら保育園分園							
42	西大寺南みどりの園保育園							
43	桃の木保育園							
44	ソフィア富雄保育園							
45	登美ヶ丘マミーズ保育園							
46	春日よつば保育園							
47	白藤学園おおみや保育園							
48	memorytree 奈良保育園							
49	学園前小学園							
50	あやめ池小学園							
51	富雄小学園							
52	鶴舞保育園							
53	こだま保育園							
54	中登美こども園							
55	佐保山こども園							
56	佐保川こども園							
57	YMCA あきしの保育園							
58	あいのそのこども園							
59	奈良カトリック幼稚園							
60	右京こだま保育園		1					1
61	鶴舞やまとこども園							
62	極楽坊あすかこども園							
63	奈良育英幼稚園		1					1
64	愛染幼稚園							
65	富雄藍咲小学園							
66	いさがわ幼稚園							
67	YMCA 西大寺南保育園							
68	ニチイキッズ伏見菅原保育園							
69	奈良すこやか保育園							
70	古都すこやか保育園							
71	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園							
72	学園前ピース保育園							
73	みらいとみお保育園							
	私立合計	0	4	2	1	0	0	7
	全市合計	0	4	3	1	0	0	8

令和5年4月1日時点

(単位:人)

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	三笠保育園							
2	都南保育園							
3	伏見保育園		1					1
4	京西保育園		1					1
5	帯解こども園							
6	月ヶ瀬こども園							
7	都祁こども園							
8	都跡こども園							
9	富雄南こども園							
10	青和こども園							
11	左京こども園							
12	布目こども園(休園)							
13	柳生こども園							
14	高円こども園							
15	神功こども園							
16	若草こども園							
17	朱雀こども園			1				1
18	東登美ヶ丘こども園							
19	平城こども園							
20	辰市こども園							
21	学園南こども園							
22	伏見こども園							
	公立合計	0	2	1	0	0	0	3
23	奈良ルーテル保育園			1				1
24	西大寺保育園		2					2
25	西奈良ルーテル保育園							
26	みのり保育園							
27	みずほ保育園							
28	こまどり保育園							
29	桜華保育園							
30	西の京さくら保育園		1					1
31	あかね保育園							
32	そら保育園							
33	あいづ保育園		1					1
34	とみお駅前保育園							
35	すまいる保育園							
36	西ノ京みどりの園	1	2					3
37	新大宮駅前みどりの園							
38	学研奈良ビュア保育園		1					1
39	あいづ保育園分園							
40	YMC Aなら保育園		1					1
41	そら保育園分園							
42	西大寺南みどりの園							
43	桃の木保育園							
44	ソフィア富雄保育園							
45	登美ヶ丘マミーズ保育園							
46	春日よつば保育園							
47	白藤学園おおみや保育園							
48	memorytree奈良保育園							
49	学園前学							
50	あやめ池学							
51	富雄学							
52	鶴舞保育園							
53	こだま保育園							
54	中登美こども園		1					1
55	佐保山こども園							
56	佐保川こども園							
57	YMCAあきしの保育園							
58	あいのそのこども園							
59	奈良カトリック幼稚園							
60	右京こだま保育園							
61	鶴舞やまとこども園							
62	極楽坊あすかこども園							
63	奈良育英幼稚園							
64	愛染幼稚園							
65	富雄藍咲学		2					2
66	いさがわ幼稚園							
67	白藤学園おおみやこども園							
68	明治わらべこども園							
69	大安寺西しろはとこども園							
70	YMCA西大寺南保育園							
71	ニチエキッズ伏見菅原保育園							
72	奈良すこやか保育園							
73	古都すこやか保育園							
74	ニチエキッズ南口駅前ひろば保育園							
75	学園前ビス保育園							
76	みらいとみお保育園							
	私立合計	1	11	1	0	0	0	13
	全市合計	1	13	2	0	0	0	16

令和6年4月1日時点

(単位:人)

	施設	設置	名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	三笠	保育園	育園							
2	都南	保育園	育園							
3	伏見	保育園	育園		1					1
4	京西	保育園	育園		1					1
5	帯解	こども	も園							
6	月ヶ瀬	こども	も園							
7	都祁	こども	も園							
8	都跡	こども	も園							
9	富雄	南こども	も園							
10	青和	こども	も園							
11	左京	こども	も園							
12	布目	こども園	(休園)							
13	柳生	こども	も園							
14	高円	こども	も園							
15	神功	こども	も園							
16	若草	こども	も園							
17	朱雀	こども	も園		1					1
18	東登美ヶ丘	こども	も園							
19	平城	こども	も園							
20	辰市	こども	も園							
21	学園	南こども	も園			2				2
22	伏見	こども	も園							
	公立	合計		0	3	2	0	0	0	5
23	奈良	ルーテル	保育園							
24	西大寺	保育園	育園		1	3				4
25	西奈良	ルーテル	保育園							
26	みのり	保育園	育園							
27	みずほ	保育園	育園		1					1
28	こまど	り保育園	育園							
29	桜華	保育園	育園							
30	あかね	保育園	育園							
31	そら	保育園	育園		2					2
32	あいづ	保育園	育園							
33	とみお	駅前保育園	育園							
34	すまいる	保育園	育園							
35	西ノ京	みどりの園	保育園							
36	新大宮	駅前みどりの園	保育園							
37	学研	奈良ビュア	保育園							
38	あいづ	保育園	分園							
39	そら	保育園	分園							
40	西大寺	南みどりの園	保育園		1					1
41	桃の	木保育園	育園							
42	ソフィア	富雄	保育園							
43	登美ヶ丘	マミーズ	保育園							
44	春日	よつば	保育園							
45	白藤	学園おおみや	保育園							
46	memorytree	奈良	保育園							
47	学園	前学	園							
48	あやめ	池学	園							
49	富雄	学	園			1				1
50	鶴舞	保育園	育園							
51	こだま	保育園	育園							
52	中登美	こども	も園		1	2				3
53	佐保	山こども	も園							
54	佐保	川こども	も園							
55	YMCA	あきしのこども	も園							
56	あいの	そのこども	も園							
57	奈良	カトリック	幼稚園							
58	右京	こだま	保育園							
59	鶴舞	やまとこども	も園			2				2
60	極楽	坊あすかこども	も園							
61	奈良	育英	幼稚園							
62	愛染	幼稚園	育園							
63	富雄	藍咲	学園							
64	いさがわ	幼稚園	育園							
65	白藤	学園おおみや	こども園							
66	明治	わらべこども	も園							
67	大安寺	西しろはこども	も園							
68	西大寺	北こども	も園							
69	親愛	幼稚園	育園							
70	西の京	くら	保育園		1	1				2
71	Y M C A	なら	こども園			1				1
72	YMCA	西大寺	南保育園							
73	ニチイ	キッズ伏見	菅原保育園							
74	奈良	すこやか	保育園							
75	古都	すこやか	保育園							
76	ニチイ	キッズ南口駅前	ひろば保育園			1				1
77	学園	前ビス	保育園							
78	みらい	とみお	保育園							
	私立	合計		0	7	11	0	0	0	18
	全市	合計		0	10	13	0	0	0	23

令和7年4月1日時点

(単位:人)

	施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	都南保育園							
2	伏見保育園	1	1		1			3
3	京西保育園							
4	常盤こども園							
5	月ヶ瀬こども園							
6	都祁こども園							
7	都跡こども園							
8	富雄南こども園							
9	青和こども園							
10	左京こども園							
11	布目こども園(休園)							
12	柳生こども園							
13	高円こども園							
14	神功こども園			1				1
15	若草こども園							
16	朱雀こども園		1					1
17	東登美ヶ丘こども園							
18	平城こども園							
19	辰市こども園							
20	学園南こども園							
21	伏見こども園							
	公立合計	1	2	1	1	0	0	5
22	奈良ルーテル保育園							
23	西大寺保育園		1					1
24	西奈良ルーテル保育園							
25	みのり保育園							
26	みずほ保育園		1					1
27	こまどり保育園							
28	あかね保育園							
29	あいづ保育園							
30	とみお駅前保育園			2				2
31	すまいる保育園							
32	西ノ京みどりの園保育園							
33	新大宮駅前みどりの園保育園							
34	学研奈良ピュア保育園							
35	あいづ保育園分園							
36	西大寺南みどりの園保育園							
37	桃の木保育園							
38	ソフィア富雄保育園							
39	春日よつば保育園							
40	白藤学園おおみや保育園							
41	memorytree 奈良保育園			2				2
42	三笠保育園							
43	奈良認定こども園学園前学園							
44	奈良認定こども園あやめ池学園							
45	奈良認定こども園富雄学園							
46	鶴舞保育園			1				1
47	こだま保育園		1					1
48	中登美こども園							
49	佐保山こども園							
50	佐保川こども園							
51	Y M C A あきしのこども園							
52	あいのそのこども園							
53	奈良カトリック幼稚園							
54	右京こだま保育園		1					1
55	鶴舞やまとこども園							
56	極楽坊あすかこども園							
57	奈良育英幼稚園							
58	愛染幼稚園							
59	富雄藍咲学園							
60	いさがわ幼稚園							
61	白藤学園おおみやこども園							
62	明治わらべこども園							
63	大安寺西しろはこども園							
64	西大寺北こども園							
65	親愛幼稚園							
66	西の京さくら保育園							
67	Y M C A ならこども園							
68	桜華こども園							
69	登美ヶ丘マミーズ保育園							
70	そら保育園							
71	そら保育園分園							
72	YMCA 西大寺南保育園							
73	ニチイキッズ伏見菅原保育園							
74	奈良すこやか保育園							
75	古都すこやか保育園							
76	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園							
77	学園前ピース保育園							
78	みらいとお保育園							
	私立合計	0	4	5	0	0	0	9
	全市合計	1	6	6	1	0	0	14

令和8年4月1日時点

(単位:人)

	施設	設	名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1	都南保育園									
2	伏見保育園				1	1				2
3	京西保育園									
4	常盤こども園									
5	月ヶ瀬こども園									
6	都祁こども園									
7	都跡こども園									
8	富雄南こども園									
9	青和こども園									
10	左京こども園									
11	布目こども園(休園)									
12	柳生こども園									
13	高円こども園									
14	神功こども園									
15	若草こども園									
16	朱雀こども園									
17	東登美ヶ丘こども園									
18	平城こども園									
19	辰市こども園									
20	学園南こども園				1					1
21	伏見こども園									
	公立合計			0	2	1	0	0	0	3
22	奈良ルーテル保育園									
23	西大寺保育園				1					1
24	西奈良ルーテル保育園									
25	みのり保育園									
26	みずほ保育園									
27	こまどり保育園									
28	あかね保育園				1					1
29	あいづ保育園									
30	とみお駅前保育園					1				1
31	西ノ京みどりの園保育園									
32	新大宮駅前みどりの園保育園									
33	学研奈良ビュア保育園									
34	あいづ保育園分園					1				1
35	西大寺南みどりの園保育園					1				1
36	桃の木保育園									
37	ソフィア富雄保育園									
38	春日よつば保育園									
39	白藤学園おおみや保育園									
40	memorytree奈良保育園									
41	三笠保育園									
42	奈良認定こども園学園前学園									
43	奈良認定こども園あやめ池学園									
44	奈良認定こども園富雄学園									
45	鶴舞保育園									
46	こだま保育園									
47	中登美こども園									
48	佐保山こども園									
49	佐保川こども園									
50	Y M C A あきしのこども園									
51	あいのそのこども園									
52	奈良カトリック幼稚園									
53	右京こだま保育園									
54	鶴舞やまとこども園				1					1
55	極楽坊あすかこども園				1					1
56	奈良育英幼稚園									
57	愛染幼稚園									
58	富雄藍咲学園				2					2
59	いさがわ幼稚園									
60	白藤学園おおみやこども園									
61	明治わらべこども園									
62	大安寺西しろはとこども園									
63	西大寺北こども園									
64	親愛幼稚園									
65	西の京さくら保育園				1					1
66	Y M C A ならこども園				1	1				2
67	桜華こども園									
68	登美ヶ丘ミーズ保育園									
69	そら保育園									
70	そら保育園分園									
71	済美こども園									
72	すまいるこども園									
73	Y M C A 西大寺南保育園									
74	ニチキッズ伏見菅原保育園									
75	奈良すやか保育園									
76	古都すやか保育園									
77	ニチキッズ南口駅前ひろば保育園				1					1
78	学園前ビース保育園									
79	みらいとみお保育園									
	私立合計			0	9	4	0	0	0	13
	全市合計			0	11	5	0	0	0	16

9. 市内保育所・認定こども園の充足率(公立・私立別、園別、年齢別)(令和4年度～令和8年度、4月1日時点)

子ども未来部 子ども給付課

令和4年4月1日時点 保育所

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率 (%)
1	三笠保育園	160	4	11	12	16	13	13	69	43.13
2	都南保育園	100	3	8	4	8	6	9	38	38.00
3	伏見保育園	200	7	26	35	40	37	40	185	92.50
4	京西保育園	160	6	18	26	24	25	28	127	79.38
	公立合計	620	20	63	77	88	81	90	419	67.58
5	奈良ルーテル保育園	100	5	18	20	17	20	19	99	99.00
6	西大寺保育園	172	9	24	22	26	26	25	132	76.74
7	西奈良ルーテル保育園	120	3	20	25	24	25	25	122	101.67
8	みのり保育園	165	4	21	21	25	24	25	120	72.73
9	みずほ保育園	90	0	19	15	17	17	16	84	93.33
10	こまどり保育園	125	12	25	24	25	25	25	136	108.80
11	桃の木保育園	40	2	7	10	8	7	7	41	102.50
12	桜華保育園	120	3	22	24	25	25	24	123	102.50
13	西の京さくら保育園	110	8	24	23	24	23	23	125	113.64
14	あかね保育園	120	4	22	24	24	24	24	122	101.67
15	そら保育園	90	4	17	20	22	22	21	106	117.78
16	あいづ保育園	140	13	23	24	30	29	30	149	106.43
17	とみお駅前保育園	126	4	14	23	25	22	20	108	85.71
18	すまいる保育園	90	7	18	18	17	18	16	94	104.44
19	西ノ京みどりの園保育園	90	2	17	18	19	19	18	93	103.33
20	新大宮駅前みどりの園保育園	90	3	15	18	18	19	17	90	100.00
21	学研奈良ピュア保育園	90	7	18	18	19	22	21	105	116.67
22	あいづ保育園分園	20		6	8				14	70.00
23	Y M C A なら保育園	90	8	16	16	20	20	22	102	113.33
24	そら保育園分園	11	2	4	4				10	90.91
25	西大寺南みどりの園保育園	90	3	18	19	18	17	18	93	103.33
26	ソフィア富雄保育園	90	6	15	15	18	18	14	86	95.56
27	登美ヶ丘マミーズ保育園	90	7	18	21	19	17	7	89	98.89
28	春日よつば保育園	200	7	28	29	30	30	36	160	80.00
29	白藤学園おおみや保育園	200	11	21	32	39	38	36	177	88.50
30	memorytree 奈良保育園	110	6	21	12	13	2	2	56	50.91
31	YMCA 西大寺南保育園	19	1	10	5				16	84.21
32	ニチイキッズ伏見菅原保育園	19	1	8	9				18	94.74
33	奈良すこやか保育園	19	2	7	8				17	89.47
34	古都すこやか保育園	19	1	4	7				12	63.16
35	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	19	1	3	6				10	52.63
36	学園前ピース保育園	19	0	8	7				15	78.95
37	みらいとみお保育園	17	2	4	8				14	82.35
	私立合計	2,910	148	515	553	522	509	491	2,738	94.09
	全市合計	3,530	168	578	630	610	590	581	3,157	89.43

令和4年4月1日時点 こども園

(単位:人)

こども園名			区分	利用定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)
1	帯解こども園	教育部分	41					9	9	10	28	68.29
		保育部分	129	4	9	12	11	22	26	84	65.12	
2	月ヶ瀬こども園	教育部分	15					2	5	1	8	53.33
		保育部分	45	0	1	2	5	6	7	21	46.67	
3	都祁こども園	教育部分	45					4	7	6	17	37.78
		保育部分	115	3	9	13	16	15	20	76	66.09	
4	都跡こども園	教育部分	140					39	38	31	108	77.14
		保育部分	30					9	13	15	37	123.33
5	富雄南こども園	教育部分	140					29	20	33	82	58.57
		保育部分	30					4	7	8	19	63.33
6	青和こども園	教育部分	140					31	33	46	110	78.57
		保育部分	30					4	5	11	20	66.67
7	左京こども園	教育部分	155					30	31	34	95	61.29
		保育部分	15					6	9	11	26	173.33
8	布目こども園（休園）	教育部分										
		保育部分										
9	柳生こども園	教育部分	14					1	4	0	5	35.71
		保育部分	36			2	1	1	4	8	22.22	
10	高円こども園	教育部分	30					7	5	8	20	66.67
		保育部分	130	4	8	13	16	20	15	76	58.46	
11	神功こども園	教育部分	95					10	12	13	35	36.84
		保育部分	135	8	17	19	18	21	17	100	74.07	
12	若草こども園	教育部分	30					2	5	6	13	43.33
		保育部分	100	1	4	6	9	8	6	34	34.00	
13	朱雀こども園	教育部分	60					12	17	13	42	70.00
		保育部分	190	5	27	33	29	37	34	165	86.84	
14	東登美ヶ丘こども園	教育部分	110					24	34	24	82	74.55
		保育部分	30					6	6	9	21	70.00
15	平城こども園	教育部分	140					29	33	26	88	62.86
		保育部分	30					3	7	3	13	43.33
16	辰市こども園	教育部分	55					8	13	14	35	63.64
		保育部分	160	7	22	23	27	27	25	131	81.88	
17	学園南こども園	教育部分	55					13	10	16	39	70.91
		保育部分	200	10	26	30	29	34	32	161	80.50	
18	伏見こども園	教育部分	155					47	39	51	137	88.39
		保育部分	15					5	11	9	25	166.67
	公立合計	教育部分	1,420	0	0	0	297	315	332	944	66.48	
		保育部分	1,420	42	123	153	198	249	252	1,017	71.62	
19	学園前学園	教育部分	40					4	2	4	10	25.00
		保育部分	210	8	15	26	22	26	31	128	60.95	
20	あやめ池学園	教育部分	21					1	2	2	5	23.81
		保育部分	122	4	13	18	23	19	21	98	80.33	
21	富雄学園	教育部分	28					1	0	2	3	10.71
		保育部分	90	6	22	20	20	20	17	105	116.67	
22	鶴舞保育園	教育部分	6					2	0	4	6	100.00
		保育部分	152	4	24	26	25	29	24	132	86.84	
23	こだま保育園	教育部分	15					5	7	5	17	113.33
		保育部分	90	12	16	18	17	17	18	98	108.89	
24	中登美こども園	教育部分	9					3	4	3	10	111.11
		保育部分	216	7	33	37	39	32	38	186	86.11	
25	佐保山こども園	教育部分	9					2	2	3	7	77.78
		保育部分	306	8	19	25	27	29	33	141	46.08	
26	佐保川こども園	教育部分	9					3	5	2	10	111.11
		保育部分	180	10	23	28	28	26	27	142	78.89	
27	YMCAあきしの保育園	教育部分	9					3	3	2	8	88.89
		保育部分	130	7	18	24	27	27	26	129	99.23	
28	あいのそのこども園	教育部分	12					5	4	4	13	108.33
		保育部分	68	2	13	12	12	14	14	67	98.53	
29	奈良カトリック幼稚園	教育部分	119					37	38	33	108	90.76
		保育部分	28			7	7	10	10	34	121.43	
30	右京こだま保育園	教育部分	30					12	8	14	34	113.33
		保育部分	195	10	31	34	32	31	28	166	85.13	
31	鶴舞やまこども園	教育部分	85					12	19	15	46	54.12
		保育部分	90	4	13	17	21	12	5	72	80.00	
32	極楽坊あすかこども園	教育部分	25					12	15	3	30	120.00
		保育部分	275	7	26	41	36	45	59	214	77.82	
33	奈良育英幼稚園	教育部分	45					12	11	11	34	75.56
		保育部分	50		12	8	8	16	2	46	92.00	
34	愛染幼稚園	教育部分	45					12	13	24	49	108.89
		保育部分	54		8	9	13	13	6	49	90.74	
35	富雄藍咲学園	教育部分	55					22	12	14	48	87.27
		保育部分	165	12	24	30	32	32	36	166	100.61	
36	いさがわ幼稚園	教育部分	135					34	35	30	99	73.33
		保育部分	20		0	5	6	9	10	30	150.00	
	私立合計	教育部分	697	0	0	0	182	180	175	537	77.04	
		保育部分	2,441	101	310	385	395	407	405	2,003	82.06	
	全市合計	教育部分	2,117	0	0	0	479	495	507	1,481	69.96	
		保育部分	3,861	143	433	538	593	656	657	3,020	78.22	

令和5年4月1日時点 保育所

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)
1	三笠保育園	160	5	12	15	11	12	13	68	42.50
2	都南保育園	100	0	7	10	7	8	8	40	40.00
3	伏見保育園	200	3	24	29	32	38	37	163	81.50
4	京西保育園	160	4	19	25	28	26	27	129	80.63
	公立合計	620	12	62	79	78	84	85	400	64.52
5	奈良ルーテル保育園	100	6	19	20	20	19	20	104	104.00
6	西大寺保育園	172	5	23	23	24	26	26	127	73.84
7	西奈良ルーテル保育園	120	4	23	24	25	21	25	122	101.67
8	みのり保育園	165	2	15	22	24	26	24	113	68.48
9	みずほ保育園	90	2	11	19	12	14	17	75	83.33
10	こまどり保育園	125	4	25	24	22	23	25	123	98.40
11	桃の木保育園	40	3	7	8	10	8	6	42	105.00
12	桜華保育園	120	5	21	23	22	25	24	120	100.00
13	西の京さくら保育園	110	7	24	24	24	24	22	125	113.64
14	あかね保育園	120	4	24	24	24	24	22	122	101.67
15	そら保育園	90	4	14	19	21	21	21	100	111.11
16	あいづ保育園	140	12	23	25	28	27	29	144	102.86
17	とみお駅前保育園	126	4	19	19	24	24	20	110	87.30
18	すまいる保育園	90	6	18	18	17	17	16	92	102.22
19	西ノ京みどりの園保育園	90	3	18	18	17	19	19	94	104.44
20	新大宮駅前みどりの園保育園	90	6	17	18	19	19	19	98	108.89
21	学研奈良ピュア保育園	90	6	17	18	18	19	21	99	110.00
22	あいづ保育園分園	20		6	2				8	40.00
23	Y M C A なら保育園	90	11	13	16	18	20	19	97	107.78
24	そら保育園分園	11	1	4	4				9	81.82
25	西大寺南みどりの園保育園	90	2	18	19	19	19	16	93	103.33
26	ソフィア富雄保育園	90	5	15	15	18	18	18	89	98.89
27	登美ヶ丘マミーズ保育園	90	4	17	21	19	20	16	97	107.78
28	春日よつば保育園	200	4	30	29	29	29	32	153	76.50
29	白藤学園おおみや保育園	200	12	24	29	33	39	36	173	86.50
30	memorytree 奈良保育園	110	5	17	22	13	18	5	80	72.73
31	YMCA 西大寺南保育園	19	2	5	11				18	94.74
32	ニチキッズ伏見菅原保育園	19	2	6	8				16	84.21
33	奈良すこやか保育園	19	2	7	6				15	78.95
34	古都すこやか保育園	19	1	5	1				7	36.84
35	ニチキッズ南口駅前ひろば保育園	19	1	6	9				16	84.21
36	学園前ピース保育園	19	1	8	8				17	89.47
37	みらいとみお保育園	17	0	2	2				4	23.53
	私立合計	2,910	136	501	548	500	519	498	2,702	92.85
	全市合計	3,530	148	563	627	578	603	583	3,102	87.88

令和5年4月1日時点 こども園

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)
1	帯解こども園	教育部分 41 保育部分 129	3	10	12	13	12	22	72	58.54 55.81
2	月ヶ瀬こども園	教育部分 15 保育部分 45	1	1	3	2	6	7	20	26.67 44.44
3	都祁こども園	教育部分 45 保育部分 115	2	8	9	12	16	15	62	37.78 53.91
4	都跡こども園	教育部分 140 保育部分 30				34	40	38	112	80.00 116.67
5	富雄南こども園	教育部分 140 保育部分 30				26	27	21	74	52.86 96.67
6	青和こども園	教育部分 140 保育部分 30				35	39	31	105	75.00 60.00
7	左京こども園	教育部分 155 保育部分 15				26	27	28	81	52.26 160.00
8	布目こども園(休園)	教育部分 保育部分				5	9	10	24	
9	柳生こども園	教育部分 14 保育部分 36		1	2	1	1	0	5	50.00 13.89
10	高円こども園	教育部分 30 保育部分 130	2	10	10	16	14	20	72	83.33 55.38
11	神功こども園	教育部分 95 保育部分 135	4	14	23	22	20	21	104	38.95 77.04
12	若草こども園	教育部分 30 保育部分 100	2	4	3	5	8	11	33	30.00 33.00
13	朱雀こども園	教育部分 60 保育部分 190	8	18	32	34	28	34	154	65.00 81.05
14	東登美ヶ丘こども園	教育部分 110 保育部分 30				15	26	29	70	63.64 83.33
15	平城こども園	教育部分 140 保育部分 30				30	30	33	93	66.43 83.33
16	辰市こども園	教育部分 55 保育部分 160	6	16	25	23	28	31	129	74.55 80.63
17	学園南こども園	教育部分 55 保育部分 200	8	24	29	12	8	10	30	54.55 79.50
18	伏見こども園	教育部分 155 保育部分 15				44	47	42	133	85.81 220.00
	公立合計	教育部分 1,420 保育部分 1,420	0	0	0	290	305	306	901	63.45 70.35
19	学園前学園	教育部分 15 保育部分 210	7	22	22	21	21	24	117	113.33 55.71
20	あやめ池学園	教育部分 15 保育部分 122	4	19	19	6	23	18	100	60.00 81.97
21	富雄学園	教育部分 28 保育部分 90	7	22	22	2	1	0	3	10.71 121.11
22	鶴舞保育園	教育部分 6 保育部分 152	7	24	26	1	2	0	3	50.00 87.50
23	こだま保育園	教育部分 15 保育部分 90	14	15	18	5	6	7	18	120.00 111.11
24	中登美こども園	教育部分 9 保育部分 216	5	37	40	1	1	4	6	66.67 90.74
25	佐保山こども園	教育部分 15 保育部分 174	7	26	19	5	2	2	9	60.00 74.71
26	佐保川こども園	教育部分 9 保育部分 180	5	21	21	2	2	5	9	100.00 71.11
27	YMCAあきしの保育園	教育部分 9 保育部分 130	2	23	21	2	1	1	4	44.44 96.92
28	あいのそのこども園	教育部分 12 保育部分 68	2	11	13	5	5	4	14	116.67 95.59
29	奈良カトリック幼稚園	教育部分 90 保育部分 57			0	33	35	34	102	113.33 71.93
30	右京こだま保育園	教育部分 30 保育部分 195	11	30	32	10	10	12	41	86.67 88.72
31	鶴舞やまこども園	教育部分 85 保育部分 90	3	15	17	22	11	16	49	57.65 108.89
32	極楽坊あすかこども園	教育部分 25 保育部分 275	6	28	30	8	11	14	33	132.00 69.09
33	奈良育英幼稚園	教育部分 45 保育部分 50		9	14	10	14	9	33	73.33 128.00
34	愛染幼稚園	教育部分 45 保育部分 54		1	13	12	15	13	40	88.89 103.70
35	富雄藍咲学園	教育部分 55 保育部分 165	14	24	30	29	28	12	69	125.45 100.00
36	いさがわ幼稚園	教育部分 135 保育部分 20		0	3	30	34	33	165	67.41 130.00
37	白藤学園おおみやこども園	教育部分 72 保育部分 18				15	7	20	42	58.33 55.56
38	明治わらべこども園	教育部分 35 保育部分 18				9	8	8	25	71.43 16.67
39	大安寺西しろはとこども園	教育部分 60 保育部分 24				18	8	5	31	51.67 25.00
	私立合計	教育部分 810 保育部分 2,398	0	0	0	231	206	196	633	78.15 84.90
	全市合計	教育部分 2,230 保育部分 3,818	0	0	0	521	511	502	1,534	68.79 79.49

令和6年4月1日時点 保育所

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率 (%)
1	三 笠 保 育 園	160	1	12	10	12	11	13	59	36.88
2	都 南 保 育 園	100	4	4	7	9	8	8	40	40.00
3	伏 見 保 育 園	200	4	22	32	36	32	38	164	82.00
4	京 西 保 育 園	160	3	13	24	26	28	26	120	75.00
	公 立 合 計	620	12	51	73	83	79	85	383	61.77
5	奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	100	6	20	20	17	20	18	101	101.00
6	西 大 寺 保 育 園	172	7	18	23	24	24	25	121	70.35
7	西 奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	120	2	25	25	24	25	22	123	102.50
8	み の り 保 育 園	140	3	17	20	21	26	27	114	81.43
9	み ず ほ 保 育 園	90	3	16	15	17	10	14	75	83.33
10	こ ま ど り 保 育 園	125	4	23	24	24	22	22	119	95.20
11	桃 の 木 保 育 園	40	2	6	6	7	10	7	38	95.00
12	桜 華 保 育 園	120	6	23	24	26	24	25	128	106.67
13	あ か ね 保 育 園	120	6	24	24	23	24	23	124	103.33
14	そ ら 保 育 園	90	8	16	17	21	21	20	103	114.44
15	あ い づ 保 育 園	140	6	24	24	27	26	26	133	95.00
16	と み お 駅 前 保 育 園	126	3	20	24	24	26	25	122	96.83
17	す ま い る 保 育 園	90	4	18	18	18	17	17	92	102.22
18	西ノ京みどりの園保育園	90	3	18	18	19	18	19	95	105.56
19	新大宮駅前みどりの園保育園	90	3	18	18	19	19	19	96	106.67
20	学 研 奈 良 ピ ュ ア 保 育 園	90	12	17	18	18	18	19	102	113.33
21	あ い づ 保 育 園 分 園	20		6	8				14	70.00
22	そ ら 保 育 園 分 園	11	2	3	5				10	90.91
23	西 大 寺 南 み ど り の 園 保 育 園	90	1	16	18	18	18	20	91	101.11
24	ソ フ ィ ア 富 雄 保 育 園	90	6	15	15	18	18	18	90	100.00
25	登 美 ケ 丘 マ ミ ー ズ 保 育 園	90	9	18	21	18	20	20	106	117.78
26	春 日 よ つ ば 保 育 園	200	8	28	30	26	31	27	150	75.00
27	白 藤 学 園 お お み や 保 育 園	200	11	23	34	38	32	40	178	89.00
28	memorytree 奈 良 保 育 園	110	3	18	18	18	14	19	90	81.82
29	YMCA 西 大 寺 南 保 育 園	19	1	7	8				16	84.21
30	ニチイキッズ伏見菅原保育園	19	2	8	9				19	100.00
31	奈 良 す こ や か 保 育 園	19	1	5	8				14	73.68
32	古 都 す こ や か 保 育 園	19	0	8	7				15	78.95
33	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	19	1	6	9				16	84.21
34	学 園 前 ピ ー ス 保 育 園	19	2	8	8				18	94.74
35	み ら い と み お 保 育 園	17	0	1	6				7	41.18
	私 立 合 計	2,685	125	473	522	465	463	472	2,520	93.85
	全 市 合 計	3,305	137	524	595	548	542	557	2,903	87.84

令和6年4月1日時点 こども園

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)
1	帯解こども園	教育部分 41 保育部分 129	4	7	14	13	15	14	67	43.90 51.94
2	月ヶ瀬こども園	教育部分 15 保育部分 45	0	4	3	7	3	6	23	0.00 51.11
3	都祁こども園	教育部分 45 保育部分 115	1	12	8	2	2	2	6	13.33 56.52
4	都跡こども園	教育部分 140 保育部分 30				28	32	36	96	68.57 120.00
5	富雄南こども園	教育部分 140 保育部分 30				16	23	28	67	47.86 86.67
6	青和こども園	教育部分 140 保育部分 30				24	34	39	97	69.29 76.67
7	左京こども園	教育部分 140 保育部分 30				27	24	26	77	55.00 70.00
8	布目こども園(休園)	教育部分 保育部分				5	7	9	21	
9	柳生こども園	教育部分 14 保育部分 36		0	2	2	2	1	5	35.71 16.67
10	高円こども園	教育部分 30 保育部分 130	2	8	15	9	19	18	71	70.00 54.62
11	神功こども園	教育部分 95 保育部分 135	3	9	20	18	25	22	97	35.79 71.85
12	若草こども園	教育部分 30 保育部分 100	1	4	6	4	6	9	30	40.00 30.00
13	朱雀こども園	教育部分 60 保育部分 190	8	20	32	15	10	14	39	65.00 82.11
14	東登美ヶ丘こども園	教育部分 110 保育部分 30				15	17	26	58	52.73 66.67
15	平城こども園	教育部分 140 保育部分 30				21	31	27	79	56.43 86.67
16	辰市こども園	教育部分 55 保育部分 160	6	14	22	15	13	11	39	70.91 76.25
17	学園南こども園	教育部分 55 保育部分 200	3	20	30	10	11	14	35	63.64 72.50
18	伏見こども園	教育部分 155 保育部分 15				44	42	42	128	82.58 200.00
	公立合計	教育部分 1,405 保育部分 1,435	0	0	0	242	279	290	811	57.72 67.18
19	学園前学園	教育部分 15 保育部分 210	5	31	33	6	8	5	19	126.67 62.86
20	あやめ池学園	教育部分 15 保育部分 122	3	24	23	21	20	23	114	93.44 14.29
21	富雄学園	教育部分 28 保育部分 90	5	21	22	19	21	18	106	117.78 83.33
22	鶴舞保育園	教育部分 6 保育部分 152	2	25	25	0	2	24	121	79.61 106.67
23	こだま保育園	教育部分 15 保育部分 90	15	14	18	5	5	6	16	112.22 111.11
24	中登美こども園	教育部分 9 保育部分 216	3	30	42	5	4	1	10	88.43 40.00
25	佐保山こども園	教育部分 15 保育部分 160	5	19	24	3	24	26	118	73.75 77.78
26	佐保川こども園	教育部分 9 保育部分 180	3	15	22	19	27	27	113	62.78 55.56
27	YMCAあきしのこども園	教育部分 9 保育部分 130	3	24	24	3	2	0	5	95.38 116.67
28	あいのそのこども園	教育部分 12 保育部分 68	2	11	12	5	4	5	14	98.53 84.44
29	奈良カトリック幼稚園	教育部分 90 保育部分 57			15	17	28	31	76	101.75 110.00
30	右京こだま保育園	教育部分 57 保育部分 30			0	14	11	11	33	86.67 55.29
31	鶴舞やまとこども園	教育部分 85 保育部分 90	8	30	33	25	32	34	169	136.67 96.00
32	極楽坊あすかこども園	教育部分 25 保育部分 300	6	18	18	6	8	10	24	69.67 75.56
33	奈良育英幼稚園	教育部分 45 保育部分 50	8	13	13	11	10	13	34	122.00 80.00
34	愛染幼稚園	教育部分 45 保育部分 54		8	14	11	16	13	36	127.78 158.18
35	富雄藍咲学園	教育部分 55 保育部分 165	12	24	30	30	29	28	87	96.36 48.15
36	いさがわ幼稚園	教育部分 135 保育部分 20			0	14	23	28	65	145.00 61.11
37	白藤学園おおみやこども園	教育部分 72 保育部分 18			2	6	16	10	29	100.00 65.71
38	明治わらべこども園	教育部分 35 保育部分 18				5	7	6	18	27.78 63.33
39	大安寺西しろはとこども園	教育部分 60 保育部分 39	4	6	6	12	18	8	38	87.18 81.58
40	西大寺北こども園	教育部分 38 保育部分 21				8	14	9	31	38.10 89.29
41	親愛幼稚園	教育部分 21 保育部分 84				5	3	0	8	16.67 16.67
42	西の京さくら保育園	教育部分 36 保育部分 6			2	0	1	0	1	114.55 0.00
43	YMCAならこども園	教育部分 110 保育部分 9	11	21	23	24	23	24	126	104.44 74.45
	私立合計	教育部分 947 保育部分 2,681	0	0	0	220	255	230	705	87.84 64.46
	全市合計	教育部分 2,352 保育部分 4,116	0	0	0	462	534	520	1,516	80.64

令和7年4月1日時点 保育所

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率 (%)
1	都 南 保 育 園	100	0	7	6	9	9	8	39	39.00
2	伏 見 保 育 園	200	6	22	35	40	40	35	178	89.00
3	京 西 保 育 園	160	3	9	19	25	26	28	110	68.75
	公 立 合 計	460	9	38	60	74	75	71	327	71.09
4	奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	100	7	19	17	18	17	18	96	96.00
5	西 大 寺 保 育 園	172	8	20	23	22	22	24	119	69.19
6	西 奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	120	4	24	25	24	25	23	125	104.17
7	み の り 保 育 園	130	2	11	19	20	19	26	97	74.62
8	み ず ほ 保 育 園	90	3	12	15	13	16	10	69	76.67
9	こ ま ど り 保 育 園	125	7	25	24	24	23	22	125	100.00
10	桃 の 木 保 育 園	40	1	7	8	6	7	10	39	97.50
11	あ か ね 保 育 園	120	9	24	24	24	22	22	125	104.17
12	あ い づ 保 育 園	140	10	23	28	29	27	26	143	102.14
13	と み お 駅 前 保 育 園	126	6	23	24	25	24	26	128	101.59
14	す ま い る 保 育 園	90	7	17	19	17	15	17	92	102.22
15	西ノ京みどりの園保育園	90	3	18	18	19	20	16	94	104.44
16	新大宮駅前みどりの園保育園	90	3	18	17	18	19	19	94	104.44
17	学 研 奈 良 ピ ュ ア 保 育 園	90	8	18	18	19	21	18	102	113.33
18	あ い づ 保 育 園 分 園	20		9	9				18	90.00
19	西大寺南みどりの園保育園	90	2	17	18	18	18	17	90	100.00
20	ソ フィ ア 富 雄 保 育 園	90	7	15	15	18	18	18	91	101.11
21	春 日 よ つ ば 保 育 園	200	5	27	30	34	26	29	151	75.50
22	白 藤 学 園 お お み や 保 育 園	200	7	24	35	39	37	34	176	88.00
23	memorytree 奈 良 保 育 園	110	3	13	17	18	17	15	83	75.45
24	三 笠 保 育 園	90	5	8	13	14	11	11	62	68.89
25	YMCA 西 大 寺 南 保 育 園	19	3	7	9				19	100.00
26	ニチイキッズ伏見菅原保育園	19	3	8	8				19	100.00
27	奈 良 す こ や か 保 育 園	19	2	5	5				12	63.16
28	古 都 す こ や か 保 育 園	19	1	5	7				13	68.42
29	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	19	2	6	9				17	89.47
30	学 園 前 ピ ー ス 保 育 園	19	2	7	8				17	89.47
31	み ら い と み お 保 育 園	17	0	3	4				7	41.18
	私 立 合 計	2,454	120	413	466	419	404	401	2,223	90.59
	全 市 合 計	2,914	129	451	526	493	479	472	2,550	87.51

令和7年4月1日時点 こども園

(単位:人)

保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)
1 帯解こども園	教育部分 41 保育部分 129	4	9	9	15	13	14	13	31.71
2 月ヶ瀬こども園	教育部分 15 保育部分 45	0	3	3	4	5	3	18	40.00
3 都祁こども園	教育部分 115 保育部分 115	0	6	12	7	12	14	51	44.35
4 都跡こども園	教育部分 140 保育部分 30				30	28	31	89	63.57
5 富雄南こども園	教育部分 140 保育部分 30				16	15	24	55	39.29
6 青和こども園	教育部分 140 保育部分 30				26	32	39	97	69.29
7 左京こども園	教育部分 140 保育部分 30				16	20	20	56	40.00
8 布目こども園(休園)	教育部分 保育部分				6	16	9	31	103.33
9 柳生こども園	教育部分 14 保育部分 36		2	1	2	3	2	6	42.86
10 高円こども園	教育部分 30 保育部分 130	3	8	11	16	9	20	67	51.54
11 神功こども園	教育部分 95 保育部分 135	3	10	22	24	18	26	103	76.30
12 若草こども園	教育部分 30 保育部分 100	1	4	4	6	3	6	24	24.00
13 朱雀こども園	教育部分 60 保育部分 190	6	20	28	28	36	38	156	82.11
14 東登美ヶ丘こども園	教育部分 110 保育部分 30				18	17	18	53	48.18
15 平城こども園	教育部分 140 保育部分 30				18	21	32	71	50.71
16 辰市こども園	教育部分 55 保育部分 160	7	16	20	19	27	27	116	72.50
17 学園南こども園	教育部分 55 保育部分 200	3	20	30	32	33	35	153	76.50
18 伏見こども園	教育部分 155 保育部分 15				42	36	38	116	74.84
公立合計	教育部分 1,405 保育部分 1,435	0	0	0	239	235	275	749	53.31
19 学園前学園	教育部分 15 保育部分 210	4	30	36	31	21	20	142	67.62
20 あやめ池学園	教育部分 15 保育部分 122	4	24	22	23	18	18	109	89.34
21 富雄学園	教育部分 28 保育部分 90	5	22	22	20	19	17	105	116.67
22 鶴舞保育園	教育部分 6 保育部分 152	6	25	26	23	24	21	125	82.24
23 こだま保育園	教育部分 15 保育部分 90	10	16	17	17	18	18	96	106.67
24 中登美こども園	教育部分 9 保育部分 216	1	36	43	39	45	36	200	92.59
25 佐保山こども園	教育部分 15 保育部分 160	9	21	26	26	17	25	124	77.50
26 佐保川こども園	教育部分 9 保育部分 160	9	19	17	18	19	26	108	67.50
27 YMCAあきしのこども園	教育部分 9 保育部分 130	7	24	24	26	21	24	126	96.92
28 あいのそのこども園	教育部分 12 保育部分 68	3	12	12	11	14	15	67	98.53
29 奈良カトリック幼稚園	教育部分 90 保育部分 57				23	17	25	65	72.22
30 右京こだま保育園	教育部分 30 保育部分 195	9	26	30	34	32	30	161	82.56
31 鶴舞やまとこども園	教育部分 85 保育部分 90	6	18	18	20	23	30	115	127.78
32 極楽坊あすかこども園	教育部分 25 保育部分 300	11	29	39	51	37	48	215	71.67
33 奈良育英幼稚園	教育部分 45 保育部分 50		11	8	6	11	8	28	55.56
34 愛染幼稚園	教育部分 50 保育部分 45		7	16	14	19	18	68	136.00
35 富雄藍咲学園	教育部分 54 保育部分 90				13	9	10	32	71.11
36 いさがわ幼稚園	教育部分 54 保育部分 165	9	20	27	29	30	29	145	87.88
37 白藤学園おおみやこども園	教育部分 135 保育部分 20				12	11	18	41	30.37
38 明治わらべこども園	教育部分 72 保育部分 36	4	8	8	8	13	8	49	136.11
39 大安寺西しろはとこども園	教育部分 35 保育部分 27	3	3	2	1	2	5	16	59.26
40 西大寺北こども園	教育部分 60 保育部分 39	4	8	8	8	8	9	45	115.38
41 親愛幼稚園	教育部分 38 保育部分 21				11	7	12	30	78.95
42 西の京さくら保育園	教育部分 84 保育部分 36				10	10	6	26	123.81
43 YMCAならこども園	教育部分 6 保育部分 110	12	23	22	22	23	21	123	111.82
44 桜華こども園	教育部分 9 保育部分 120	12	16	16	18	19	15	96	88.89
45 登美ヶ丘マミーズ保育園	教育部分 9 保育部分 15	2	23	24	25	26	24	124	103.33
46 そら保育園	教育部分 15 保育部分 90	8	18	21	20	20	20	107	118.89
47 そら保育園分園	教育部分 9 保育部分 90	7	15	16	3	2	0	5	55.56
私立合計	教育部分 1,015 保育部分 2,999	0	0	0	244	221	248	713	70.25
全市合計	教育部分 2,420 保育部分 4,434	146	458	520	556	547	560	2,787	92.93
	教育部分 2,420 保育部分 4,434	0	0	0	483	456	523	1,462	60.41
	教育部分 2,420 保育部分 4,434	173	556	660	752	773	832	3,746	84.48

令和8年4月1日時点 保育所

(単位:人)

	保育所名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率 (%)
1	都 南 保 育 園	100	3	4	9	6	9	8	39	39.00
2	伏 見 保 育 園	200	4	19	31	38	38	39	169	84.50
3	京 西 保 育 園	160	4	11	18	24	28	26	111	69.38
	公 立 合 計	460	11	34	58	68	75	73	319	69.35
4	奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	100	8	19	20	19	16	18	100	100.00
5	西 大 寺 保 育 園	172	6	18	21	22	24	22	113	65.70
6	西 奈 良 ル ー テ ル 保 育 園	120	9	25	25	20	25	25	129	107.50
7	み の り 保 育 園	120	6	13	10	18	20	18	85	70.83
8	み ず ほ 保 育 園	90	3	9	16	13	13	16	70	77.78
9	こ ま ど り 保 育 園	125	4	24	24	24	25	24	125	100.00
10	桃 の 木 保 育 園	40	5	6	8	8	8	7	42	105.00
11	あ か ね 保 育 園	120	6	24	24	24	22	22	122	101.67
12	あ い づ 保 育 園	140	8	25	30	29	29	27	148	105.71
13	と み お 駅 前 保 育 園	126	2	24	24	25	26	24	125	99.21
14	西ノ京みどりの園保育園	90	3	14	18	18	19	19	91	101.11
15	新大宮駅前みどりの園保育園	90	0	6	17	19	18	18	78	86.67
16	学 研 奈 良 ピ ュ ア 保 育 園	90	9	18	18	18	18	21	102	113.33
17	あ い づ 保 育 園 分 園	20	0	9	9	0	0	0	18	90.00
18	西大寺南みどりの園保育園	90	3	17	18	19	18	18	93	103.33
19	ソ フ ィ ア 富 雄 保 育 園	90	9	15	15	14	18	18	89	98.89
20	春 日 よ つ ば 保 育 園	200	6	30	30	28	33	27	154	77.00
21	白 藤 学 園 お お み や 保 育 園	200	7	30	36	35	37	35	180	90.00
22	memory tree 奈良保育園	110	4	16	18	19	17	16	90	81.82
23	三 笠 保 育 園	90	3	12	12	16	16	13	72	80.00
24	YMCA 西 大 寺 南 保 育 園	19	1	6	9				16	84.21
25	ニチイキッズ伏見菅原保育園	19	5	8	8				21	110.53
26	奈 良 す こ や か 保 育 園	19	3	7	6				16	84.21
27	古 都 す こ や か 保 育 園	19	1	6	5				12	63.16
28	ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園	19	0	8	8				16	84.21
29	学 園 前 ピ ー ス 保 育 園	19	0	8	7				15	78.95
30	み ら い と み お 保 育 園	17	1	5	7				13	76.47
	私 立 合 計	2,354	112	402	443	388	402	388	2,135	90.70
	全 市 合 計	2,814	123	436	501	456	477	461	2,454	87.21

令和8年4月1日時点 こども園

(単位:人)

令和8年4月1日時点		こども園																		(単位:人)	
保育所名		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	充足率(%)											
1	帯解こども園	教育部分 保育部分	41 129	0 0	8 8	10 10	3 11	0 15	3 12	6 56	14.63 43.41										
2	月ヶ瀬こども園	教育部分 保育部分	15 45	0 0	3 3	3 3	2 4	4 5	0 17	1 37	6.67 78.22										
3	都祁こども園	教育部分 保育部分	45 115	1 1	4 4	5 5	16 16	7 29	12 26	45 86	39.13 61.43										
4	都跡こども園	教育部分 保育部分	140 30	1 0	4 0	5 0	31 10	29 14	26 11	86 35	61.43 116.67										
5	富雄南こども園	教育部分 保育部分	140 30	1 0	4 0	5 0	16 9	10 10	15 7	44 26	31.43 86.67										
6	青和こども園	教育部分 保育部分	140 30	1 0	4 0	5 0	21 3	25 11	34 5	80 19	57.14 63.33										
7	左京こども園	教育部分 保育部分	140 30	1 0	4 0	5 0	15 6	18 5	23 14	56 25	40.00 83.33										
8	布目こども園(休園)	教育部分 保育部分	14 36	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	3 3	4 9	28.57 25.00										
9	柳生こども園	教育部分 保育部分	36 30	0 0	1 0	2 0	1 2	2 7	3 10	9 22	25.00 73.33										
10	高円こども園	教育部分 保育部分	130 95	3 3	8 10	9 19	8 20	15 26	7 21	53 99	40.77 73.33										
11	神功こども園	教育部分 保育部分	135 30	3 0	10 4	19 5	20 3	26 7	21 3	99 7	73.33 23.33										
12	若草こども園	教育部分 保育部分	100 60	0 0	4 0	5 0	3 10	7 15	5 12	24 37	24.00 61.67										
13	朱雀こども園	教育部分 保育部分	190 110	6 6	19 19	29 29	26 11	34 19	41 17	155 47	81.58 42.73										
14	東登美ヶ丘こども園	教育部分 保育部分	30 140	0 0	0 0	0 0	5 17	2 20	10 23	17 60	56.67 42.86										
15	平城こども園	教育部分 保育部分	30 55	0 0	0 0	0 0	7 6	7 13	8 11	22 30	73.33 54.55										
16	辰市こども園	教育部分 保育部分	160 55	6 0	17 0	23 0	22 13	26 12	25 4	119 29	74.38 52.73										
17	学園南こども園	教育部分 保育部分	200 155	3 0	20 0	30 0	30 44	40 36	39 32	162 112	81.00 72.26										
18	伏見こども園	教育部分 保育部分	15 15	0 0	0 0	0 0	5 5	17 17	18 18	40 40	266.67 266.67										
公立合計		教育部分 保育部分	1,405 1,435	0 22	0 94	0 135	211 184	220 242	229 246	660 923	46.98 64.32										
19	学園前学園	教育部分 保育部分	20 210	2 2	23 23	33 33	32 32	30 30	21 21	141 141	50.00 67.14										
20	あやめ池学園	教育部分 保育部分	15 122	1 1	21 21	24 24	21 21	25 25	19 19	111 111	90.98 14.29										
21	富雄学園	教育部分 保育部分	28 90	3 3	22 22	22 22	20 20	19 19	19 19	105 105	116.67 133.33										
22	鶴舞保育園	教育部分 保育部分	6 152	3 3	27 27	24 24	21 21	21 21	25 25	121 121	79.61 106.67										
23	こだま保育園	教育部分 保育部分	15 90	11 11	15 15	18 18	19 19	18 18	18 18	99 99	10.00 10.00										
24	中登美こども園	教育部分 保育部分	9 216	4 4	26 26	42 42	31 31	39 39	45 45	187 187	86.57 33.33										
25	佐保山こども園	教育部分 保育部分	15 160	5 5	24 24	25 25	24 24	25 25	17 17	120 120	75.00 77.78										
26	佐保川こども園	教育部分 保育部分	9 160	7 7	23 23	24 24	17 17	22 22	19 19	112 112	70.00 100.00										
27	YMCAあきしのこども園	教育部分 保育部分	9 130	3 3	22 22	24 24	24 24	25 25	21 21	119 119	91.54 125.00										
28	あいのそのこども園	教育部分 保育部分	12 68	4 4	10 10	14 14	12 12	11 11	14 14	65 65	95.59 61.11										
29	奈良カトリック幼稚園	教育部分 保育部分	90 65	5 5	20 20	30 30	30 30	33 33	31 31	153 153	107.27 90.83										
30	右京こだま保育園	教育部分 保育部分	30 195	9 9	20 20	30 30	30 30	33 33	31 31	153 153	78.46 107.27										
31	鶴舞やまとこども園	教育部分 保育部分	55 120	4 4	15 15	18 18	26 26	23 23	23 23	109 109	90.83 90.83										
32	極楽坊あすかこども園	教育部分 保育部分	25 300	12 12	38 38	35 35	34 34	53 53	36 36	208 208	69.33 69.33										
33	奈良育英幼稚園	教育部分 保育部分	45 50	6 6	15 15	15 15	13 13	5 15	10 19	28 66	62.22 132.00										
34	愛染幼稚園	教育部分 保育部分	45 60	2 2	6 6	11 11	13 13	11 16	9 19	33 68	73.33 113.33										
35	富雄藍咲学園	教育部分 保育部分	90 165	12 12	20 20	27 27	27 27	30 30	30 30	87 146	96.67 88.48										
36	いさがわ幼稚園	教育部分 保育部分	75 40	0 0	0 0	0 0	12 8	15 10	10 13	37 35	49.33 87.50										
37	白藤学園おおみやこども園	教育部分 保育部分	72 36	3 3	8 8	8 8	18 10	16 13	16 14	50 56	69.44 155.56										
38	明治わらべこども園	教育部分 保育部分	35 27	2 2	3 3	5 5	6 5	3 4	5 6	14 25	40.00 92.59										
39	大安寺西しろはとこども園	教育部分 保育部分	60 39	3 3	7 7	9 9	9 9	17 17	23 23	56 45	93.33 115.38										
40	西大寺北こども園	教育部分 保育部分	38 36	6 6	6 6	6 6	9 8	11 10	7 9	27 39	71.05 108.33										
41	親愛幼稚園	教育部分 保育部分	84 42	0 0	0 0	0 0	10 6	17 7	23 3	50 23	59.52 54.76										
42	西の京さくら保育園	教育部分 保育部分	6 110	9 9	22 22	23 23	2 22	2 22	1 23	5 121	83.33 110.00										
43	YMCAならこども園	教育部分 保育部分	9 90	7 7	14 14	16 16	16 16	18 18	19 19	8 90	88.89 100.00										
44	桜華こども園	教育部分 保育部分	9 120	5 5	20 20	24 24	23 23	25 25	26 26	6 123	66.67 102.50										
45	登美ヶ丘マミーズ保育園	教育部分 保育部分	15 90	7 7	18 18	21 21	20 20	5 20	5 20	17 106	113.33 117.78										
46	そら保育園	教育部分 保育部分	9 90	8 8	13 13	15 15	2 19	3 14	3 18	8 87	88.89 96.67										
47	そら保育園分園	教育部分 保育部分	11 30	3 0	4 0	4 0	4 0	4 0	6 0	11 3	100.00 46.67										
48	済美こども園	教育部分 保育部分	15 9	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	1 0	3 0	20.00 0.00										
49	すまいるこども園	教育部分 保育部分	90 90	4 0	18 18	18 18	14 14	17 17	15 15	86 86	95.56 95.56										
私立合計		教育部分 保育部分	969 3,189	0 133	0 460	0 550	222 534	239 592	223 573	684 2,842	70.59 89.12										
全市合計		教育部分 保育部分	2,374 4,624	0 155	0 554	0 685	433 718	459 834	452 819	1,344 3,765	56.61 81.42										

10. 国民健康保険の加入世帯数、2割、5割、7割軽減制度利用者世帯数（過去5年）

福祉部 国保年金課

年度	全世帯数	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減世帯計
令和 3年度	48,785世帯	14,945世帯	6,820世帯	5,932世帯	27,697世帯
令和 4年度	48,113世帯	15,294世帯	6,740世帯	5,800世帯	27,834世帯
令和 5年度	46,049世帯	14,820世帯	6,471世帯	5,633世帯	26,924世帯
令和 6年度	44,577世帯	14,336世帯	6,177世帯	5,234世帯	25,747世帯
令和 7年度	42,090世帯	13,314世帯	5,592世帯	4,869世帯	23,775世帯

※全世帯数は、令和3年度は10月20日時点、令和4年度以降は10月31日時点。

11.国民健康保険料の滞納のある世帯と差し押さえを実施した件数、差し押さえた金額（過去5年）

福祉部 国保年金課

年度	滞納世帯数（年度末時点）	差押件数	差押金額
令和3年度	8,018世帯	13件	2,566,420円
令和4年度	7,545世帯	153件	25,445,529円
令和5年度	6,886世帯	488件	32,508,006円
令和6年度	7,007世帯	321件	25,047,516円
令和7年度	7,882世帯	480件	21,305,772円

12. 奈良市の生活保護行政に対する国・県の監査における指摘事項（過去５年）

福祉部 保護課

【令和3年度指摘事項】

- ・実施体制の整備について
- ・援助方針の見直しについて
- ・訪問調査活動について
- ・適切な収入の把握について
- ・扶養能力調査、扶養義務履行指導の徹底について
- ・他法他施策の活用について
- ・自動車保有状況の把握について
- ・医療扶助の適正管理の確保について

【令和6年度指摘事項】

- ・実施体制の整備について
- ・訪問調査活動について
- ・援助方針について
- ・適切な収入・資産等の把握について
- ・自動車保有状況について
- ・他法他施策の活用について
- ・課税調査の適正な実施
- ・適切な債権管理について

【令和4年度指摘事項】

- ・実施体制の整備について
- ・職員の配置状況について
- ・訪問調査活動について
- ・保護開始・廃止等における適切な対応と事務処理について
- ・援助方針の策定について
- ・自動車保有ケースに対する調査、指導の状況について
- ・扶養義務履行の指導状況について
- ・面接相談の体制について
- ・債権管理について

【令和7年度指摘事項】

- ・実施体制の整備について
- ・訪問調査活動について
- ・援助方針について
- ・適切な収入・資産等の把握について
- ・自動車保有状況について
- ・他法他施策の活用について
- ・扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について
- ・課税調査の適正な実施
- ・適切な債権管理について

【令和5年度指摘事項】

- ・実施体制の整備について
- ・訪問調査活動について
- ・保護の開始および廃止決定について
- ・援助方針について
- ・適切な収入・資産等の把握について
- ・自動車保有状況について
- ・扶養能力調査及び扶養義務履行指導の徹底について
- ・法第63条の適切な適用について
- ・適切な債権管理について

13. 奈良市の後期高齢者医療保険の加入者数及び、1割負担・2割負担・3割負担別の人数(過去5年)

福祉部 福祉医療課

各年度末(単位:人)

年度	加入者数	1割負担	2割負担	3割負担
令和3年度	57,843	51,769		6,074
令和4年度	60,469	38,026	16,102	6,341
令和5年度	63,262	40,211	16,353	6,698
令和6年度	65,256	40,978	16,999	7,279
令和7年度	66,917	40,685	18,437	7,795

14. 生活保護の相談件数及び申請・開始・却下件数、廃止・辞退届の年度毎の件数(過去5年分)

福祉部 保護課
(件)

	相談件数	申請件数	開始件数	却下件数	廃止件数	辞退届件数
令和4年度	1,155	522	471	18	498	17
令和5年度	1,236	543	486	21	478	5
令和6年度	1,275	536	494	37	530	6
令和7年度	1,632	540	495	39	546	16
令和8年度	475	185	152	15	171	5

※令和8年度は令和8年4月～令和8年7月までの合計です。

15. 市立保育園・こども園・幼稚園各園における正規職員の有給取得率（各年3月末時点、3年分）

子ども未来部 幼保こども園課

園種	園名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	園種	園名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園	済美	19.4%	33.6%	37.5%	こども園	富雄南	27.0%	28.3%	25.1%
	佐保	26.1%	29.4%	35.8%		都祁	21.0%	18.7%	14.6%
	大安寺	35.6%	29.0%	57.6%		左京	19.3%	14.9%	26.1%
	富雄北	21.6%	27.5%	28.8%		都跡	20.5%	14.2%	10.3%
	鳥見	27.3%	36.1%	－		青和	24.3%	20.3%	33.8%
	二名	24.8%	44.3%	－		帯解	33.2%	17.8%	19.2%
	六条	13.8%	22.8%	51.4%		月ヶ瀬	28.0%	23.3%	19.4%
	西大寺北	29.7%	－	－		柳生	29.2%	31.8%	41.1%
	伏見南	16.4%	13.0%	7.7%		高円	15.3%	16.0%	20.1%
保育園	三笠	15.6%	12.7%	－		神功	35.0%	24.0%	25.2%
	都南	8.5%	8.3%	9.9%		若草	19.5%	21.6%	28.5%
	伏見	21.0%	17.1%	19.2%		朱雀	21.6%	19.0%	23.9%
	京西	27.2%	16.5%	19.6%		平城	37.5%	24.7%	23.4%
※1 対象となる正規職員は以下を除く一般職及び任期付職員 ・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員 ・年度中に育児休業等を取得した者、休職処分となった者、退職した者 ・他課からの兼務・事務従事職員						東登美ヶ丘	43.3%	48.7%	33.0%
						辰市	19.8%	15.3%	17.8%
						学園南	17.7%	19.9%	21.9%
						伏見	21.5%	24.6%	30.4%
						全体	23.2%	20.2%	23.2%

- ※1 対象となる正規職員は以下を除く一般職及び任期付職員
- ・定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員
 - ・年度中に育児休業等を取得した者、休職処分となった者、退職した者
 - ・他課からの兼務・事務従事職員
 - ・外部団体への派遣・事務従事職員、外部団体からの派遣・事務従事職員

※2 有給消化率：
 [年次有給休暇総取得日数の合計]÷[年次有給休暇総付与日数の合計（前年度繰越分含む）]

16. 過去5年間の休日夜間応急診療所の運営管理費の内訳と推移、ならびに患者数(診療枠別)と診療体制(医師数)の推移

健康医療部 医療政策課

休日夜間応急診療所 運営管理費の内訳

(単位: 円)

科目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
歳入	休日夜間応急診療所使用料 (診療報酬収入)	220,627,024	317,583,485	249,742,800	155,927,381	122,379,470
	その他収入(手数料等)	85,200	127,800	358,200	146,700	160,200
	計(決算額)	220,712,224	317,711,285	250,101,000	156,074,081	122,539,670
歳出	人件費(会計年度任用職員の看護師)	12,021,812	12,164,705	15,290,467	15,683,895	14,945,275
	需用費(消耗品費、電気代等)	2,467,393	3,179,282	3,917,467	3,061,265	2,599,877
	事務用消耗品費	331,111	563,737	667,041	710,561	474,386
	水道光熱費	1,874,042	2,469,245	2,299,916	2,168,104	2,125,491
	施設修繕料	262,240	146,300	950,510	182,600	0
	役務費(電話代、設備検査手数料等)	1,398,445	1,386,642	1,732,752	1,668,238	1,264,301
	委託料(施設管理、各種業務等)	448,207,094	532,223,239	351,213,154	266,914,286	237,920,770
	設備点検・清掃等委託料	3,530,032	3,114,408	3,529,636	3,802,656	4,220,040
	医療事務委託料	20,539,200	20,974,800	23,372,448	23,372,448	26,860,812
	応急診療所業務委託料 (市医師会の医師派遣等)	72,139,060	67,869,017	74,440,902	80,625,185	80,240,741
	応急診療所薬剤師業務委託料 (市薬剤師会の薬剤師派遣等)	21,324,060	21,293,200	21,807,330	21,847,090	21,905,517
	応急診療所業務委託料の診療報酬分 (診療報酬収入を市医師会へ)	202,023,882	298,042,104	226,676,538	132,297,617	99,586,980
	その他委託料(R3・R4:発熱外来業務等、R5: ネットワーク環境整備等、R6・R7:誘導員派遣等)	128,650,860	120,929,710	1,386,300	4,969,290	5,106,680
	その他経費(機械借上料、負担金等)	2,245,267	2,483,701	2,957,559	2,476,736	3,116,234
	計(決算額)	466,340,011	551,437,569	375,111,399	289,804,420	259,846,457

※R3、R4、R5年度の実績には、発熱外来の使用料も含まれます。

休日夜間応急診療所診療枠別患者数（※年末年始患者数を除く）

（単位：人）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
休日診療	1,230		1,150		6,519		5,228		5,575	
	小児科	612	小児科	714	小児科	2,761	小児科	1,953	小児科	2,336
	内 科	618	内 科	436	内 科	3,758	内 科	3,275	内 科	3,239
夜間診療	2,392		2,686		5,575		4,740		3,222	
	22時～24時		22時～24時		22時～24時		22時～24時		22時～24時	
	0時～ 6時		0時～ 6時		0時～ 6時		0時～ 6時		0時～ 6時	
	小児科	1,136	小児科	1,513	小児科	2,415	小児科	1,903	小児科	1,540
	うち、平日	608	うち、平日	813	うち、平日	1,245	うち、平日	932	うち、平日	860
	うち、土曜	233	うち、土曜	288	うち、土曜	522	うち、土曜	327	うち、土曜	260
	うち、休日	295	うち、休日	412	うち、休日	648	うち、休日	644	うち、休日	420
	内 科	1,256	内 科	1,173	内 科	3,160	内 科	2,837	内 科	1,682
	うち、平日	653	うち、平日	680	うち、平日	1,492	うち、平日	1,255	うち、平日	1,069
	うち、土曜	296	うち、土曜	190	うち、土曜	693	うち、土曜	596	うち、土曜	249
	うち、休日	307	うち、休日	303	うち、休日	975	うち、休日	986	うち、休日	364
	318		338		1,635		1,013		803	
	小児科	174	小児科	229	小児科	709	小児科	382	小児科	337
	内 科	144	内 科	109	内 科	926	内 科	631	内 科	466
年度患者数	3,940		4,174		13,729		10,981		9,600	

休日夜間応急診療所年末年始患者数（※年末年始：12月30日～1月3日）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日 中		210	165	1,165	1,434	820
	小児科	93	68	331	414	218
	内科	117	97	834	1020	602
夜 間		64	115	288	568	73
	小児科	21	48	63	169	26
	内科	43	67	225	399	47
患者総数		274	280	1,453	2,002	893
1日平均		54.8	56.0	290.6	400.4	178.6

休日夜間応急診療所 診療体制（医師数）

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
休日診療		147人			147人			132人			149人			149人		
	年末年始除く	66日	×	2人 132人	66日	×	2人 132人				67日	×	2人 134人	67日	×	2人 134人
	【※R5のみ】年末年始除く（4～6月）							17日	×	1人 17人						
	【※R5のみ】年末年始除く（7～3月）							50日	×	2人 100人						
	年末年始	5日	×	3人 15人	5日	×	3人 15人	5日	×	3人 15人	5日	×	3人 15人	5日	×	3人 15人
夜間診療		975人			974人			977人			972人			973人		
	年末年始除く	359日	×	2人 718人	359日	×	2人 718人	360日	×	2人 720人	359日	×	2人 718人	359日	×	2人 718人
	年末年始	6日	×	2人 12人	6日	×	2人 12人	6日	×	2人 12人	6日	×	2人 12人	6日	×	2人 12人
	小児科医増員（22時～24時）	245日	×	1人 245人	244日	×	1人 244人	245日	×	1人 245人	242日	×	1人 242人	243日	×	1人 243人
土曜診療		102人			100人			88人			100人			100人		
		51日	×	2人 102人	50日	×	2人 100人				50日	×	2人 100人	50日	×	2人 100人
	【R5のみ】4～6月							12日	×	1人 12人						
	【R5のみ】7～3月							38日	×	2人 76人						
診療体制（医師数）		1,224人			1,221人			1,197人			1,221人			1,222人		

休日診療・・・日・祝日（※年末年始含む）。診療時間は10時～19時まで。

夜間診療・・・毎夜間（平日・土・日・祝日（※年末年始含む））。診療時間は22時～翌6時まで。

土曜診療・・・祝日（※年末年始含む）の土曜除く。診療時間は15時～19時まで。

17. これまでに休日診療所の運営について、現状以外の運営方式・医師確保方式を検討した資料

健康医療部 医療政策課

該当資料なし

18. 昨年の子算決算委員会後、医師会と休日夜間応急診療所の運営について協議した内容が分かる資料

健康医療部 医療政策課

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会

日時 令和7年10月9日(木)午後2時半
場所 奈良市役所中央棟5階秘書広報課会議室

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会

次 第

会 議 資 料

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 案 件

(1) 報告事項

令和6年度休日夜間応急診療業務実施状況について

(2) 協議事項

令和7年度休日夜間応急診療業務実施計画について

(3) その他

令和7年度

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会資料目次

<令和 6 年度 休日夜間応急診療業務実施報告について>

奈良市及び近隣 4 市の応急診療所実施状況	1
奈良市及び近隣 4 市居住者の奈良市休日夜間応急診療所受診状況	1
休日夜間診療所科目別受診患者数調	2
休日夜間応急診療所及び発熱外来の患者数全体の比較	2
当診療所から転送した患者数調	3
患者数推移（平成 24 ～令和 6 年度）	4
月別・科目別・診療別患者数	4
月別・科目別・住所別患者数（総計）	5
年齢別・男女別患者数（総計）	6
疾患別患者数（総計）	7
受診時間帯別患者数（休日）	8
受診時間帯別患者数（夜間）	9
受診時間帯別患者数（土曜）	10
夜間診療における内科・小児科の曜日別患者数	11
年末年始救急医療受診患者数	12

<令和 7 年度 休日夜間応急診療業務実施報告について>

休日夜間応急診療事業体制	13
休日夜間 GW 期間患者数	14
休日夜間応急診療所における年末年始の診療体制	15
年末年始救急医療特別体制計画	16

奈良市及び近隣 4 市の応急診療所実施状況

	休日	夜間	土曜
奈良市	日・祝・年末年始 10:00～19:00 内科・小児科 【医師】 内科医:1 名(年末年始 2 名) 小児科医:1 名	22:00～6:00 内科・小児科 【医師】 2 名 ①水・休日 22:00～ 6:00 内科医 1 名、小児 科医 1 名 ②月・火・木・金・土 22:00～24:00 小児科医 1 名増員 ※①②以外の時間は小児科も 診療可能な内科医を配置	15:00～19:00 内科・小児科 【医師】 内科医:1 名(年末 年始 2 名) 小児科医:1 名
大和郡山市	日・祝・年末年始 ・通常期(3/1～11/30) 13:00～19:00 ・繁忙期(12/1～2 月末) 13:00～20:00 内科・小児科		
生駒市	日・祝・年末年始 10:00～6:00 内科・小児科	22:00～6:00 内科・小児科	16:00～6:00 内科・小児科
天理市	日・祝・年末年始 10:00～16:00 内科・小児科		
木津川市 (相楽休日夜間診療所) ※令和 7 年 4 月から木津保 健センター内へ仮移転	日・祝・年末年始 9:00～13:00 内科・小児科		

奈良市及び近隣 4 市居住者の奈良市休日夜間応急診療所受診状況

	休 日	夜 間	土 曜	総 計
奈 良 市	84.1%	72.9%	74.1%	78.7%
大和郡山市	5.3%	11.1%	9.5%	8.0%
生 駒 市	0.2%	0.5%	0.5%	0.3%
天 理 市	1.6%	4.2%	3.1%	2.8%
木 津 川 市	1.3%	1.5%	1.9%	1.4%
				91.2%

休日夜間応急診療所 科目別受診患者数調

科目	年度	休日診療 72日	夜間診療 365日	土曜診療 50日	総合計
小児科	R5	3,092	2,478	709	6,279
	R6	2,367	2,072	382	4,821
内科	R5	4,592	3,385	926	8,903
	R6	4,295	3,236	631	8,162
合計	R5	7,684	5,863	1,635	15,182
	R6	6,662	5,308	1,013	12,983
R5・R6比較					
R5・R6比較	小児科	-725	-406	-327	-1,458
	内科	-297	-149	-295	-741
	合計(前年度比)	-1,022 (13%減)	-555 (9%減)	-622 (38%減)	-2,199 (14%減)
1日平均(R6年度)					
		92.5	14.5	20.3	

休日夜間応急診療所及び発熱外来の患者数全体の比較
月別・科目別患者数(R5年度、R6年度)

	令和5年度										令和5年度と令和6年度の比較 (※令和5年度は発熱外来の患者数を含む。)			
	診療所					発熱外来					令和5年度			
	小児科	内科	小児科	内科	小児科	小児科	内科	小児科	内科	小児科	小児科	内科	小児科	内科
4月	260	146	114	255	374	401	775	353	408	761	△ 21	△ 65	△ 31	△ 14
5月	432	240	133	308	565	548	1,113	500	517	1,017	△ 111	△ 103	△ 8	△ 96
6月	357	139	46	165	403	304	707	292	407	699	△ 104	△ 165	△ 156	△ 321
7月	540	826	△	△	540	856	1,366	375	670	1,045	△ 85	△ 402	△ 487	△ 668
8月	405	969	△	△	405	969	1,455	301	486	787	△ 248	△ 422	△ 511	△ 603
9月	547	908	△	△	547	908	1,455	301	486	787	△ 248	△ 422	△ 511	△ 603
10月	502	644	△	△	502	644	1,146	279	356	635	△ 354	△ 249	△ 603	894
11月	661	654	△	△	661	654	1,305	297	405	702	△ 354	△ 249	△ 603	894
12月	718	1,170	△	△	718	1,170	1,888	848	1,934	2,782	△ 1	△ 110	△ 975	△ 111
1月	725	1,710	△	△	725	1,710	2,435	724	1,600	2,324	△ 485	△ 490	△ 320	△ 320
2月	748	938	△	△	748	938	1,686	263	364	633	△ 125	△ 195	△ 320	△ 320
3月	394	559	△	△	394	559	983	263	364	633	△ 125	△ 195	△ 320	△ 320
計	6,279	8,903	293	728	6,572	9,631	16,203	4,621	8,162	12,983	△ 1,469	△ 3,220(19.8%減)		

※発熱外来は、令和5年6月25日の休日診療をもって閉鎖し、同年7月からは全て診療所で受入れ。

当診療所から転送した患者数調

(単位:人)

転送先名	休 日		夜 間		土曜日	
	小児科	内科	小児科	内科	小児科	内科
夜間二次受診当番病院 (内科)	西奈良中央	0	1	0	4	0
	奈良西部	0	0	0	3	0
	吉田	0	0	0	2	0
	おかたに	0	0	0	4	0
	沢井	0	0	0	0	0
	高の原中央	0	4	0	6	0
	奈良東九条	0	0	0	1	0
	石洲会	0	0	0	8	0
	西の京	0	2	0	5	0
	奈良小南	0	0	0	1	0
	小計	0	7	0	34	4
	市立奈良	28	25	26	11	6
夜間二次受診その他病院 (内科)	奈良県総合医療センター	36	11	29	14	1
	済生会奈良	0	17	7	0	0
	天理よろづ相談所	8	1	12	1	0
	大和郡山	5	0	10	1	0
	阪奈中央	0	0	0	0	0
	近畿大学医学部奈良	15	2	9	1	3
	奈良県西和医療センター	0	0	1	0	1
	県立奈良医大	2	1	1	0	0
	松倉	0	0	0	0	0
	その他	1	1	8	1	0
	小計	95	58	103	29	11
	① 95	② 65	③ 103	④ 63	⑤ 11	⑥ 12
総計	160		166		23	
	小児科 ①+③+⑤	209	内科 ②+④+⑥	140	349	

患者数推移

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総患者数	10,667	10,757	13,847	13,577	14,067	15,282	14,368	14,349	3,951	4,214	4,454	15,182	12,983
休日患者総数	4,691	4,864	6,536	6,013	6,405	7,231	6,801	6,971	1,712	1,440	1,315	7,684	6,662
1日平均患者数	66.1	68.5	92.1	84.7	90.2	101.8	94.5	91.7	24.5	20.3	18.5	108.2	92.5
夜間患者総数	5,133	4,970	6,143	6,309	6,460	6,671	6,108	6,101	1,944	2,456	2,801	5,863	5,308
1日平均患者数	14.1	13.6	16.8	17.2	17.7	18.3	16.7	16.7	5.3	6.7	7.7	16.1	14.5
土曜日患者総数	843	923	1,168	1,255	1,202	1,380	1,459	1,277	295	318	338	1,635	1,013
1日平均患者数	17.2	18.5	23.8	24.6	24.0	28.2	29.8	25.6	5.9	6.2	6.8	32.7	20.3

(単位:人)

月別・科目別・診療別患者数

月	休日診療			夜間診療			土曜診療		
	小児科	内科	合計	小児科	内科	合計	小児科	内科	合計
4月	156	188	344	166	177	343	31	43	74
5月	253	276	529	228	222	450	19	19	38
6月	107	157	264	160	213	373	25	37	62
7月	160	304	464	172	314	486	43	52	95
8月	116	234	350	170	293	463	34	40	74
9月	155	248	403	128	201	329	18	37	55
10月	124	149	273	124	184	308	31	23	54
11月	139	209	348	134	168	302	24	28	52
12月	471	1,033	1,504	315	763	1,078	62	138	200
1月	458	1,041	1,499	213	416	629	53	143	196
2月	125	283	408	119	129	248	19	36	55
3月	103	173	276	143	156	299	23	35	58
計	2,367	4,295	6,662	2,072	3,236	5,308	382	631	1,013

(単位:人)

月別・科目・住所別患者数(総計)

月	診療 日数	患者数	科目別		奈良市内(市内)										県外					(単位:人)
			小児科	内科	旧市	東部	西部	南部	北部	小計	大和郡 葛城市	生駒市	天理市	その他	小計	高野町	大飯町	その他	小計	
4月	39	761	353	408	193	11	309	61	34	608	72	5	24	21	122	3	5	23	31	19.5
5月	41	1,017	500	517	230	15	451	82	42	820	83	3	21	37	144	10	10	33	53	24.8
6月	40	699	292	407	179	4	298	60	24	565	56	2	14	28	100	15	7	12	34	17.5
7月	40	1,045	375	670	250	16	448	78	51	843	77	3	27	43	150	26	5	21	52	26.1
8月	41	887	320	567	243	17	322	57	34	673	86	4	15	29	134	22	15	43	80	21.6
9月	41	787	301	486	189	7	321	71	38	626	67	3	19	25	114	19	3	25	47	19.2
10月	40	635	279	356	173	4	283	51	17	508	55	3	14	23	95	11	4	17	32	15.9
11月	40	702	297	405	181	6	290	48	30	555	41	3	34	27	105	17	7	18	42	17.6
12月	42	2,782	848	1,934	744	39	1,020	220	132	2,155	253	6	90	108	457	60	25	85	170	66.2
1月	43	2,324	724	1,600	577	38	849	207	125	1,796	142	8	50	111	311	62	30	125	217	54.0
2月	38	711	263	448	200	9	287	52	30	578	59	2	22	19	102	9	12	10	31	18.7
3月	42	633	269	364	175	3	245	53	21	497	51	2	28	21	102	12	6	16	34	15.1
計	487	12,983	4,821	8,162	3,334	169	5,103	1,040	578	10,224	1,042	44	358	492	1,936	266	129	428	823	26.7
患者割合			37.1%	62.9%	25.7%	1.3%	39.3%	8.0%	4.5%	78.7%	8.0%	0.3%	2.8%	3.9%	14.9%	2.0%	1.0%	3.4%	6.3%	
全55市町村																				
計	486	15,182	6,279	8,903	4,043	220	6,127	1,111	708	12,209	1,069	61	432	552	2,114	309	167	383	859	31.2
患者割合			41.4%	58.6%	26.6%	1.4%	40.4%	7.3%	4.7%	80.4%	7.0%	0.4%	2.8%	3.7%	13.9%	2.0%	1.1%	2.6%	5.7%	

(単位:人)

年齢別・男女別患者数(総計)

(単位:人)

年令 月	0才～6才		7才～12才		13才～15才		16才～40才		41才～64才		65才以上		計		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
4月	148	133	36	36	10	16	92	103	64	65	20	38	370	391	761
5月	221	180	54	45	16	16	101	129	61	91	44	59	497	520	1,017
6月	111	108	45	28	18	10	82	90	71	69	31	36	358	341	699
7月	144	137	62	32	24	17	141	128	131	135	43	51	545	500	1,045
8月	134	104	46	36	18	15	127	108	89	91	54	65	468	419	887
9月	124	95	52	30	33	14	95	103	79	74	46	42	429	358	787
10月	107	91	40	41	21	22	86	80	43	56	22	26	319	316	635
11月	118	93	47	39	26	13	97	89	71	65	21	23	380	322	702
12月	274	238	194	142	77	56	446	396	399	375	82	103	1,472	1,310	2,782
1月	268	215	135	106	65	54	353	315	284	305	104	120	1,209	1,115	2,324
2月	108	91	33	31	24	13	101	107	59	74	34	36	359	352	711
3月	105	88	35	41	16	9	91	85	60	62	17	24	324	309	633
計	1,862	1,573	779	607	348	255	1,812	1,733	1,411	1,462	518	623	6,730	6,253	12,983
	3,435		1,386		603		3,545		2,873		1,141		12,983		
%	14.3%	12.1%	5.9%	4.7%	2.7%	2.0%	14.0%	13.3%	10.9%	11.3%	4.0%	4.8%	51.7%	48.3%	
	26.5%		10.7%		4.6%		27.3%		22.1%		8.8%		100.0%		

令和5年度															(単位:人)	
計	2,188	1,902	1,224	965	443	344	2,139	2,214	1,361	1,413	477	512	7,832	7,350	15,182	
	4,090		2,189		787		4,353		2,774		989		15,182			
%	14.4%	12.5%	8.1%	6.4%	2.9%	2.3%	14.1%	14.5%	8.9%	9.4%	5.0%	3.4%	51.6%	48.4%		
	26.9%		14.4%		5.2%		28.7%		18.3%		6.5%		100.0%			

疾患別患者数(総計)

		(単位:人)															
別	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	計	計	計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
感染症(伝染病)及び寄生虫疾患		172	167	175	433	273	176	97	83	232	263	127	102	2,300	7.1%	3,506	8.5%
新生物		0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0.0%	0	0.0%
内分泌、栄養及び代謝疾患並びに免疫障害		16	3	13	26	13	8	9	4	2	17	5	10	126	0.4%	89	0.2%
血液及び造血器疾患		0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3	0.0%	2	0.0%
精神障害		1	0	0	1	0	0	3	1	1	0	0	1	8	0.0%	11	0.0%
神経系疾患		5	3	1	3	3	1	2	6	3	3	2	1	33	0.1%	38	0.1%
耳鼻咽喉科疾患		38	69	30	29	27	32	17	30	130	106	34	45	587	1.8%	331	0.7%
初発疾患		1	3	0	0	2	2	0	0	0	2	0	1	11	0.0%	13	0.0%
循環器系疾患		2	9	5	5	7	8	14	3	9	1	0	2	65	0.2%	46	0.1%
呼吸器系疾患		579	724	459	768	622	555	460	535	3,328	2,959	450	358	11,797	36.6%	12,075	29.3%
消化器系疾患		196	285	266	242	222	176	137	183	259	305	306	393	2,970	9.2%	2,524	6.1%
泌尿生殖器系疾患		16	14	14	17	14	16	17	14	10	8	14	13	167	0.5%	159	0.4%
妊娠、分娩及び産後の合併症		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
皮膚及び皮下組織疾患		30	84	54	62	54	59	39	35	30	33	13	28	521	1.6%	450	1.1%
筋骨格系及び結合組織疾患		3	5	3	3	4	5	4	2	2	1	0	1	33	0.1%	43	0.1%
先天異常		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
周産期に発生した主要病		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0.0%
症状、徴候及び診断名不明疾患		214	283	203	404	283	204	107	105	348	456	45	93	2,745	8.5%	5,559	13.5%
交通事故		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	0	0.0%
その他の外傷		6	5	4	15	20	10	4	2	0	1	1	2	70	0.2%	75	0.2%
熱傷		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
中毒		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	5	0.0%
諸科疾患		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	3	0.0%
その他		536	582	369	777	692	536	466	539	2,922	2,539	512	341	10,811	33.5%	16,321	39.6%
合計		1,815	2,237	1,596	2,785	2,236	1,791	1,377	1,542	7,276	6,696	1,509	1,391	32,251	100.0%	41,251	100.0%

※「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 ICD-10(2013年度版)」に基づく分類です。

受診時間帯別患者数(休日)

(単位:人)

月	時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	計
4月		125	40	17	33	23	35	36	33	2	344
5月		193	54	27	53	66	43	56	33	4	529
6月		106	29	15	26	24	20	22	20	2	264
7月		170	55	27	37	42	48	56	24	5	464
8月		142	34	19	27	29	41	29	26	3	350
9月		163	30	29	37	34	29	49	28	4	403
10月		116	23	19	17	31	22	28	15	2	273
11月		126	36	28	42	18	41	35	22	0	348
12月		288	168	128	139	156	192	178	112	143	1,504
1月		451	120	96	169	152	188	207	84	32	1,499
2月		151	45	21	47	43	43	37	20	1	408
3月		87	33	13	26	23	32	40	19	3	276
計		2,118	667	439	653	641	734	773	436	201	6,662
%		31.8%	10.0%	6.6%	9.8%	9.6%	11.0%	11.6%	6.6%	3.0%	100.0%

令和5年度

(単位:人)

計	2,684	769	402	803	769	700	722	502	333	7,684
%	34.9%	10.0%	5.2%	10.5%	10.0%	9.1%	9.4%	6.5%	4.3%	100.0%

受診時間帯別患者数(夜間)

(単位:人)

月	時間	22時	23時	24時	1時	2時	3時	4時	5時	計
4月		208	56	27	21	9	12	6	4	343
5月		295	46	36	28	17	13	11	4	450
6月		219	62	31	22	10	19	8	2	373
7月		330	61	33	25	14	10	8	5	486
8月		315	67	30	20	11	12	3	5	463
9月		214	49	19	12	12	13	6	4	329
10月		203	43	22	14	8	6	8	4	308
11月		185	51	18	13	10	9	9	7	302
12月		643	251	80	49	30	18	4	3	1,078
1月		383	104	56	33	17	23	9	4	629
2月		150	39	13	13	8	9	9	7	248
3月		176	36	24	24	14	13	12	0	299
計		3,321	865	389	274	160	157	93	49	5,308
%		62.6%	16.3%	7.3%	5.2%	3.0%	3.0%	1.8%	0.9%	100.0%

令和5年度

(単位:人)

計	4,089	749	321	187	190	134	107	86	5,863
%	69.7%	12.8%	5.5%	3.2%	3.2%	2.3%	1.8%	1.5%	100.0%

受診時間帯別患者数(土曜)

(単位:人)

時間 月	15時	16時	17時	18時	19時	計
4月	27	26	19	2	0	74
5月	14	8	14	2	0	38
6月	21	19	19	3	0	62
7月	33	24	32	6	0	95
8月	40	21	12	1	0	74
9月	19	19	14	3	0	55
10月	25	13	11	5	0	54
11月	24	17	10	1	0	52
12月	101	61	37	1	0	200
1月	73	40	36	27	20	196
2月	25	15	15	0	0	55
3月	24	24	10	0	0	58
計	426	287	229	51	20	1,013
%	42.1%	28.3%	22.5%	5.0%	1.9%	100.0%

令和5年度

(単位:人)

計	534	356	426	310	9	1,635
%	32.7%	21.8%	26.1%	19.0%	0.6%	100.0%

令和6年度 夜間診療における内科・小児科の曜日別患者数

内科

曜日	診療日数	患者数	患者割合	1日平均患者数
月	53日	407人	12.6%	7.7人
火	52日	407人	12.6%	7.8人
水	52日	376人	11.6%	7.2人
木	52日	381人	11.8%	7.3人
金	52日	386人	11.9%	7.4人
土	52日	710人	21.9%	13.7人
日	52日	569人	17.6%	10.9人
合計	365日	3,236人	100.0%	8.9人

小児科

曜日	診療日数	患者数	患者割合	1日平均患者数
月	53日	291人	14.0%	5.5人
火	52日	216人	10.4%	4.2人
水	52日	274人	13.2%	5.3人
木	52日	251人	12.1%	4.8人
金	52日	246人	11.9%	4.7人
土	52日	376人	18.1%	7.2人
日	52日	418人	20.2%	8.0人
合計	365日	2,072人	100.0%	5.7人

年末年始救急医療受診患者数

(単位:人)

分 区 月日	特 別 体 制				休日夜間応急診療所			総合計
	病 院 名	診療時間		計	休 日	夜 間	計	
		6:00 ┆	19:00 ┆		10:00 ┆	22:00 ┆		
		10:00	22:00		19:00	6:00		
12月30日					309	131	440	440
12月31日	おかたに病院	154	94	248	321	115	436	684
1月1日	西奈良中央病院	164	147	311	265	90	355	666
1月2日	西の京病院	167	119	286	282	113	395	681
1月3日	奈良西部病院	112	54	166	257	119	376	542
合 計		597	414	1,011	1,434	568	2,002	3,013
前年度		191	138	329	1,165	288	1,453	1,782
一日平均		149	104	253	287	114	400	603
前年度 一日平均		48	35	82	233	58	291	356
前年対比		312.6%	300.0%	307.3%	123.1%	197.2%	137.8%	169.1%

令和7年度休日夜間応急診療事業体制

事業名	対象	実施時期	備 考
休 日	市民	67日	・医 師 内科医1名、小児科医1名 ・薬剤師 2名 ・看護師 3名 ・事 務 3名
夜 間	市民	360日	・医 師 2名(常時) 水・休日:内科医1名、小児科医1名(22:00~6:00) 月・火・木・金・土:内科医2名、小児科医1名(22:00~0:00) ・薬剤師 1名 ・看護師 2名 夜 間(21:30~6:00) 1名 準夜間(21:30~0:30) 1名 ・事 務 2名
土 曜	市民	50日	・医 師 内科医1名、小児科医1名 ・薬剤師 2名 ・看護師 3名 ・事 務 3名

(注)診療体制人員については、新型コロナウイルス等感染拡大期及び年末年始を除く。

休日夜間応急診療所 GW期間患者数

令和6年度

休日夜間応急診療所					(単位:人)
	休日診療 10時～19時	夜間診療 22時～翌6時	土曜日診療 15時～19時	合計 (休日夜間)	
4月29日 祝	96	24		120	
4月30日 火		12		12	
5月1日 水		11		11	
5月2日 木		18		18	
5月3日 祝	70	29		99	
5月4日 祝	103	32		135	
5月5日 祝	110	29		139	
5月6日 祝	92	17		109	
合 計	471	172	0	643	
1日当たりの 患者数	94.2	21.5			

14

令和7年度

休日夜間応急診療所					(単位:人)
	休日診療 10時～19時	夜間診療 22時～翌6時	土曜日診療 15時～19時	合計 (休日夜間)	
4月29日 祝	44	13		57	
4月30日 水		5		5	
5月1日 木		11		11	
5月2日 金		7		7	
5月3日 祝	74	28		102	
5月4日 祝	99	17		116	
5月5日 祝	104	35		139	
5月6日 祝	74	12		86	
合 計	395	128	0	523	
1日当たりの 患者数	79.0	16.0			

9

休日夜間応急診療所における年末年始の診療体制

夜間診療

期 間	令和7年12月29日(月)から令和8年1月3日(土)まで	
診療時間	22時から翌6時まで(2診又は3診体制)	
診療体制	医 師	2～3名 (うち小児科医1名)
	看護師	2～3名
	薬剤師	2名
	医療事務	2～3名

休日診療

期 間	令和7年12月30日(火)から令和8年1月3日(土)まで	
診療時間	10時から19時まで(2診又は3診体制)	
診療体制	医 師	2～3名 (うち小児科医1名)
	看護師	4名
	薬剤師	3名
	医療事務	4名

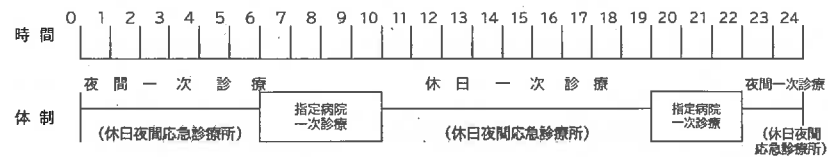
※感染症の感染拡大状況等に応じて変更。

15

令和7年度 年末年始救急医療特別体制計画

1. 体 制 期 間 令和7年12月31日～令和8年1月3日までの4日間

2. 特 別 体 制 昭和60年度より実施



6:00～10:00	指定病院
10:00～19:00	応急診療所
19:00～22:00	指定病院
22:00～6:00	応急診療所

月 日	曜 日	年末年始救急医療体制 指定病院名
12月31日	水	※指定病院については 12月に決定予定。
1月1日	木	
1月2日	金	
1月3日	土	

奈良市休日夜間応急診療業務運営委員会 議事概要

1. 開催概要

日時 令和7年10月9日(木) 14時30分～15時20分

場所 中央棟5階 秘書広報課会議室

出席者

委員：

○鈴木会長、国分副会長、山崎委員、中井委員、南部委員、高委員、西尾委員、沢井委員、小澤委員、鈴木委員 (○：進行)

奈良市医師会：

高松事務局長、

奈良市医療政策課：

先山課長、山本係長、鏡畑、緒方

2. 開会・挨拶

事務局から委員の紹介及び会議資料の確認を行った。

続いて、鈴木会長から休日夜間応急診療所の運営に対する関係者の協力に謝意を表した。

また、近年の感染症流行等による救急医療需要の増加を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、初期救急体制の充実を図る旨の挨拶を行った。

3. 報告事項 令和6年度 休日夜間応急診療業務実施状況について

事務局から、令和6年度の休日夜間応急診療所の利用状況等について報告を行った。

令和6年度の受診患者数は12,983人で、内訳は小児科4,821人、内科8,162人であった。

令和5年度と比較すると、全体で2,199人減少した。

居住地別では、奈良市民が78.7%を占め、大和郡山市8.0%、天理市2.8%、木津川市1.4%等となっており、奈良市外からの受診も一定数確認された。

他医療機関への転送患者数は349人で、内訳は休日160人、夜間166人、土曜日23人であった。診療科別では小児科209人、内科140人となっており、小児科からの転送が多かった。

また、年末年始の特別体制における受診者数は1,011人となり、前年度の329人から大幅に増加した。これは年末年始におけるインフルエンザの急拡大等の影響によるものと考えられると説明した。

(1) 他市町村からの受診及び広域連携について

南部委員から、奈良市民が他市町村の休日診療所を利用している実態について質問があった。また、他市町村から奈良市への受診者が一定数存在することを踏まえ、自治体間の費

用負担等について検討する必要性について意見があった。

事務局からは、他市町村の診療所における奈良市民の受診実数については把握できていないものの、生駒市等をはじめ他市の施設を利用する奈良市民が一定数いる現状について説明を行った。また、奈良市以外の地域からの受診について、現状では大きな問題とはなっていないとの認識が示された。

(2) 二次救急医療機関の受入体制について

山崎委員から、二次救急医療機関において受入れが困難となる事例があり、その結果、三次救急医療機関に患者が集中し、負担が増大しているとの指摘があった。

事務局から、働き方改革や医師・看護師等の人員不足等により、二次救急医療機関の夜間の受入体制の維持が困難となっていると聞いているとの発言があった。

また、山崎委員からは、実際の受入困難事例を踏まえ、二次救急医療機関への働きかけを行う必要があるとの意見があった。

沢井委員から、夜間は医療機関の人員が手薄となり、二次救急当番病院でも緊急手術に対応できない場合があるため、結果として市立奈良病院や奈良県総合医療センターに受入れもらうケースが多くなっているとの発言があった。その上で、外科的処置等が必要な患者を確実に受け入れる医療機関をあらかじめ明確にしておくことで、二次救急当番病院の当直医も患者を受け入れやすくなるとの意見があった。

一方、高委員からは、消化器外科医のオンコール体制を確保するとともに、救急外来において可能な限り患者を受け入れる体制を整えているとの説明があった。

(3) 救急搬送について

中井委員より休日夜間応急診療所への救急車による搬送について質問があり、事務局から、同診療所を搬送先として選択するケースは少なく、件数としてはごく少数であるとの説明を行った。

(4) 疾病分類について

国分副会長から、疾病別患者数について、インフルエンザ等の感染症や複数の疾患を有する患者の分類方法、「その他」に分類される症例の扱い等について、統計上の分かりやすさや集計方法を整理する必要があるとの意見があった。

事務局は、医師が記載した内容を基に集計しているため、複数の分類にまたがる事例等については、今後、より分かりやすい表記について検討していきたいとの発言があった。

4. 協議事項 令和7年度休日夜間応急診療業務実施計画について

事務局から、令和7年度の休日夜間応急診療業務実施計画について説明した。診療体制については、昨年度と同様に土曜及び休日の看護師体制を2名から3名に変更すると説明した。

ゴールデンウィーク期間の受診患者数は8日間で523人となり、前年度の643人から約2割減少し、年末年始については、12月30日から1月3日までの5日間を基本として診療体

制を整えるとともに、医療機関の休診が長期化することが見込まれることから、直近の患者数や感染症の流行状況等を踏まえ、必要に応じて体制を調整すると説明した。

また、12月31日から1月3日までの4日間、指定病院の協力を得て24時間の救急医療特別体制を実施する予定であると説明した。

(1) 年末年始の医療提供体制について

鈴木委員から、感染症の流行を踏まえ、ワクチン接種の勧奨や住民への情報啓発等、一次予防・二次予防の推進が重要であるとの意見があった。

西尾委員からは、年末年始の休日夜間応急診療所における患者集中に対応するため、12月30日及び31日の午前中に内科2診、小児科1診の外来を設ける予定であるとの説明があり、インフルエンザ流行で休日夜間応急診療所の待ち時間が長くなるような状況があれば、市立奈良病院へ案内してもらって差し支えないとの説明があった。また、外科系についても12月30日及び1月3日に手術日を設定する予定であり、外科的処置が必要な患者に対しては、年末年始における必要な医療提供体制を整えるとの説明があったが、選定療養費が発生することについて懸念が示された。

(2) 市町村・県をまたぐ連携について

国分副会長から、休日夜間応急診療所の設置経緯を踏まえ、県との連携について改めて検討する必要があるとの意見があった。

事務局から、平成26年の施設整備時に、北和地域の休日夜間応急診療所としての位置付けに基づき、県から施設整備費の一部について補助を受けたが、その後、運営について県からの支援は受けていないとの説明があった。

これに対し、県による一定の関与や負担について検討を求めるべきとの意見があった。

(3) 休日夜間応急診療所の運営体制・人件費について

委員から、二次救急医療機関の受入体制について、医療機関ごとに人員配置や経営状況等が異なることから、一律に受入れを求めるのではなく、各病院の実情を踏まえた連携・役割分担を検討する必要があるとの意見があり、関係医療機関との調整を進める必要があるとの指摘があった。

さらに、休日夜間応急診療所の運営について、医師の報酬が近年の物価・人件費の上昇に十分対応できておらず、報酬の引上げが行われていないことや、看護師の人件費を医師会が負担している現状について課題が示され、今後の予算編成及び体制整備において、市として十分な配慮を求める意見があった。

事務局から、本委員会で出された意見を踏まえ、休日夜間応急診療所のさらなる充実に取り組むと説明し、閉会した。

19. 令和7年度 休日夜間応急診療所業務委託契約に関して、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用した随意契約
 とした根拠および理由が確認できる起案文書、随意契約理由書

健康医療部 医療政策課

保存期間	5年	決裁区分	副市長専決	
收受日		文書番号		
起案日	令和7年 4月 1日	公印	不要	
決裁日	令和7年 4月 1日	起案者	医療政策課	
施行日			医療政策係	
処理期限			係員 鏡畑 宏次	
発信元文書の日付			(電話番号: 93-8395)	
分類	C-2-2	議会提案	なし	
簿冊名	支出負担行為関係書 13 休日夜間応急診療所運営管理経費			
あて先				
件名	奈良市立休日夜間応急診療所業務委託について			
決裁・合議	決裁者	市長部局	副市長 鈴木 千恵美	決裁済み
	承認者	健康医療部	部長級 小澤 美砂	承認済み
	承認者	健康医療部	部長級 鈴木 滋生	承認済み
	承認者	健康医療部	次長・参事級 藤岡 かおり	承認済み
	承認者	医療政策課	課長級 先山 元英	承認済み
	承認者	医療政策課	課長補佐級 岡 武司	承認済み
	承認者	医療政策係	係長級 山本 敏正	承認済み
	承認者	医療政策係	係員 緒方 颯志	承認済み
公印使用承認				
伺い文 標題の件について、別紙「奈良市立休日夜間応急診療所業務委託契約書(案)」のとお り実施してよろしいか伺います。 記 1. 内容 奈良市立休日夜間応急診療所診療業務 2. 委託期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日				

3. 契約予定額	休日診療業務委託料	12,406,900円
	夜間診療業務委託料	61,464,374円
	土曜診療業務委託料	3,483,000円
	事務委託料	2,127,090円
		79,481,364円
4. 予算額	歳出	業務委託料 79,529,000円
		夜間・土曜二次受業務委託料 845,000円
		(実績に応じて支払)
		診療委託料(診療報酬) 279,255,000円
		(実際に収納した診療報酬から、費用を差し引いた上で支払)
	歳入	休日夜間応急診療所使用料 306,000,000円
		休日夜間応急診療所手数料 336,000円
5. 契約方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約 休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療 機関として位置づけられ、医師を確保し診療行為を速やかに実施できる よう体制を整えておく必要があります。 奈良市医師会は、市内にある医療機関の医師やそこに勤務する医師が 加入する団体で、医師を確実に確保できる団体という理由から、当団体 と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約 をするものです。	
6. 契約書(案)別紙のとおり		
7. 委託予定先	奈良市柏木町519番地の7 一般社団法人 奈良市医師会 会長 国分 清和 (奈良市立応急診療所条例施行規則第2条第1項に規定)	

奈良市立休日夜間応急 診療所業務委託契約書（案）

奈良市立応急診療所条例施行規則（昭和50年奈良市規則第1号）第2条第1項の規定に基づき奈良市立休日夜間応急診療所（以下「診療所」という。）の診療業務（以下「診療業務」という。）を奈良市（以下「発注者」という。）が一般社団法人奈良市医師会（以下「受注者」という。）に委託するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（委託期間）

第1条 この契約による診療業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（診療時間）

第2条 診療所の診療時間は、次のとおりとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

診療科目 診療区分	内科及び小児科
夜間	午後10時から翌朝午前6時まで
休日	午前10時から午後7時まで
土曜日	午後3時から午後7時まで

〔備考〕 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、12月30日から翌年1月3日までをいう。

（調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して診療業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、診療業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（委託料）

第4条 診療業務の委託料は、次に定める診療業務基本委託料合計の額に、診療業務による診療報酬相当額（奈良市立応急診療所条例（昭和50年奈良市条例第1号）第5条の規定による使用料及び手数料の額をいう。以下同じ。）

を加えたものとする。

内容	金額
4～6月分の診療業務基本委託料	金 円
内訳	
診療業務委託料（休日診療分）	金 円
診療業務委託料（夜間診療分）	金 円
診療業務委託料（土曜診療分）	金 円
誘導員派遣業務委託料	金 円
事務費	金 円
7～9月分の診療業務基本委託料	金 円
内訳	
診療業務委託料（休日診療分）	金 円
診療業務委託料（夜間診療分）	金 円
診療業務委託料（土曜診療分）	金 円
事務費	金 円
10～12月分の診療業務基本委託料	金 円
内訳	
診療業務委託料（休日診療分）	金 円
診療業務委託料（夜間診療分）	金 円
診療業務委託料（土曜診療分）	金 円
事務費	金 円
1～3月分の診療業務基本委託料	金 円
内訳	
診療業務委託料（休日診療分）	金 円
診療業務委託料（夜間診療分）	金 円
診療業務委託料（土曜診療分）	金 円
事務費	金 円
診療業務基本委託料 合計	金 円

2 発注者は、前項に規定する診療業務基本委託料について、受注者からの適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払うものとする。

3 発注者は、診療報酬相当額について、受注者から発注者への業務完了報告書の提出後、発注者の確認をもって、受注者からの適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払うものとする。

4 夜間二次受病院経費及び土曜日二次受病院経費については、別紙1「奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務委託仕様書」に定める。

5 前各項の規定にかかわらず、発注者受注者協議のうえ委託料の支払に関し必要な調整を行うことができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第7号の規定により免除する。

（受入病院）

第6条 受注者が診療所に派遣する担当医師は、診断の結果、入院を要する患者又は応急治療が困難な患者については、市内の第二次受入病院又は第三次受入病院に協力を求め、当該病院で診療を受けさせるよう努めなければならない。

2 発注者は、第1項の第三次受入病院として、公立の病院に診療業務に対する協力を要請するものとする。

（医師の派遣等）

第7条 受注者は、夜間の診療業務について、担当医師2名を診療所に派遣するものとする。この場合において、水曜日、日曜日及び祝日の診療については医師2名のうち1名は小児科医とする。また、土曜日及び休日の診療業務について、内科医師1名と小児科医1名を診療所に派遣するものとする。

2 受注者は、夜間のうち毎週月曜日、火曜日、木曜日、金曜日及び土曜日（休日である場合を除く。）については、前項の者に加え、小児科医1名を派遣するものとする。なお、当該小児科医の従事時間は午後10時から午前0時までとする。

3 受注者は、年末年始の休日診療業務については、医師1名を増員して、3名の医師を派遣するものとする。

4 第1項～第3項について、感染症の感染拡大状況等により必要に応じて医師の増員又は減員を行うものとする。この場合においては変更契約を行う。

5 受注者は、休日の診療業務について医療事務1名を診療所に派遣するものとする。

6 発注者は、看護師、事務員等必要な人員を診療業務に従事させるものとする。

（再委託等の禁止）

第8条 受注者は、診療業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（運営委員会）

第10条 発注者は、医科診療業務を円滑に運営するため、休日夜間応急診療業務運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（費用の負担）

第11条 受注者は、診療所の運営又は維持管理に要する次に掲げる費用に相当する額の全部又は一部を負担するものとする。この場合において、この契約による委託料の総額から診療所に係る支出の総額を差し引いた額を負担の限度とする。

（1）看護師の報酬、費用弁償及び社会保険料

（2）消耗品費（第4項の消耗品費を除く。）

（3）燃料費

（4）光熱水費

（5）通信運搬費

（6）手数料（次に掲げるものに限る。）

ア 自家用電気工作物の保安管理業務

イ 消防用設備保守点検

ウ クリーニング

エ 医療ガス設備保守点検

オ 分包機点検

(7) 委託料（次に掲げる契約に基づくものに限る。）

ア 清掃等業務委託契約

イ 廃物運搬委託契約（一般廃棄物・産業廃棄物）

ウ 機械警備業務委託契約

エ エレベーター保守点検等業務委託契約

オ 電子カルテシステム保守委託

カ オンライン資格確認システム保守委託

キ 空調設備点検委託

2 前項の負担は、前項各号の費用の額が確定したときに、第4条の委託料と精算するものとする。

3 第1項の費用の負担割合その他第1項の精算について必要な事項は、発注者・受注者協議して定める。

4 前3項に定めるもののほか、医療系の消耗品費及び医薬材料費については、受託者が負担するものとし、受託者が直接支出するものとする。

（災害補償）

第12条 発注者は、受注者の派遣する当直医師が診療業務遂行中に受けた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の規定に準じて補償するものとする。

（医療事故等に係る損害賠償義務）

第13条 受注者の医療行為等によって患者等に対して損害を与えたときは、発注者がこれを賠償する責任を負うものとする。この場合において、委員会に諮るものとする。

2 発注者は、前項の規定により医療事故等の損害賠償を行った場合には、受注者又は当該医療行為を行った受注者の会員である医師に故意又は重大な過失があったときは、受注者又は当該医師に対する求償権を有するものとする。

（業務完了の報告及び確認等）

第14条 受注者は、発注者に診療業務完了報告書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

（診療業務の内容の変更等）

第15条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、診療業務の内容を変更し、又は診療業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 診療業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。
- (3) 予算の都合その他やむを得ない理由により診療業務を継続することができなくなったとき。
- (4) 前3号のほか、この契約に違反したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第17条 受注者及びその業務の従事者(従事していた者を含む。)は、診療業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

2 受注者は、診療業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う場合においては、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報の保護のための規程を設けなければならない。

(協議事項)

第18条 この契約に定める事項について疑義があった場合又はこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者 奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 国分 清和

別紙 1

奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、奈良市立休日夜間応急診療所（以下「診療所」という。）の夜間診療及び土曜日診療の第二次受入病院を受注者の会員が経営する病院が複数輪番制で担当するにあたり、奈良市立休日夜間応急診療所業務委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び医療機関)

第2条 この仕様書は、受注者の会員が経営する病院が複数輪番制により夜間及び土曜日における内科系重症救急患者の医療を確保する事業（以下「医療確保事業」という。）を対象とする。

2 対象となる病院は、相当数の病床を有し、医師等医療従事者の確保等、第二次病院としての診療機能を有する別表第1に掲げる医療機関とする。

3 当番日における病院の運営等は、次のとおりとする。

- (1) 当番日における病院数は夜間においては2病院、土曜日においては1病院とする。
- (2) 夜間診療については午後10時から翌日午前6時、土曜日診療については午後3時から午後7時まで診療業務に協力するものとする。
- (3) 当番日における第二次救急医療施設として、必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。
- (4) 当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制のほかに重症患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

(事業計画書の提出)

第3条 受注者は、契約締結後速やかに奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

別紙 1

(事業計画の変更)

第4条 受注者は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務変更計画書（様式第2号）を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(実績報告及び完了検査)

第5条 受注者は、医療確保事業を完了したときは、遅滞なく発注者に対して奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

(委託料)

第6条 医療確保事業の委託料は、診療所にて受診し、診断の結果、応急治療が困難等の理由により転送された患者を当番日に受入れた数に13,000円を乗じて得た額とする。

2 発注者は、適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

別紙1

別表第1(第2条関係)

夜間第二次受入病院

医療機関名	所在地
社会医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1-15
医療法人拓生会 奈良西部病院	奈良市三輪町 2143-1
社会医療法人平和会 吉田病院	奈良市西大寺赤田町 1-7-1
特定医療法人岡谷会 おかたに病院	奈良市南京終町 1-25-1
一般財団法人 沢井病院	奈良市船橋町 8
医療法人新生会 高の原中央病院	奈良市右京 1-3-3
医療法人応篤会 奈良東九条病院	奈良市東九条町 752
医療法人社団石洲会 石洲会病院	奈良市四条大路 1-9-4
医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1
医療法人宝山会 奈良小南病院	奈良市八条 5-437-8

土曜日第二次受入病院

医療機関名	所在地
市立奈良病院	奈良市東紀寺町 1-50-1
社会医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良市鶴舞西町 1-15
特定医療法人岡谷会 おかたに病院	奈良市南京終町 1-25-1
一般財団法人 沢井病院	奈良市船橋町 8
医療法人新生会 高の原中央病院	奈良市右京 1-3-3
医療法人応篤会 奈良東九条病院	奈良市東九条町 752
医療法人社団石洲会 石洲会病院	奈良市四条大路 1-9-4
医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 国分 清和

奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した奈良市休日夜間応急診療所業務における夜間・土曜日二次受業務について、業務委託仕様書第3条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

1 業務の実施スケジュール（各病院の夜間・土曜日別の当番日、委託期間における当番予定日数、別紙可）

2 当番日の診療体制（各病院ごとに、別紙可）

※（ ）内はオンコール又は非常勤職員数

(1) 医師	人（ 人）
(2) 看護師	人（ 人）
(3) 放射線技師	人（ 人）
(4) 検査技師	人（ 人）
(5) 薬剤師	人（ 人）
(6) その他	人（ 人）

3 その他

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 国分 清和

奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった奈良市休日夜間応急診療所業務における夜間・土曜日二次受業務を下記のとおり変更したいので、業務委託仕様書第4条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 業務の実施スケジュール

3 当番日の診療体制

4 その他

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 国分 清和

奈良市立休日夜間応急診療所夜間・土曜日二次受業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した奈良市休日夜間応急診療所業務における夜間・土曜日二次受業務について、業務委託仕様書第5条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 業務の実施日
- 2 当番日の診療体制
- 3 その他

（様式第3号別紙）

医療機関名:〇〇病院

当日患者数

[illegible]

医療確保事業に従事する職員数

職種	職員数	職員数の内訳		備考
		常勤	オンコール	
医師				
看護師				
その他臨床医等				
・放射線技師				
・検査技師				
・薬剤師				
・その他				
事務職員等				
計	0	0	0	

当番日における来院方法内訳

区分	救急車	その他	計
入院			0
外来			0
計	0	0	0

随意契約の理由書

課名・医療政策課

1. 件名
奈良市立休日夜間応急診療所業務委託
2. 契約又は契約予定の相手方（名称 代表者名）
奈良市柏木町519番地の7
一般社団法人奈良市医師会
会長 国分 清和
3. 随意契約を適用する条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）
 - ☐ 第1号 予定価格が一定の金額を超えないとき
 - ☐ 工事又は製造の請負 200万円以下
※ただし、工事については130万円を超える案件は当面は入札を行う
ので、130万円以下とします。
 - ☐ 財産の買入れ 150万円以下
 - ☐ 物件の借入れ 80万円以下
 - ☐ 財産の売払い 50万円以下
 - ☐ 物件の貸付け 30万円以下
 - ☐ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円以下
 - ☒ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないとき
 - ☐ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約のとき
 - ☐ 第4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
 - ☐ 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
 - ☐ 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
 - ☐ 第9号 競争入札において落札者が契約を締結しないとき
4. 上記3.の各号を適用した理由（第1号適用の場合は、理由は不要です。なお、随意契約適用条項が第1号に該当し、かつ他の号のいずれかに競争的に該当する場合は、第1号を適用します。但し、他の号と競合し見積者1者となる場合は、1者となる理由が必要です。）

休日夜間応急診療所は、奈良市における救急医療体制の一次救急医療機関として位置づけられており、医師を確保し診療行為を速やかに実施できるよう体制を整えておく必要があります。

奈良市医師会は、市内にある医療機関の医師やそこに勤務する医師が加入する団体であり、休日夜間で医師を確実に確保できるという団体という理由から当団体と地方自治法施行令第167条の2第1号第2号に基づく随意契約をするものです。

支払月ごとの支出明細

月	区分	積算基礎	金額
4月	休日医師	76,475 円 × 2 人 × 17 日	2,600,150 円
	夜間医師	76,475 円 × 2 人 × 91 日	15,130,398 円
		19,868 円 × 1 人 × 61 日	
	土曜医師	34,830 円 × 2 人 × 12 日	835,920 円
	事務委託料	74,100円+396,650円+52,305円	523,055 円
	小計		19,089,523 円
7月	休日医師	76,475 円 × 2 人 × 17 日	2,600,150 円
	夜間医師	76,475 円 × 2 人 × 92 日	15,303,216 円
		19,868 円 × 1 人 × 62 日	
	土曜医師	34,830 円 × 2 人 × 13 日	905,580 円
	事務委託料	74,100円+401,009円+56,664円	531,773 円
	小計		19,340,719 円
10月	休日医師	76,475 円 × 2 人 × 16 日	3,310,900 円
		143,950 円 × 3 人 × 2 日	
	夜間医師	76,475 円 × 2 人 × 89 日	15,688,198 円
		143,950 円 × 2 人 × 3 日	
		19,868 円 × 1 人 × 61 日	
	土曜医師	34,830 円 × 2 人 × 13 日	905,580 円
	事務委託料	78,457円+401,009円+52,305円	531,771 円
	小計		20,436,449 円
11月	休日医師	76,475 円 × 2 人 × 17 日	3,895,700 円
		143,950 円 × 3 人 × 3 日	
	夜間医師	76,475 円 × 2 人 × 87 日	15,342,562 円
		143,950 円 × 2 人 × 3 日	
		19,868 円 × 1 人 × 59 日	
	土曜医師	34,830 円 × 2 人 × 12 日	835,920 円
	事務委託料	87,176円+396,650円+56,665円	540,491 円
	小計		20,614,673 円
合計			79,481,364 円

12,406,900 円 休日
61,464,374 円 夜間
3,483,000 円 土曜
2,127,090 円 事務費
79,481,364 円

20. 令和7年度における中核市ならびに奈良県内の他自治体における休日夜間一次救急について、運営主体・医師確保方法・年間公費負担・患者数等が分かる比較資料

【中核市】

健康医療部 医療政策課

調査項目		奈良市			函館市						旭川市					青森市					
1	施設名称	奈良市立休日夜間応急診療所			函館市夜間急病センター		市立函館病院 こども急患室			休日当番医			旭川市夜間急病センター			青森市急病センター					
2	診療科目	内科・小児科			内科・外科		小児科			内科・外科・小児科・眼科			内科・小児科・外科			小児科・内科・外科					
3	診察時間	毎夜間：22時00分～翌6時00分 休日：10時00分～19時00分 土曜：15時00分～19時00分			毎夜間：19時30分～0時00分		毎夜間：19時00分～0時00分			【休日】 内科：9時00分～17時00分 外科：9時00分～17時00分 小児科：9時00分～17時00分 眼科：9時00分～12時00分			月～金：22時～翌朝7時30分 土・日・祝・年末年始：22時～翌朝8時			①月曜（内科）19時～21時 ②火・木・土・日曜（小児科・内科・外科）19時～22時 ③水曜（小児科）19時～21時 ④金曜（小児科・内科）19時～21時					
4	設置主体	奈良市			函館市		函館市			各診療所			旭川市			青森市					
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☒ 指定管理者制度 指定管理先（公益社団法人函館市医師会） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他		☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他 医師および薬剤師については、市医師会および市薬剤師会との業務委託契約に基づき派遣を得ている。その他の業務については、原則として市が直営で実施している。					
6	医師確保方法	奈良市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が夜間・休日・土曜それぞれのシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員及び準会員の医師で構成されている。			指定管理者が、夜間急病センター専従医師と協力医師（医師会会員）でローテーション表を作成。		市立函館病院にて医師のシフト等を組んでいる。			函館市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が休日当番医のローテーションを組んでいる。			医師は市立旭川病院で会計年度任用職員又は出張医として募集・雇用し、シフトは夜間急病センターで組んでいる。			青森市医師会との診療業務委託契約に基づき、医師の派遣を受けている。また、同医師会からの派遣がない曜日については、青森県立中央病院への医師の派遣を依頼しており、謝金を支払っている。					
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出～歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入～歳出で算出	137,306,787円			69,612,037円		当該事業部分の公費負担の按分ができないため算出不可			5,970,800円			123,003,820円					41,321,423円			
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	外科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	外科	その他	区分	内科	小児科
		夜間	1,729	1,566	夜間	6,472	2,806	夜間		4,821	夜間			夜間	651	308	237	239	夜間		
		休日	3,841	2,554	休日			休日			休日			休日	308	190	78	111	休日		
		土曜	466	337	土曜			土曜			土曜			土曜	239	161	99	88	土曜		
		総患者数	6,036	4,457	総患者数	6,472	2,806	総患者数		4,821	総患者数			総患者数	1,198	659	414	438	総患者数	1,841	1,768

【中核市】

調査項目		八戸市				山形市			福島市			郡山市			いわき市			水戸市		
1	施設名称	八戸市休日夜間急病診療所				山形市休日夜間診療所			夜間：福島市夜間休日急病センター 休日：各診療所（休日在宅当番医制） ※毎月第2、第4日曜日の小児科は福島市夜間休日急病センター			郡山市休日・夜間急病センター			いわき市休日夜間急病診療所			水戸市休日夜間緊急診療所		
2	診療科目	内科・小児科・外科系				内科・外科・小児科（外科は休日のみ）			夜間：内科・外科・小児科 休日：内科、小児科、外科・整形外科、 皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科			内科・小児科・歯科			内科・小児科			内科・小児科・外科・歯科		
3	診察時間	平日（月曜～土曜）：19:00～23:00 休日（日曜、祝日、年末年始）： 12:00～23:00				毎夜間：19時00分～23時00分 （小児科は19時30分～22時30分） 休日：9時00分～17時00分			毎夜間：19時00分～翌7時30分 休日：9時00分～17時00分 土曜：なし			1/1を除く毎夜間：19時～22時（歯科を除く） 日曜日・祝日：9時～17時			平日：20時00分～23時00分 休日：9時00分～13時00分、14時00分 ～18時00分、19時00分～23時00分 土曜：19時00分～23時00分			毎夜間：19時30分～22時30分（内科・小児科のみ） 日祝日：9時00分～12時00分、13時00分～15時30分		
4	設置主体	八戸市				一般社団法人山形市医師会			夜間：福島市 休日：各診療所開設者			郡山市			いわき市			水戸市		
5	運営主体	☒ 指定管理者制度 指定管理先（（一社）八戸市医師会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他				☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 山形市医師会等と協定を締結しており、山形市は休日夜間診療所の運営に対する支援として、毎年度人件費に対する補助金を交付している。			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	指定管理者が対応				上記のとおり毎年度人件費に対する補助金を交付している。勤務する医師は医師会会員の医師で構成されており、医師会事務局がシフトを組んでいる。			【夜間】 福島市医師会と夜間診療の運営業務委託契約を締結し、医師会がシフトを組んでいる。 勤務する医師は医師会会員が大半であるが、一部民間医師派遣会社からの派遣医師も活用している。 【休日】 ①休日在宅当番医制（毎月第2、第4日曜日の小児科以外） 福島市医師会と休日在宅当番医制に係る業務委託契約を締結し、医師会がシフトを組んでいる。 ②毎月第2、第4日曜日の小児科 民間の医師派遣会社と業務委託契約を締結し、委託業者がシフトを組んでいる。			郡山市医師会と委託契約を締結し、医師会が郡山市休日・夜間急病センターで勤務する医師の調整を行っている。			シフトは医療対策課で作成。勤務する医師は医師会会員のほか、市外の医師も一部協力。診療業務は市内医師についてはいわき市医師会と契約、市外医師は個別契約。			水戸市医師会と業務委託契約を締結し、医師会がそれぞれのシフトを組んでいる。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	35,091,581円				10,000,000円			147,562,251円			48,401,575円			31,886,964円			59,295,263円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	外科系	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間	1,769	1,497	738	夜間	4,291	4,616	夜間	3,176	2,278	夜間	3,024	2,450	平日	297	202	夜間	3,060	2,922
		休日	3,326	2,774	1,154	休日	3,947	4,530	休日	6,992	5,121	休日	2,139	1,582	休日	580	652	休日	2,790	2,472
		土曜	708	675	208	土曜			土曜			土曜			土曜	137	112	土曜		
		総患者数	5,803	4,946	2,100	総患者数	8,238	9,146	総患者数	10,168	7,399	総患者数	5,163	4,032	総患者数	1,014	966	総患者数	5,850	5,394

【中核市】

調査項目		前橋市			高崎市			川口市			越谷市			船橋市			柏市		
1	施設名称	前橋市夜間休日診療所			高崎市夜間休日急病診療所			川口市こども夜間救急診療所			越谷市夜間急患診療所			船橋市夜間休日急病診療所			柏市医療センター 急病診療所		
2	診療科目	内科・小児科・外科			内科・小児科・婦人科・整形外科			小児科（内科分野のみ）			内科・小児科			内科・外科・小児科			内科・小児科		
3	診療時間	夜間：20時～23時 日・祝・年末年始：9時～12時、13時30分～16時			【内科・小児科】 月～金：19時30分～22時 土・日・祝・年末年始：19時～22時 【小児科】 日・祝・年末年始：9時～12時 【婦人科】 日・祝・年末年始：9時～12時（高崎市及び前橋市の休日当番医がない日のみ） 【整形外科】 年末年始のみ：9時～12時			平日：19時30分～23時00分 土日祝年末年始（12/29～1/3）：17時30分～22時00分 （受付開始・終了は、診療時間30分前）			毎夜間：20時00分～23時00分			【内科・外科・小児科】 毎日：21時～翌6時 【小児科（小児科医による診察）】 月～金：20時～23時 土：18時～21時 日・祝・年末年始：9時～17時、18時～21時			毎夜間 19時～22時		
4	設置主体	前橋市			高崎市			川口市			越谷市			船橋市			公益財団法人柏市医療公社		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☒ 指定管理者制度 指定管理先（（公財）高崎・地域医療センター） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他 運営自体は直営だが、勤務スタッフの確保は業務委託契約による。 医師・看護：医師会 薬剤師：薬剤師会 医療事務：民間			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他 運営自体は直営だが、勤務スタッフの確保は業務委託契約による。 医師・看護：医師会 薬剤師：薬剤師会 医療事務：民間			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☒ 指定管理者制度 指定管理先（公益財団法人 船橋市医療公社） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 補助金事業		
6	医師確保方法	前橋市医師会と運営業務委託契約を締結し、医師会がシフトを組んでいる。			（公財）高崎・地域医療センターと診療所運営に係る協定書を締結しており、当センターが仕様書に基づいて医師等の出場調整や、職員配置を行っている。			川口市医師会と業務委託契約を締結し、医師を確保している。			越谷市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が医師の予定を組んでいる。			公益財団法人船橋市医療公社が指定管理で行っており、一般社団法人船橋市医師会等の協力を得て確保されている。			柏市医師会がシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は、柏市医師会が推薦する医師のうちから市医として委嘱したものを充ててもらう。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	32,402,245円			85,000,899円			77,370,042円			102,457,531円			213,378,611円			32,471,217円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜 間	3,838	3,087	夜 間	2,208	2,386	夜 間		1,012	平 日	574	597	夜 間	1,734	2,781	夜 間	1,255	721
		休 日	3,747	5,429	休 日		2,060	休 日		（内数）243	休 日 （12/29～1/3含む）	310	267	休 日	29	1,906	休 日		
		土 曜			土 曜			土 曜		（内数）174	土 曜	151	205	土 曜			土 曜		
		総患者数	7,585	8,516	総患者数	2,208	4,446	総患者数		1,012	総患者数	1,035	1,069	総患者数	1,763	4,687	総患者数	1,255	721

【中核市】

調査項目		横須賀市				富山市							福井市		
1	施設名称	横須賀市救急医療センター				富山市・医師会急患センター							福井市休日急患センター		
2	診療科目	内科・小児科・外科				内科・小児科・外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科							内科		
3	診察時間	【月～金曜日】20時00分～24時00分【土曜日】17時00分～24時00分【日曜日、休日】8時00分～24時00分【年末・年始】12月29日16時00分～1月4日8時00分までは24時間診療＜補足＞12月29日が休日の場合は、8時00分から診療開始。1月4日の診療時間は、曜日により異なる。				【内科・外科】（日曜日及び休日等）9時00分～17時30分 18時30分～24時00分（土曜日）14時00分～24時00分（月～金）19時00分～24時00分 【小児科】（日曜日及び休日等）9時00分～17時30分 18時30分～24時00分（土曜日）19時00分～24時00分（月～金）19時00分～24時00分 【耳鼻いんこう科】（日曜日及び休日等）9時00分～17時30分 【眼科】（第2・4・5日曜※）9時00分～17時30分（月～金）19時30分～22時00分 【皮膚科】（第1・2・4・5日曜※）9時00分～17時30分 ※指定日以外に診療する場合あり。							土曜：19時～23時 日曜祝日（3～11月）：9時～18時 日曜祝日年末年始（12～2月）：9時～23時		
4	設置主体	横須賀市				富山市							福井市 （運営委託先は一般社）福井市医師会）		
5	運営主体	☒ 指定管理者制度 指定管理先（一般社団法人 横須賀市医師会） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他				☒ 指定管理者制度 指定管理先（公益社団法人 富山市医師会） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他							☐ 指定管理者制度 指定管理先（) 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	救急医療センターの運営に係る医師等の配置は、指定管理業務基本協定に基づき、指定管理者である一般社団法人横須賀市医師会が行っている。なお、勤務する医師については、横須賀市医師会の会員及び近隣病院の勤務医で構成されている。				富山市・医師会急患センターが出向表を組んでいる。 医師会会員（富山医療圏）及び勤務医や大学医師で構成されている。また、常勤医師を1名確保している。							福井市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が会員医師に出務協力依頼を行い、協力意向があった医師にてシフトを組んでいる。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	公費負担なし				公費負担なし							21,780,559円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	外科	区分	内科	小児科	外科	眼科	耳鼻科	皮膚科	区分	内科	小児科
		夜間	8,346	6,797	3,515	夜間	8,432	5,835	4,357	461			平日夜間		
		休日	5,716	4,889	2,057	休日	6,295	5,077	2,009	441	1,317	1,172	休日	4,355	
		土曜	426	377	218	土曜	1,253		675				土曜	531	
		総患者数	14,488	12,063	5,790	総患者数	15,980	10,912	7,041	902	1,317	1,172	総患者数	4,886	

【中核市】

調査項目		長野市			松本市			岐阜市						
1	施設名称	休日：休日緊急医（在宅当番医制） 夜間：長野市民病院・医師会急病センター、厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院・医師会急病センター、厚生連長野松代総合病院急病センター			・松本市小児科・内科夜間急病センター ・在宅当番医制			岐阜市休日急病センター 岐阜市休日急病歯科センター				小児夜間急病センター		
2	診療科目	【休日緊急医】内科・小児科・産婦人科・外科・脳外科・整形外科・眼科・耳鼻科医等【急病センター】内科系・小児科系等			小児科・内科・外科・耳鼻科・産婦人科・眼科			内科・小児科・歯科				小児科		
3	診察時間	【休日緊急医】 日曜・祝日・お盆・年末年始：9時00分～17時00分 ※診療科目によっては9時00分～12時00分 【急病センター】 毎夜間：19時00分～翌6時00分			・松本市小児科・内科夜間急病センター 毎夜間：19：00～22：00（小児科・内科） ・在宅当番医制 休日：9：00～17：00（小児科・内科、外科系） 9：00～12：00（耳鼻科・産婦人科、眼科） 土曜：12：00～17：00（外科系）			日曜、祝日、12/31～1/3 内科・小児科…9:00～13:00、14:00～18:00、19:00～23:00 歯科…9:00～13:00、14:00～18:00				月曜日～土曜日 19:30～23:00		
4	設置主体	【休日緊急医】長野市医師会及び更級医師会の所属医療機関、厚生連南長野医療センター新町病院【急病センター】長野市民病院、厚生連南長野医療センター篠ノ井総合病院、厚生連長野松代総合病院			松本市			岐阜市				岐阜市		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営（松本市小児科・内科夜間急病センター） ☒ 委託（在宅当番医制） ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他				☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	運営主体である各医師会及び各病院で休日及び夜間のシフトを組んでいる。			・松本市小児科・内科夜間急病センター 松本市医師会へ出務医の日程調整を委託 ・在宅当番医制 松本市医師会へ在宅当番医の実施を委託			岐阜市民病院へ委託。 岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会の医師が出務。				岐阜市民病院へ委託。 市内及び周辺自治体の小児科医が出務。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳入～歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入～歳入で算出	【休日緊急医】8,717,349円 【急病センター】48,857,760円			104,381,025円			28,496,813円				22,603,910円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	休日緊急医	急病センター	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	歯科	区分	内科	小児科
		夜間		13,440	夜間	1,748	2,379	夜間	1,411	920	292	夜間		626
		休日	21,206		休日	16,942（全診療科）	休日						休日	
		土曜			土曜		土曜			土曜		（再掲）179		
		総患者数	21,206	13,440	総患者数	21,069	総患者数	1,411	920	292	総患者数		626	

【中核市】

調査項目		岡崎市			一宮市			豊中市			吹田市		
1	施設名称	岡崎市医師会夜間急病診療所			一宮市休日急病診療所			豊中市医療保健センター			吹田市立休日急病診療所		
2	診療科目	内科・小児科・外科			内科・小児科			内科・小児科・歯科			内科・小児科・外科・歯科		
3	診察時間	毎日20時～23時			日曜日、祝日、年末年始 9時30分～12時00分 13時00分～17時00分			日・祝・年末年始：8/14・8/15 診療時間：10時00分～11時30分 ：13時00分～16時30分			日曜・祝日・年末年始 9：30～11：30（診察受付時間） 13：30～16：30（診察受付時間）		
4	設置主体	一般社団法人岡崎市医師会			一宮市			一般財団法人豊中市医療保健センター			吹田市		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 一般社団法人岡崎市医師会に対して、補助金を交付している。			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 豊中市と三師会（豊中市医師会・歯科医師会・薬剤師会）が出損して設立された「一般財団法人豊中市医療保健センター」が設置・運営を行っています。			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	原則、医師会員により対応している。小児科及び外科は、大学病院の医師が週4日程度当番を担っている。そのうち小児科の大学病院の医師については、岡崎市にて、各大学と調整をしている。			一宮市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が日曜日・祝日・年末年始それぞれのシフトを組んでいる。			豊中市医師会・歯科医師会の協力のもと確保しています。			吹田市医師会と業務委託契約を締結し、医師会がシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員や近隣の大学病院等の医師で構成されている。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	105,927,000円			10,643,164円			454,907,204円（負担金） ※センター全体の赤字補填を負担金として支出しており、当該事業部分の公費負担は算出できない			66,782,897円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間	2,965	2,721	夜間			夜間			夜間		
		休日			休日	1,568	1,310	休日	3,213	1,870	休日	2,680	1,742
		土曜			土曜			土曜			土曜		
		総患者数	2,965	2,721	総患者数	1,568	1,310	総患者数	3,213	1,870	総患者数	2,680	1,742

【中核市】

調査項目		高槻市					枚方市					八尾市			姫路市					
1	施設名称	高槻島本夜間休日応急診療所					北河内こども夜間救急センター		枚方休日急病診療所			八尾市休日急病診療所			姫路市休日・夜間急病センター					
2	診療科目	内科・小児科・外科・歯科					小児科		内科・小児科			内科、小児科、歯科（歯科の夜間はなし）			【夜間】※年中無休 内科・小児科 【休日昼間】※日・祝日、8/15、12/31～1/3 内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科					
3	診察時間	【内科・小児科・外科】平日：21時00分～翌7時00分 土曜日：15時00分～翌7時00分 休日：10時00分～12時00分、14時00分～17時00分、19時00分～翌7時00分 【歯科】休日：10時00分～12時00分、14時00分～17時00分					21時～翌6時		日・祝・年末年始：10時～12時 13時～17時 土曜日：18時～21時			【内科】（日・祝・年末年始等）朝診：10時00分～12時00分 昼診：13時00分～16時00分 夜診：17時00分～21時00分（益）夜診：17時00分～21時00分 【小児科】（土・益）夜診：17時00分～21時00分（日・祝・年末年始等）朝診：10時00分～12時00分 昼診：13時00分～16時00分 夜診：17時00分～21時00分 ※内科は高校生以上、小児科は中学生以下 【歯科】（日・祝・年末年始等）朝診：10時00分～12時00分 昼診：13時00分～16時00分 ※歯科は夜診なし			夜間：21時00分～翌6時00分 休日昼間：9時00分～18時00分					
4	設置主体	高槻市					北河内7市（守口市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市・枚方市）		枚方市			八尾市			姫路市					
5	運営主体	☒ 指定管理者制度 指定管理先（公益財団法人大阪府三島救急医療センター） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他					☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☒ 指定管理者制度 指定管理先：（公益財団法人姫路市救急医療協会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他					
6	医師確保方法	市医師会、大阪医科薬科大学から出務 ※医師の確保は指定管理者である、大阪府三島救急医療センターが実施					関西医科大学、大阪医科薬科大学、河北医師会連合に医師の派遣を依頼している。また、公募医師として登録している医師にも出務を依頼している。		枚方市医師会にて診療体制に伴う医師等の確保を行っている。			八尾市医師会、八尾市歯科医師会と業務委託契約を締結し、各師会がシフトを組んでいる。また、不足分は医師紹介業者と業務契約を締結し、医師の確保をしている。			休日・夜間急病センターの医師は、主に医師会会員、非常勤医師及び神戸大学、岡山大学からの派遣医師で構成されている。					
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	199,485,000円					74,944,930円		27,000,000円			56,505,803円			294,971,669円					
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	外科	歯科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	眼科	耳鼻咽喉科
		夜間(平日)	2,029	2,252	967		夜間		2,255	夜間			夜間	665	1,137	夜間	5,948	6,245		
		休日	5,654	7,036	2,129	277	休日		1,600	休日	1,880	2,773	休日	1,271	1,696	休日	2,717	2,740	948	1,918
		土曜	1,724	2,107	966		土曜		944	土曜（夜間）	267	533	土曜		341	土曜				
		総患者数	9,407	11,395	4,062	277	総患者数		4,799	総患者数	2,147	3,306	総患者数	1,936	3,174	総患者数	8,665	8,985	948	1,918

【中核市】

調査項目		尼崎市			明石市			和歌山市			鳥取市			松江市			倉敷市		
1	施設名称	尼崎市立休日夜間急病診療所			明石市立夜間休日応急診療所			和歌山市夜間・休日応急診療センター			東部医師会急患診療所			休日救急診療室			倉敷市休日夜間急患センター		
2	診療科目	内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科			内科・小児科			内科・小児科・耳鼻咽喉科・歯科			内科・小児科			内科			内科・小児科		
3	診療時間	内科：平日21時00分～翌6時00分 土曜16時00分～翌6時00分 日曜・祝日9時00分～翌6時00分 小児科：平日21時00分～24時00分 土曜16時00分～24時00分 日曜・祝日9時00分～24時00分 眼科：日曜・祝日9時00分～17時00分 耳鼻咽喉科：土曜18時00分～21時00分 日曜・祝日9時00分～17時00分			【毎夜間】 （内科）21時00分～翌6時00分 （小児科）21時00分～24時00分 【昼間（日・祝・年末年始）】 （内科・小児科）9時00分～18時00分			平日：内科・耳鼻咽喉科20時～24時 小児科20時～翌6時 日曜祝日：内科・小児科10時～12時、13時～17時、19時～翌6時 耳鼻咽喉科13時～17時、19時～24時 （年末年始のみ翌6時まで） 歯科10時～12時、13時～15時 土曜：内科・小児科19時～翌6時 耳鼻咽喉科19時～24時			毎夜間：19時00分～22時00分 休日：9時00分～12時00分 14時00分～17時00分			日曜日・祝日 9時～12時、13時～17時			毎夜間：20時00分～22時00分 日、祝、年末年始(12/30～1/3)：9時00分～12時30分、13時00分～17時00分		
4	設置主体	尼崎市			明石市			和歌山市			一般社団法人 鳥取県東部医師会			松江市医師会			倉敷市		
5	運営主体	☑ 指定管理者制度 指定管理先：（一般社団法人尼崎市医師会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☑ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☑ 指定管理者制度 指定管理先：（一般社団法人明石市医師会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☑ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☑ 指定管理者制度 指定管理先：（（公社）和歌山市夜間休日急患対策協会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他（補助金）			☑ 指定管理者制度 指定管理先：（公益財団法人倉敷市保健医療センター） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☑ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	指定管理者が行う。			指定管理者がシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員及び外部医師で構成されている。			センターに出務する医師は、大学病院等に勤務する医師と、医師会・歯科医師会の会員である開業医で構成されている。 大学病院等に勤務する医師については、センターでシフトを組んでおり、医師会・歯科医師会の会員である医師については、医師会・歯科医師会がシフトを組んでいる。			鳥取県東部医師会が会員の医師でシフトを組んでいる。			松江市医師会の会員でシフトを組んでいる。			倉敷市連合医師会会員である開業医及び勤務医又は会員医療機関に所属する勤務医による当番制		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	91,600,249円 （※R7年11月～R8年3月まで）			202,981,000円			R7年度は指定管理料なし			40,636,528円			12,946,530円			公費負担なし		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間	1,906	1,245	夜間	917	893	夜間	7,813	4,323	夜間	3,840	3,195	夜間			夜間	2,150	2,045
		休日	4,415	3,683	休日	718	850	休日	9,869	3,859	休日	3,157	2,939	休日	1,029		休日	2,589	3,770
		土曜	1,206	1,051	土曜			土曜			土曜			土曜			土曜	夜間に含む	
		総患者数	7,527	5,979	総患者数	1,635	1,743	総患者数	17,682	8,182	総患者数	6,997	6,134	総患者数	1,029		総患者数	4,739	5,815

【中核市】

調査項目		呉市		福山市			下関市			高松市			松山市			
1	施設名称	呉市医師会休日急患センター 呉市医師会夜間救急センター		在宅当番医制運営事業		福山夜間成人診療所	下関市夜間急病診療所			高松市夜間急病診療所			松山市急患医療センター			
2	診療科目	休日：内科・小児科・外科 夜間：内科・小児科		内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科		内科、外科	内科・小児科			内科・小児科			内科・小児科			
3	診察時間	休日：9時～12時，13時～18時 夜間：内科（平日のみ）19時30分～23時 小児科（毎日）19時～23時		日曜・祝日・お盆・年末年始 9時～17時		19：30～23：00	毎日：19時00分～23時00分 年末年始(12/31～1/3)：19時00分～24時00分			毎夜間：19時30分～23時30分			内科：月～土曜日（1/1は除く） 小児科：毎日 内科：21時～24時 小児科：21時～翌8時			
4	設置主体	呉市医師会		福山市が市内4医師会に委託		福山市	下関市			高松市			松山市			
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 呉市医師会が設置し、呉市の補助対象としている。		☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		☒ 指定管理者制度 指定管理先：（下記参照） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他 指定管理先：福山夜間成人診療所共同事業体（福山市を構成する4医師会が共同で運営する事業体）	☒ 指定管理者制度 指定管理先：（下関市医師会） 利用料金制の導入 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他 ※令和8年度より利用料金併用制に移行			☒ 指定管理者制度 指定管理先：（一般社団法人高松市医師会） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			
6	医師確保方法	医師会が夜間・休日それぞれのシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員及び広大病院の医師等で構成されている。		各医師会がシフトを組んでいる。		指定管理先がシフトを組んでいる。	指定管理者である下関市医師会がシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員及び準会員の医師で構成されている。			高松市医師会を指定管理者として運営しており、医師会が勤務医等のシフトを組んでいる。			内科：医師会会員の開業医内科医の当番制 小児科：医師会会員の開業医または病院勤務医及び日赤、愛媛大学医学部附属病院所属の小児科医の当番制			
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	休日急患センター：R7は公費負担なし 夜間救急センター：1,580,000円（補助金）		40,001,500円		50,751,272円	20,520,019円			80,946,184円			163,544,712円			
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間	1,146	1,885	夜間			夜間	4,700		夜間	3,648	2,747	夜間	4,700	4,725
		休日	2,821	2,051	休日	13,769	8,846	休日			休日			休日		
		土曜			土曜			土曜			土曜			土曜		
		総患者数	3,967	3,936	総患者数	13,769	8,846	総患者数	4,700		総患者数	3,648	2,747	総患者数	4,700	4,725

【中核市】

調査項目		高知市			久留米市						佐世保市				大分市		
1	施設名称	・高知市平日夜間小児急患センター ・高知市休日夜間急患センター			久留米広域小児救急センター			市内各医療機関（休日当番医）			佐世保市立急病診療所				大分市小児夜間急患センター		
2	診療科目	平日：小児科 休日：内科・小児・耳鼻いんご科・眼科			小児科			内科・外科・小児科・産科・眼科・耳鼻科			内科・小児科、外科（日祝日のみ）				小児科		
3	診察時間	毎夜間：20時00分～23時00分 休日：（内科、小児科）9時00分～12時00分、13時00分～17時00分、18時00分～22時00分（耳鼻いんご科、眼科）9時00分～12時00分 土曜：20時00分～翌8時00分			毎夜間：19時～23時			日・祝・休・年末年始 日中帯（おおよそ9:00～17:00）			月曜日～土曜日：20時00分～23時00分 日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）：10時00分～18時00分				毎夜間：20時00分～22時00分		
4	設置主体	高知市			久留米市（久留米広域市町村圏事務組合）			久留米市			佐世保市				公益財団法人大分県地域成人病検診協会		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 久留米市（R7年度までは久留米広域市町村圏事務組合）、久留米医師会、社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院、久留米大学病院の4者で協定を締結し聖マリア病院の一角に当センターを設置。 ・久留米医師会：出務医の調整、報酬支払 ・聖マリア病院：センターでの診療実施、医師出務 ・久留米大学病院：医師出務 ・久留米市※：各者への補助金交付、関係市町からの負担金徴収			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☒ その他 医師会への業務委託による休日当番医制度			☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他				☐ 指定管理者制度 指定管理先：（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☒ その他 公益財団法人大分県地域成人病検診協会への補助金		
6	医師確保方法	高知市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が夜間・休日・土曜それぞれのシフトを組んでいる。			下記の通り曜日ごとに割り振り。 ●火・土：聖マリア病院 ●月・金・日：久留米大学病院 ●水・木：地域小児科開業医 出務医の調整は医師会が実施。祝日等については例外対応あり。			久留米医師会と業務委託契約を締結し、医師会内の各科目医会でシフトを決定し実施。			佐世保市医師会と医師派遣業務委託契約を締結し、医師会でシフトを組んでいる。 なお、市側で大学病院小児科からの勤務医の派遣を含めてシフトを組んでいる。				当番医師の調整を行っている大分市連合医師会に調整費用として補助金を交付している。勤務する医師は、大分市小児科医会及び大分大学医学部小児科所属の医師。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳入－歳入で算出 ○指定管理者制度（利用料金制）の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度（利用料金制ではない）の場合：歳入－歳出で算出	50,651,017円			16,443,191円			9,742,857円			112,864,212円				17,136,994円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	外科	区分	内科	小児科
		夜間		1,776	夜間		3,931	夜間			夜間	1,116	1,262		夜間		1,637
		休日	2,162	4,111	休日			休日	6,930	5,160	休日	2,948	2,720	862			
		土曜		395	土曜			土曜			土曜						
		総患者数	2,162	6,282	総患者数		3,931	総患者数	6,930	5,160	総患者数	4,064	3,982	862	総患者数		1,637

【中核市】

調査項目		宮崎市				鹿児島市			A市			B市		
1	施設名称	(夜間) 宮崎市夜間急病センター (休日) 各診療所				鹿児島市夜間急病センター			A診療所			B診療所		
2	診療科目	(夜間) 小児科・内科・外科 (休日) 医科 (9科目)・歯科・柔道整復				内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科			内科・小児科			内科・小児科・歯科		
3	診察時間	(毎夜間) 19時～翌7時 (休日) 9時～17時				【内科・小児科】平日・土曜日：午後7時～翌朝7時(受付終了：翌朝6時30分) 日曜日、祝日、8月14日・8月15日、12月29日～1月3日：午後6時～翌朝7時(受付終了：翌朝6時30分) 【外科】平日・土曜日：午後7時～午後11時 日曜日、祝日、8月14日・8月15日、12月29日～1月3日：午後6時～午後11時 【産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科】土曜日：午後7時～午後10時 日曜日、祝日、8月14日・8月15日、12月29日～1月3日：午後6時～午後10時 ※産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科はオンコール制			【夜間診療】毎日 20時00分～翌7時00分 【休日診療】日・祝・12/30～1/3 9時00分～17時00分			休日：10時00分～11時30分、 13時00分～16時30分 土曜：18時00分～20時30分		
4	設置主体	(夜間急病センター小児科) 宮崎市 (夜間急病センター内科・外科) 宮崎市郡医師会				鹿児島市			A市			B市		
5	運営主体	1) 夜間急病センター小児科 指定管理先(公益社団法人 宮崎市郡医師会) 利用料金制の導入 (なし) 2) 夜間急病センター内科・外科 運営を委託(人件費のみ補助) 3) 在宅当番医 委託 運営主体：(医科) 宮崎市郡医師会 (歯科) 宮崎市郡歯科医師会 (柔道整復) 宮崎県柔道整復師会 利用料金制の導入 (なし)				☒ 指定管理者制度 指定管理先：(鹿児島市医師会) 利用料金制の導入 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☒ 指定管理者制度 指定管理先 (A市医師会) 利用料金制の導入 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 直営 ☐ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先：() 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	夜間急病センターは、運営主体である宮崎市郡医師会がシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は市郡医師会の会員医師、宮崎大学病院の医師および開業医等で構成されている。 また、在宅当番医については、各委託先が当番医を調整し、各診療所の医師が診察を行っている。				指定管理者の鹿児島市医師会がシフトを組んでいる。勤務する医師は医師会会員及び非会員(鹿児島大学病院の医師等)			指定管理者にて確保(医師会員及び大学病院より派遣)			B市内の3医師会と業務委託契約を締結し、医師会が休日・土曜それぞれのシフトを組んでいる。		
7	公費負担 ○指定管理者制度以外の場合：歳出－歳入で算出 ○指定管理者制度(利用料金制)の場合：指定管理料等の実支出額 ○指定管理者制度(利用料金制ではない)の場合：歳入－歳出で算出	○夜間急病センター内科・外科(委託) 227,336,915円 ○在宅当番医事業 20,036,344円 ○夜間急病センター小児科 89,649,955円				263,462,398円			169,214,532円			26,374,885円		
8	令和7年度患者数(人)	区分	内科	外科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間	4,114	3,010	4,964	夜間	2,280	4,104	夜間	2,007	1,615	夜間		
		区分	医科	歯科	柔道整復	休日			休日	4,897	3,870	休日	2,710	2,153
		休日	39,468	1,417	616	土曜			土曜(夜間)	985	772	土曜	461	391
		総患者数	53,589			総患者数	2,280	4,104	総患者数	7,889	6,257	総患者数	3,171	2,544

【県内市町】

項目		奈良市			天理市			生駒市			橿原市			桜井市		
1	施設名称	奈良市立休日夜間応急診療所			天理市立休日応急診療所			一般財団法人生駒メディカルセンター 休日夜間応急診療所			橿原市休日夜間応急診療所			桜井市休日夜間応急診療所		
2	診療科目	内科・小児科			内科・小児科			内科・小児科			内科・小児科・歯科			内科・小児科（小児科は休日のみ）		
3	診察時間	毎夜間：22時00分～翌6時00分 休日：10時00分～19時00分 土曜：15時00分～19時00分			休日、年末年始（12/30-1/3） 10：00～16：00			平日：22時00分～翌6時00分 休日：10時00分～翌6時00分 土曜：16時00分～翌6時00分			休日（日・祝・8/15・12/29～1/3） 内科・小児科：午前10時～正午まで 午後1時～午後9時30分まで 歯科：午前10時～正午まで 午後1時～午後4時まで 夜間（毎日） 内科：午後9時30分～午前0時まで 小児科：午後9時30分～午後11時30分まで 深夜診療（毎日） 小児科：午後11時30分～翌午前6時まで			木曜夜間：午後9時30分～午後11時30分 休日：午前10時～午後2時 午後6時～午後10時		
4	設置主体	奈良市			天理市			生駒市			橿原市			桜井市		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	奈良市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が夜間・休日・土曜それぞれのシフトを組んでいる。 なお、勤務する医師は医師会会員及び準会員の医師で構成されている。			天理地区医師会と委託契約を締結。地区医師会において当番表を作成。診療に係る医師は、地区医師会会員で構成されている。			・委託先の生駒メディカルセンターが各医療機関との調整も含めシフトを作成。 ・大学病院等派遣医師・・・勤務にあたる医師については、各大学や病院で選定。当直日は生駒メディカルセンターが指定し、派遣元医療機関が勤務にあたる医師を調整。 ・生駒市医師会会員・・・勤務にあたる医師については医師会で選定。当直日は生駒メディカルセンターが指定し、勤務にあたる医師を調整。			医師は橿原地区医師会、 歯科医師は橿原高市地区歯科医師会と業務委託契約を締結し、それぞれの会でシフトを組んでいる。			桜井市医師会と業務委託契約を締結し、前もってシフト調整している。		
7	公費負担	137,306,787円			7,682,930円			公表不可			79,613,121円			18,467,582円		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜間 （土曜含）	1,729	1,566	夜間			平日	432	407	夜間 （土曜含）	1,541	1,572	休日・平日夜	458	181
		休日	3,841	2,554	休日	983	489	休日	2,051	1,979	休日	2,478	2,457	休日 昼	542	213
		土曜	466	337	土曜			土曜	547	602	深夜	7	766	土曜		
		総患者数	6,036	4,457	総患者数	983	489	総患者数	3,030	2,988	総患者数	4,026	4,795	総患者数	1,000	394

【県内市町】

項目		御所市			五條市			C自治体		
1	施設名称	御所市休日応急診療所			五條市応急診療所			C診療所		
2	診療科目	内科・小児科 ※小児科は、その日の担当医が診察可能か判断			内科・小児科			内科・小児科・歯科		
3	診察時間	日・祝・年末年始 受付時間 9時30分～11時30分 13時00分～15時30分			休日・祝日：10時00分～15時00分			休日：歯科は①②のみ ①10：00～12：00 ②13：00～17：00 ③18：00～21：00		
4	設置主体	御所市			五條市			公表不可		
5	運営主体	☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他			☐ 指定管理者制度 指定管理先（ ） 利用料金制の導入 ☐ 有 ☐ 無 ☒ 直営 ☒ 委託 ☐ その他		
6	医師確保方法	御所市医師会と業務委託契約を締結し、当市担当者がシフトを組んでいる。勤務する医師は、医師会会員及び準会員の医師で構成されている。			五條市医師会と業務委託契約を締結し、医師会が医師のシフトを作成。また、医師の確保については、五條市も奈良県登録制度を活用しながら一部協力を行っている。			D医師会と業務委託契約を締結。勤務する医師は医師会会員及び準会員の医師で構成されている。		
7	公費負担	6,613,812円			16,528,926円			公費負担なし		
8	令和7年度患者数（人）	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科	区分	内科	小児科
		夜 間			夜 間			夜 間		
		休 日	334	87	休 日	438	354	休 日	2,336	2,194
		土 曜			土 曜			土 曜		
		総患者数	334	87	総患者数	438	354	総患者数	2,336	2,194

21. 予防接種経費における各種ワクチンの単価(委託料・補助額等)、接種予定人数と予算額、接種実施人数と決算額等の一覧(A類、B類、任意に分けて)、ならびに過去3年度(令和5年度～令和7年度)との比較

健康医療部 健康増進課

予防接種の種類		区分	令和5年度					令和6年度					令和7年度					備考
			単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	
A類	BCG		10,945円	2,054人	1,822人	22,482,000円	19,929,690円	12,595円	1,990人	1,775人	25,065,000円	22,356,523円	12,595円	1,964人	1,721人	24,738,000円	21,638,483円	
	5種混合	5種混合2歳未満	-	-	-	-	-	21,137円	-	延4,875人	97,993,000円	133,183,125円	21,137円	延6,790人	延6,742人	169,093,000円	149,330,261円	
		5種混合2歳以上	-	-	-	-	20,637円	-	20,637円				延210人					
		4種混合2歳未満	11,944円	延8,780人	延7,507人	108,062,000円	89,442,139円	11,944円	延7,958人	延2,551人			11,944円	延970人	延457人			
		4種混合2歳以上	11,400円	延270人				11,400円	延248人				11,400円	延30人				
		ポリオ	10,182円	4人	0人			10,182円	4人	0人			10,182円	2人	23人			
		3種混合2歳未満	6,385円	延6人	0人			6,385円	延6人	0人			6,385円	延2人	延19人			
		3種混合2歳以上	5,851円	延6人				5,851円	延6人				5,851円	延2人				
		ヒブ	8,878円	延8,290人	延7,215人			73,600,000円	64,047,603円	9,265円			延8,060人	延2,118人	74,677,000円			
	2種混合		4,929円	2,206人	2,193人	10,874,000円	10,808,639円	4,929円	2,336人	2,338人	11,515,000円	11,524,002円	4,929円	2,242人	2,092人	11,052,000円	10,311,239円	
	MR (麻しん・風しん)	2歳未満	10,596円	延2,090人	延4,260人	45,740,000円	43,024,554円	10,596円	延2,020人	延3,943人	44,734,000円	39,762,794円	10,596円	延1,900人	延3,975人	41,519,000円	40,003,074円	
		2歳以上6歳未満	10,052円	延1,502人				10,052円	延1,440人				10,052円	延1,320人				
		6歳以上	9,224円	延921人				9,224円	延960人				9,224円	延880人				
	日本脳炎	6歳未満	7,407円	延9,055人	延9,024人	93,266,000円	64,276,925円	7,407円	延5,930人	延9,196人	72,405,000円	65,691,510円	7,407円	延5,553人	延8,140人	66,358,000円	58,265,791円	
		6歳以上	6,725円	延3,895人				6,725円	延4,235人				6,725円	延3,751人				
	HPV	2価・4価	16,698円	-	延4,128人	242,426,000円	111,690,510円	16,698円	-	延10,926人	157,068,000円	310,349,951円	16,698円	-	延3,123人	94,710,000円	88,980,986円	*1
		9価	28,569円	延8,170人				28,569円	延5,340人				28,569円	延3,315人				
	小児用肺炎球菌		12,244円	延8,290人	延7,209人	101,503,000円	88,246,327円	12,244円	延8,020人	延7,036人	98,198,000円	86,145,084円	12,244円	延7,921人	延6,741人	96,986,000円	82,552,624円	
	水痘	2歳未満	9,821円	延3,515人	延3,703人	38,233,000円	36,197,584円	9,821円	延3,399人	延3,542人	36,314,000円	34,560,511円	9,821円	延3,390人	延3,316人	36,402,000円	32,401,669円	
		2歳以上	9,277円	延400人				9,277円	延316人				9,277円	延335人				
	B型肝炎		7,500円	延6,220人	延5,398人	46,650,000円	40,447,387円	7,500円	延6,030人	延5,197人	45,225,000円	38,904,715円	7,500円	延5,950人	延5,021人	44,625,000円	37,622,002円	
	風しん (成人男性)		10,120円	828人	538人	8,399,000円	5,444,725円	10,120円	270人	86人	2,747,000円	870,320円	10,120円	-	1人	-	10,120円	*2
	ロタウイルス	1価ワクチン	15,541円	延2,320人	延4,231人	62,972,000円	54,400,173円	15,541円	延2,230人	延4,033人	59,786,000円	52,574,191円	15,541円	延2,201人	延4,028人	59,892,000円	51,550,145円	
		5価ワクチン	10,514円	延2,560人				10,514円	延2,390人				10,514円	延2,443人				

予防接種の種類		区分	令和5年度					令和6年度					令和7年度					備考
			単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	単価	見込人数	実施人数	当初予算額	決算額	
B類	高齢者インフルエンザ	市内 自己負担1,700円	3,100円	56,000人	56,659人	183,248,000円	179,467,656円	3,100円	59,300人	51,413人	194,054,000円	163,126,468円	3,100円	58,200人	53,572人	190,500,000円	169,851,968円	
		市外生保	4,800円	2,010人				4,800円	2,130人				4,800円	2,100人				
	高齢者肺炎球菌	市内 自己負担3,000円	5,321円	2,271人	2,626人	12,767,000円	14,427,937円	5,321円	824人	506人	4,635,000円	2,715,747円	5,321円	782人	791人	4,395,000円	4,262,911円	
		市外生保	8,321円	82人				8,321円	30人				8,321円	28人				
	新型コロナウイルス	市内	-	-	-	-	-	4,500円	44,686人	22,785人	212,336,000円	294,576,876円	12,800円	39,172人	5,206人	522,960,000円	34,075,776円	*3
		市外生保	-	-				7,000円	1,607人				15,300円	1,409人				
	帯状疱疹	生・市内 自己負担4,000円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,860円	2,090人	延9,223人	126,445,000円	90,257,584円	
		組換え・市内 自己負担11,000円	-	-				-	-				11,060円	延9,756人				
		生・市外生保	-	-				-	-				8,860円	75人				
		組換え・市外生保	-	-				-	-				22,060円	延350人				
任意	おたふくかぜ	助成額	3,000円	1,700人	1,860人	5,100,000円	5,580,000円	3,000円	1,890人	1,587人	5,670,000円	4,761,000円	3,000円	1,800人	1,489人	5,400,000円	4,467,000円	
	帯状疱疹（任意）	生ワクチン 助成額	-	-	-	-	-	3,000円	1,200人	延5,214人	34,800,000円	27,477,000円	3,000円	0人	延1,408人	4,302,000円	7,818,000円	
		組換えワクチン 助成額	-	-				6,000円	延5,200人				6,000円	延717人				

*1 当初予算額・決算額にはキャッチアップ開始前に任意で接種したものの助成も含む

*2 国が令和6年度末に特例措置適用の方針を示したため、令和7年度は予算流用により対応

*3 国が令和7年4月に助成金を継続しない方針を示したため、市内は委託料5,600円・自己負担10,000円、市外生保は委託料15,600円で実施。

22.健康診査経費における各種検診の単価(委託料・補助額等)、受診見込み人数と予算額、実際の受診者数と決算額の一覧、ならびに過去3年度(令和5年度～令和7年度)との比較

健康医療部 健康増進課

	対象者	自己負担額	委託単価	令和8年度		令和5年度受診率		
				受診見込人数	予算額	奈良市	全国	
健康診査	40歳以上（健康保険未加入者）	無料	9,009円 （訪問は13,592円） 追加検査に別途委託料設定あり	592人	7,017,000円	—	—	
大腸がん検診	40歳以上	1,000円	3,000円	31,550人	71,805,000円	7.8%	6.8%	※1
胃がん検診(X線)	40歳以上	1,000円	3,752円	2,200人	8,255,000円	3.9%	6.8%	※2
胃がん内視鏡	50～70歳（偶数年齢）	4,000円	13,240円 （別途、二次読影委託料1,650円）	1,800人	26,617,000円			
肺がん検診(X線)	40歳以上	500円	1,860円	3,000人	6,011,000円	0.8%	5.9%	※3
子宮頸がん検診	20歳以上（偶数年齢）	2,000円	6,831円	10,900人	55,959,000円	16.1%	15.8%	※4
乳がん検診	40歳以上（偶数年齢）	2,000円	7,130円	8,300人	47,304,000円	15.7%	16.0%	※5
歯周疾患検診	20,30,40,50,60,70歳	1,000円	4,428円	710人	2,819,000円	—	—	
骨粗しょう症検診	40,45,50,55,60,65,70歳（女性）	1,200円	4,958円	1,900人	7,856,000円	—	—	
肝炎ウイルス検診	年齢制限なし	無料	6,110円	600人	3,849,000円	—	—	
がん検診総合支援事業	子宮頸がん 20歳（4月1日時点年齢）	無料	6,831円	200人	1,379,000円	—	—	
	乳がん 40歳（4月1日時点年齢）	無料	7,130円	360人	2,659,000円	—	—	
胃がんリスク検診	40～70歳（過去に受けたことがない方）	無料	3,000円	2,200人	6,930,000円	—	—	
肺がん低線量CT検診	50,55,60,65,70歳	4,000円	13,240円	730人	7,083,000円	—	—	

生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・市区町村住民税非課税世帯の方については自己負担は免除。ただし、肺がんCT検診については、それらに関わらず自己負担がかかる。

奈良市及び全国の実受診率の対象年齢は、※1「大腸がん」、※3「肺がん」、※5「乳がん」は40～69歳で算出。※2「胃がん」は50～69歳で算出しており、「胃がん」の実受診率は胃がん検診(X線)及び胃がん内視鏡検診の合算。※4「子宮頸がん」は20～69歳で算出。

	対象者	自己負担額	委託単価	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
				受診見込人数	受診者数	予算額	決算額	受診見込人数	受診者数	予算額	決算額	受診見込人数	受診者数	予算額	決算額
健康診査	40歳以上（健康保険未加入者）	無料	9,009円 （訪問は13,592円） 追加検査に別途委託料設定あり	602人	517人	7,127,000円	6,181,397円	592人	480人	7,017,000円	5,703,712円	592人	445人	7,017,000円	4,984,094円
大腸がん検診	40歳以上	1,000円	3,000円	31,550人	29,480人	71,805,000円	66,650,800円	31,550人	28,275人	71,805,000円	63,863,000円	31,550人	26,767人	71,805,000円	60,332,100円
胃がん検診(X線)	40歳以上	1,000円	3,752円	2,500人	1,683人	9,325,000円	6,277,590円	2,200人	1,658人	8,236,000円	6,206,098円	2,200人	1,494人	8,255,000円	5,605,488円
胃がん内視鏡	50～70歳（偶数年齢）	4,000円	13,240円 （別途、二次読影委託料1,650円）	1,600人	1,769人	16,724,000円	18,646,838円	1,750人	1,608人	24,893,000円	22,417,302円	1,800人	1,465人	26,617,000円	21,348,788円
肺がん検診(X線)	40歳以上	500円	1,860円	3,000人	2,791人	5,940,000円	5,481,440円	2,995人	2,790人	5,976,000円	5,502,630円	3,000人	2,579人	6,011,000円	5,064,150円
子宮頸がん検診	20歳以上（偶数年齢）	2,000円	6,831円	10,900人	10,784人	57,713,000円	53,952,948円	10,800人	10,721人	54,832,000円	53,650,282円	10,900人	10,085人	55,959,000円	51,010,937円
乳がん検診	40歳以上（偶数年齢）	2,000円	7,130円	8,300人	8,084人	47,304,000円	45,100,190円	8,300人	8,068人	47,304,000円	45,079,576円	8,300人	7,610人	47,304,000円	42,350,174円
歯周疾患検診	20,30,40,50,60,70歳	1,000円	4,428円	400人	515人	1,647,000円	2,014,970円	710人	522人	2,793,000円	2,015,756円	710人	465人	2,819,000円	1,821,960円
骨粗しょう症検診	40,45,50,55,60,65,70歳（女性）	1,200円	4,958円	1,600人	1,741人	6,672,000円	7,203,045円	1,800人	1,566人	7,461,000円	6,429,870円	1,900人	1,567人	7,856,000円	6,436,215円
肝炎ウイルス検診	年齢制限なし	無料	6,110円	700人	484人	4,491,000円	3,103,900円	600人	524人	3,849,000円	3,359,469円	600人	432人	3,849,000円	2,762,874円
がん検診総合支援事業	子宮頸がん 20歳（4月1日時点年齢）	無料	6,831円	170人	118人	3,858,000円	3,243,556円	170人	134人	3,821,000円	3,168,218円	170人	92人	3,831,000円	2,650,350円
	乳がん 40歳（4月1日時点年齢）	無料	7,130円	360人	330人			360人	305人			360人	273人		
胃がんリスク検診	40～70歳（過去に受けたことがない方）	無料	3,000円	3,300人	2,202人	10,395,000円	6,936,300円	2,400人	1,820人	7,560,000円	5,733,000円	2,250人	1,588人	7,088,000円	5,002,200円
肺がん低線量CT検診	50,55,60,65,70歳	4,000円	13,240円	730人	694人	7,083,000円	6,733,188円	730人	660人	7,083,000円	6,403,320円	730人	766人	7,083,000円	7,431,732円

生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯、市区町村住民税非課税世帯の方については自己負担は免除。ただし、肺がんCT検診については、それらに関わらず自己負担がかかる。

令和6年度から胃がん内視鏡検診において二次読影が開始。予算・決算額に二次読影及びクラウドシステム委託料を含む。

令和6年度から健康増進事業実施要領の一部改正に基づき、歯周疾患検診対象者に20歳と30歳が追加となった。

23.各市立診療所の運営管理費の内訳と過去3年度(令和5年度～令和7年度)との比較

健康医療部 医療政策課

【市立診療所の内訳(令和5年度決算額)】

①各診療所の指定管理料 (単位:円)

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
歳出	委託料(指定管理料)	10,000,000	16,545,834	10,600,000	29,200,000	10,000,000
	その他経費(修繕料等)	0	468,600	249,800	0	0
計 (令和5年度決算額)		10,000,000	17,014,434	10,849,800	29,200,000	10,000,000

②指定管理者報告の各診療所の管理運営費の内訳 (単位:千円) ※端数処理の関係で合計が一致しない場合が有

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
事業収益	医業収益計	8,125	50,751	55,660	132,352	5,147
	うち、外来診療収益	7,422	45,776	48,009	114,442	3,311
	うち、保健予防活動収益	230	4,044	6,171	16,251	1,806
	うち、その他収益	473	931	1,480	1,659	30
	事業収益計	8,125	50,751	55,660	132,352	5,147
事業費用	材料費計	2,208	16,727	17,854	12,912	1,177
	うち、医薬品費	2,191	16,091	17,413	10,887	1,143
	うち、診療材料費	17	610	436	2,025	34
	うち、その他費用	0	26	5	0	0
	給与費計	13,659	35,206	41,794	98,838	8,141
	うち、医師給与	8,570	21,604	18,753	51,591	6,181
	うち、看護部給与	602	4,511	11,568	17,758	540
	うち、事務部給与	3,086	4,722	4,532	15,247	849
	うち、その他費用	1,401	4,369	6,941	14,242	571
	経費(委託費)計	539	3,233	1,614	4,862	704
	うち、検査委託費	36	1,733	939	1,662	53
	うち、清掃委託費	332	1,218	367	2,036	383
	うち、その他費用	171	282	308	1,164	268
	経費(設備関係)計	1,389	4,178	4,850	27,988	1,303
	うち、機械賃借料	682	2,761	2,272	9,458	362
	うち、機械保守費	491	475	1,144	2,245	784
	うち、減価償却費	100	767	1,092	4,966	153
	うち、その他費用	116	175	342	11319	4
	経費(その他)計	4,024	6,425	6,925	17,361	3,619
	事業費用計	21,818	65,769	73,036	161,961	14,943
事業利益		-13,693	-15,018	-17,376	-29,609	-9,797
事業外収益(指定管理料等)		14,454	16,707	13,718	36,622	11,044
事業外費用		334	788	120	466	571
経常利益		427	901	-3,778	6,546	676

【市立診療所の内訳(令和6年度決算額)】

①各診療所の指定管理料 (単位:円)

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
歳出	委託料(指定管理料)	10,000,000	16,545,834	10,600,000	29,200,000	10,000,000
	その他経費(修繕料等)	176,440	0	390,720	0	0
計 (令和6年度決算額)		10,176,440	16,545,834	10,990,720	29,200,000	10,000,000

②指定管理者報告の各診療所の管理運営費の内訳 (単位:千円) ※端数処理の関係で合計が一致しない場合が有

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
事業収益	医業収益計	6,963	43,633	51,533	136,932	5,264
	うち、外来診療収益	6,274	38,720	44,776	113,676	3,110
	うち、保健予防活動収益	204	4,004	5,443	21,237	2,129
	うち、その他収益	485	909	1,314	2,019	25
	事業収益計	6,963	43,633	51,533	136,932	5,264
事業費用	材料費計	1,544	14,988	16,847	17,973	1,059
	うち、医薬品費	1,516	14,281	16,421	15,663	1,040
	うち、診療材料費	28	678	426	2,310	19
	うち、その他費用	0	29	0	0	0
	給与費計	12,680	35,150	34,342	124,634	9,527
	うち、医師給与	6,397	21,400	11,972	70,088	7,439
	うち、看護部給与	1,926	4,546	11,511	23,398	514
	うち、事務部給与	3,237	4,803	4,704	15,405	808
	うち、その他費用	1,120	4,401	6,155	15,743	766
	経費(委託費)計	557	2,779	1,355	5,561	757
	うち、検査委託費	26	1,241	636	1,812	62
	うち、清掃委託費	332	1,207	369	2,517	377
	うち、その他費用	199	331	350	1,232	318
	経費(設備関係)計	1,305	3,812	5,673	21,522	1,184
	うち、機械賃借料	682	2,415	3,400	10,408	362
	うち、機械保守費	475	621	1,123	2,141	712
	うち、減価償却費	89	705	1,006	6,663	110
	うち、その他費用	59	71	144	2310	0
	経費(その他)計	4,061	6,496	7,290	19,243	3,718
事業費用計		20,148	63,224	65,507	188,934	16,244
事業利益		-13,185	-19,592	-13,974	-52,002	-10,981
事業外収益(指定管理料等)		14,403	16,725	13,215	56,498	10,545
事業外費用		291	71	101	3,491	-40
経常利益		927	-2,938	-860	1,005	-396

【市立診療所の内訳(令和7年度決算額)】

①各診療所の指定管理料 (単位:円)

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
歳出	委託料(指定管理料)	10,000,000	16,545,834	10,600,000	29,200,000	10,000,000
	その他経費(修繕料等)	0	0	115,280	168,300	0
計 (令和7年度決算額)		10,000,000	16,545,834	10,715,280	29,368,300	10,000,000

②指定管理者報告の各診療所の管理運営費の内訳 (単位:千円) ※端数処理の関係で合計が一致しない場合が有

		田原診療所	柳生診療所	月ヶ瀬診療所	都祁診療所	興東診療所
事業収益	医業収益計	6,694	35,444	61,093	133,997	5,643
	うち、外来診療収益	6,047	30,753	54,657	111,676	3,497
	うち、保健予防活動収益	159	3,753	5,097	19,085	2,131
	うち、その他収益	488	938	1,339	3,236	15
	事業収益計	6,694	35,444	61,093	133,997	5,643
事業費用	材料費計	1,373	8,763	17,517	14,992	1,198
	うち、医薬品費	1,331	7,949	16,692	12,635	1,153
	うち、診療材料費	38	754	738	2,292	38
	うち、その他費用	4	60	87	65	7
	給与費計	9,235	32,834	40,795	140,494	8,794
	うち、医師給与	6,958	18,878	18,119	72,260	7,177
	うち、看護部給与	671	4,594	11,742	22,903	521
	うち、事務部給与	908	4,886	4,534	27,184	557
	うち、その他費用	698	4,476	6,400	18,147	539
	経費(委託費)計	569	2,695	2,370	5,437	730
	うち、検査委託費	40	1,238	1,661	2,035	88
	うち、清掃委託費	332	1,150	365	2,156	328
	うち、その他費用	197	307	344	1,246	314
	経費(設備関係)計	1,034	2,947	5,415	17,390	1,257
	うち、機械賃借料	473	1,626	3,236	9,546	362
	うち、機械保守費	475	475	1,107	1,876	750
	うち、減価償却費	86	769	934	4,032	145
	うち、その他費用	0	77	138	1,936	0
	経費(その他)計	4,299	6,728	7,607	16,484	3,722
事業費用計		16,509	53,967	73,705	194,798	15,699
事業利益		-9,815	-18,523	-12,611	-60,801	-10,057
事業外収益(指定管理料等)		10,122	18,505	12,739	60,627	10,097
事業外費用		151	61	82	-1,196	-45
経常利益		156	-80	46	1,022	85

24.市立病院事業会計の詳細について。診療各科の収益(入院・外来)と直近3年の推移、過去3年度分の運営交付金の推移、ならびに近隣自治体における市立病院の最新の経営状況の比較(診療体制や救急を含めた診療患者数や収支など)

健康医療部 医療政策課

◆診療各科の収益(入院・外来)と直近3年間の推移

※各診療科における総診療点数を記載(点数×10円が概ねの収益額の目安)

【科別診療点数と患者数(入院) 指定管理者報告に基づく】 (単位:総点数・平均点数=点、患者数=人)

診療科	令和7年度			令和6年度			令和5年度		
	総点数	患者数	平均点数	総点数	患者数	平均点数	総点数	患者数	平均点数
内科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呼吸器内科	23,503,092	4,412	5,327.1	26,058,624	4,795	5,434.5	29,541,365	5,836	5,061.9
消化器内科	75,748,608	11,194	6,766.9	69,961,293	10,478	6,677.0	72,981,401	11,318	6,448.3
循環器内科	120,405,192	7,513	16,026.2	99,357,540	7,737	12,841.9	77,075,137	7,528	10,238.5
脳神経内科	23,245,141	4,155	5,594.5	21,669,206	4,049	5,351.7	19,971,870	3,780	5,283.6
血液・腫瘍内科	45,588,279	4,331	10,526.0	51,539,635	4,650	11,083.8	65,441,277	4,875	13,423.9
心療内科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
糖尿病・内分泌内科	1,413,473	286	4,942.2	-	-	-	-	-	-
腎臓内科	22,233,414	2,278	9,760.1	8,903,470	1,718	5,182.5	10,931,577	2,021	5,409.0
リウマチ・膠原病内科	255,593	31	8,244.9	220,906	42	5,259.7	871,530	118	7,385.8
(感染制御内科)	517,385	97	5,333.9	3,187,651	508	6,274.9	3,436,310	522	6,583.0
呼吸器外科	18,878,762	692	27,281.4	8,676,503	586	14,806.3	7,707,664	559	13,788.3
外科・消化器外科	145,281,683	8,791	16,526.2	87,843,404	9,529	9,218.5	77,758,854	9,001	8,638.9
脳神経外科	128,414,530	7,801	16,461.3	73,227,075	8,205	8,924.7	66,083,067	7,226	9,145.2
乳腺外科	37,190,632	2,426	15,330.0	22,625,223	2,719	8,321.2	24,037,531	2,881	8,343.5
整形外科	261,386,466	16,317	16,019.3	130,022,452	15,020	8,656.6	131,647,909	15,694	8,388.4
形成外科	22,943,094	2,048	11,202.7	12,629,456	2,022	6,246.0	9,495,366	1,416	6,705.8
精神科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小児科	29,553,904	2,313	12,777.3	20,184,350	3,387	5,959.4	16,764,042	2,889	5,802.7
皮膚科	9,360,845	1,079	8,675.5	7,129,631	1,533	4,650.8	6,148,546	1,375	4,471.7
泌尿器科	73,028,341	4,594	15,896.5	32,496,518	3,289	9,880.4	27,815,128	2,800	9,934.0
産婦人科	53,068,664	3,587	14,794.7	29,346,789	4,004	7,329.4	33,905,282	4,707	7,203.2
眼科	9,041,798	937	9,649.7	4,147,495	414	10,018.1	14,223,345	1,730	8,221.6
耳鼻咽喉科	28,261,707	2,089	13,528.8	14,245,612	1,792	7,949.6	12,985,998	1,729	7,510.7
リハビリテーション科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線科	4,516,925	127	35,566.3	1,565,698	113	13,855.7	1,600,122	116	13,794.2
麻酔科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(緩和ケア科)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(総合診療科)	117,567,180	12,315	9,546.7	83,533,537	15,635	5,342.7	72,764,727	14,242	5,109.2
計	1,251,404,708	99,413	12,587.9	808,572,068	102,225	7,909.7	783,188,048	102,363	7,651.1

【科別診療点数と患者数(外来) 指定管理者報告に基づく】 (単位:総点数・平均点数=点、患者数=人)

診療科	令和7年度			令和6年度			令和5年度		
	総点数	患者数	平均点数	総点数	患者数	平均点数	総点数	患者数	平均点数
内科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
呼吸器内科	23,050,763	6,593	3,496.2	24,014,617	6,906	3,477.4	23,685,263	7,168	3,304.3
消化器内科	65,595,181	20,223	3,243.6	62,643,389	20,790	3,013.2	63,065,073	20,289	3,108.3
循環器内科	30,114,486	12,691	2,372.9	28,050,396	12,687	2,211.0	25,350,550	12,443	2,037.3
脳神経内科	17,088,627	9,495	1,799.8	22,139,490	9,526	2,324.1	21,174,312	9,533	2,221.2
血液・腫瘍内科	47,742,258	4,257	11,215.0	37,164,113	3,520	10,558.0	30,172,598	3,782	7,977.9
心療内科	4,796	23	208.5	6,079	32	190.0	7,994	38	210.4
糖尿病・内分泌内科	6,832,465	5,072	1,348.7	6,911,616	5,165	1,338.1	7,057,973	5,101	1,382.7
腎臓内科	10,674,228	4,580	2,328.3	8,940,060	4,634	1,931.2	9,093,251	4,682	1,942.5
リウマチ・膠原病内科	8,829,001	3,574	2,470.3	8,342,454	3,782	2,214.5	7,964,116	3,463	2,299.7
(感染制御内科)	782,568	431	1,848.2	665,805	459	1,467.2	693,740	565	1,223.8
呼吸器外科	1,134,599	681	1,657.3	1,303,810	744	1,744.0	1,289,144	748	1,716.4
外科・消化器外科	22,030,863	7,092	3,117.6	23,964,535	7,475	3,202.3	28,300,138	7,898	3,574.0
脳神経外科	5,550,427	4,240	1,309.1	5,152,068	4,212	1,223.2	4,448,325	4,127	1,077.9
乳腺外科	60,135,221	10,556	5,696.8	59,617,055	11,060	5,390.3	55,561,917	10,706	5,189.8
整形外科	15,203,067	20,763	732.2	15,119,957	20,251	746.6	15,861,160	20,580	770.7
形成外科	4,466,530	6,419	697.6	4,368,932	7,265	600.6	3,553,501	7,539	471.3
精神科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小児科	5,362,609	5,971	898.1	7,373,284	7,243	1,018.0	10,682,154	7,129	1,498.4
皮膚科	23,036,829	10,652	2,162.7	24,584,442	11,826	2,078.8	20,766,557	10,957	1,895.3
泌尿器科	25,737,698	8,238	3,124.3	23,990,446	7,463	3,214.6	21,434,945	7,364	2,910.8
産婦人科	14,182,092	11,958	1,186.0	14,431,870	12,413	1,162.6	13,109,537	12,385	1,058.5
眼科	22,353,854	8,394	2,663.1	25,583,160	9,398	2,722.2	20,743,683	9,702	2,138.1
耳鼻咽喉科	8,667,920	7,785	1,113.4	9,447,313	8,113	1,164.5	10,063,650	8,366	1,202.9
リハビリテーション科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線科	10,486,732	4,096	2,560.2	9,742,294	3,953	2,464.5	9,892,419	4,088	2,419.9
麻酔科	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(緩和ケア科)	6,809	51	133.5	8,541	61	140.0	3,850	45	85.6
歯科	207,771	1,052	197.5	145,250	569	255.3	112,321	429	261.8
(総合診療科)	17,168,763	8,338	2,059.3	19,210,813	9,572	2,007.0	18,590,378	9,465	1,964.1
計	446,446,157	183,225	2,436.6	442,921,789	189,119	2,342.0	422,678,549	188,592	2,241.2

◆近隣自治体における比較

【近隣病院の概況】 ※現時点の総務省公表資料「病院経営比較表(令和6年度)」に基づく

病院名	経営形態	診療科数	病床数	病床使用率 (%/日)	1日平均患者数		平均在院日数 (一般病床のみ)	備考
					入院	外来		
市立奈良病院	指定管理者	30	350	80.0	280人	753人	11.0日	奈良医療圏
大和高田市立病院	直営	24	320	78.1	250人	820人	11.2日	中和医療圏
生駒市立病院	指定管理者	17	210	75.9	159人	363人	14.8日	西和医療圏
宇陀市民病院	直営	16	176	73.6	130人	392人	17.0日	東和医療圏

【近隣病院の経営比較】 ※現時点の奈良県公表資料「経営比較分析表(令和6年度決算)」「病床機能報告」に基づく

病院名	①経常収支比率(%)		②医業収支比率(%)		③修正医業収支比率(%)		④入院患者1人1日あたり収益	
	当該値	類似病院平均	当該値	類似病院平均	当該値	類似病院平均	当該値	類似病院平均
市立奈良病院	99.0	92.8	93.4	85.2	93.0	82.4	79,863円	63,076円
大和高田市立病院	92.3	92.8	91.8	85.2	89.9	82.4	55,499円	63,076円
生駒市立病院	107.4	90.7	102.9	79.8	101.5	76.6	58,582円	57,103円
宇陀市民病院	88.1	93	78.6	79.7	77.5	76.0	44,985円	41,859円

病院名	⑤外来患者1人1日あたり収益		*各市の決算審査意見書から抜粋		*病床機能報告から抜粋
	当該値	類似病院平均	令和6年度の延べ入院患者数	令和6年度の延べ外来患者数	令和6年度の救急車年間受入件数
市立奈良病院	23,839円	18,102円	102,225人	189,119人	5,123件
大和高田市立病院	13,700円	18,102円	91,170人	199,224人	2,795件
生駒市立病院	14,517円	14,926円	58,168人	106,832人	3,131件
宇陀市民病院	11,036円	11,744円	47,291人	95,226人	932件

※経営指標の概要(奈良県資料から抜粋)

①経常収支比率	医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す (経常収益/経常費用×100)
②医業収支比率	病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す(医業収益/医業費用×100)
③修正医業収支比率	病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する修正医業収益の割合を示す(入院収益+外来収益+他会計負担金を除くその他医業収益/医業費用×100)
④入院患者1人1日あたり収益	入院患者への診療等に係る収益の平均単価(入院収益/年延入院患者数)
⑤外来患者1人1日あたり収益	外来患者への診療等に係る収益の平均単価(外来収益/年延外来患者数)

◆協会への管理委託料

※「協会(地域医療振興協会)への管理委託料」について、厳密には「管理委託料」としてではなく、奈良市病院事業会計から指定管理者へ「運営交付金」を支出しているため、ここでは運営交付金として明示。

【指定管理者への運営交付金の決算額(奈良市病院事業会計決算書から)】

* 運営交付金は一般会計負担金(普通交付税・特別交付税相当分)や国・県補助金で構成。

* 令和5年度までは新型コロナウイルス感染症関連の補助金(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金等)も含む。

年度	運営交付金の額	備考
令和7年度決算額	459,261,255円	普通・特別交付税相当分(379,839,000円)、国・県補助金(47,739,000円)、その他(31,683,255円)
令和6年度決算額	437,160,000円	普通・特別交付税相当分(387,321,000円)、国・県補助金(46,595,000円)、その他(3,244,000円)
令和5年度決算額	646,350,000円	普通・特別交付税相当分(383,721,000円)、国・県補助金(260,505,000円)、その他(2,124,000円)

25. 一般不妊治療費等助成額実績(過去4年度分)及び生殖補助医療費の実績(令和7年度)

健康医療部 母子保健課

■一般不妊治療費等助成額

年度	助成額	処理件数	平均助成額 (助成額÷処理件数)
令和4年度	21,679,289円	290件	74,756円
令和5年度	32,720,815円	402件	81,395円
令和6年度	44,833,093円	576件	77,835円
令和7年度	12,770,523円	228件	56,011円

■生殖補助医療費助成額

年度	助成額	処理件数	平均助成額 (助成額÷処理件数)
令和7年度	15,793,000円	324件	48,744円

申請者数:197人

26. 本市および全国の出生数および出生率（人口千対）の推移（10年間）

健康医療部 保健衛生課

		平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
奈良市	出生数（人）	2, 549	2, 448	2, 301	2, 324	2, 160	2, 057	1, 992	1, 963	1, 770	1, 746
	出生率 （人口千対）	7. 1	6. 8	6. 4	6. 6	6. 1	5. 9	5. 7	5. 6	5. 1	5. 1
全国	出生数（人）	1, 005, 721	977, 242	946, 146	918, 400	865, 239	840, 835	811, 622	770, 759	727, 288	686, 173
	出生率 （人口千対）	8. 0	7. 8	7. 6	7. 4	7. 0	6. 8	6. 6	6. 3	6. 0	5. 7

27. 認定こども園等運営補助経費の予算・決算の内訳と対象施設数の推移（5年間）

子ども未来部 幼保こども園課

（表1）補助金別 予算額・決算額

（単位：千円）

補助金種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
障害児保育事業補助金	52,920	23,590	46,200	32,620	57,960	48,160	68,880	53,690	75,600	57,260
職員給与改善費補助金	59,364	74,898	66,186	84,240	79,002	92,574	106,400	122,452	191,200	163,735
週休等加配保育士賃金補助金	22,049	16,265	14,350	16,195	21,934	18,768	24,123	23,497	29,823	24,185
病後児保育事業補助金	6,030	6,000	6,030	6,000	6,030	6,000	6,030	6,002	7,662	6,250
延長保育事業補助金	38,252	17,795	39,707	21,147	37,320	23,138	46,009	34,561	63,039	44,128
一時預かり事業補助金	81,754	24,537	87,223	32,435	127,708	32,637	143,021	48,274	133,715	59,217
嘱託医手当補助金	3,661	2,415	3,942	2,572	4,787	2,727	5,632	3,128	6,477	3,530
保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金	6,480	5,454	9,180	7,618	18,360	9,339	20,520	8,340	19,440	8,656
保育補助者雇上強化事業補助金	15,840	0	14,400	0	8,640	1,680	11,520	1,745	14,400	10,134
使用済紙おむつ処理経費補助金	800	249	813	368	350	454	815	699	950	849
医療的ケア児保育支援事業補助金	3,989	0	11,969	2,430	11,909	8,950	18,528	10,956	17,439	19,408
副食費補助金					7,506	9,632	9,758	11,119	15,552	13,971
賃借料支援事業費補助金							4,703	4,590	4,703	4,604
乳児等通園支援事業									20,286	413
市外委託給付費					0	60	0	283	0	30
保育士就労奨励費交付事業費補助金	4,650	6,300								
送迎用バス安全対策事業費補助金					0	450				
合計	295,789	177,503	300,000	205,625	381,506	254,569	465,939	329,336	600,286	416,370

※予算額には補正予算含む

※決算額の千円未満の端数処理あり

（表2）対象施設数の推移

（単位：園）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	幼保連携型	13	14	17	20	22
	幼稚園型	3	4	4	5	5
	保育所型	0	0	0	0	1
合計		16	18	21	25	28

※市外受託給付費の対象施設は除く

28. 生活扶助経費、住宅扶助経費、医療扶助経費の金額及び延べ人数の推移（5年間）

福祉部 保護課

	生活扶助		住宅扶助		医療扶助	
	決算額（円）	延べ人数（人）	決算額（円）	延べ人数（人）	決算額（円）	延べ人数（人）
令和３年度	3,720,144,726	75,615	2,028,765,121	75,082	5,747,769,797	66,769
令和４年度	3,668,882,117	74,043	2,026,231,219	73,612	5,567,348,447	66,656
令和５年度	3,645,402,461	72,910	2,005,379,465	73,072	6,089,347,498	66,731
令和６年度	3,532,921,765	70,879	1,972,684,190	71,538	6,082,539,090	65,845
令和７年度	3,472,310,410	68,734	1,957,519,570	69,895	6,267,354,349	65,036

29. 国民健康保険料の調定額、収入済額、収入未済額、徴収率、滞納世帯数の推移（5年間）

福祉部 国保年金課

年度	区分	調定額（円）	収入済額（円）	収入未済額（円）	徴収率（％）	滞納世帯数（世帯）
令和3年度	現年度分	7,305,210,800	6,784,953,216	520,257,584	92.9	—
	滞納繰越分	972,699,452	129,912,483	482,116,385	13.4	8,018
令和4年度	現年度分	6,909,117,800	6,560,252,295	348,748,005	95.0	—
	滞納繰越分	894,274,263	199,735,364	425,582,806	22.3	7,545
令和5年度	現年度分	6,848,115,800	6,520,294,083	327,821,117	95.2	—
	滞納繰越分	738,033,220	195,553,143	401,688,461	26.5	6,886
令和6年度	現年度分	6,840,744,900	6,531,884,911	308,859,989	95.5	—
	滞納繰越分	713,520,138	181,148,586	421,431,277	25.4	7,007
令和7年度	現年度分	6,856,612,800	6,523,403,383	333,209,417	95.1	—
	滞納繰越分	719,173,616	142,344,519	449,585,128	19.8	7,882

30. 子ども医療費助成の全国、都道府県、中核市、県下市町村の実施状況および奈良県の補助基準等の詳細がわかる資料（最新分）

子ども未来部 子ども給付課

1. 全国及び都道府県の実施状況(令和7年4月1日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位: 都道府県)

対象年齢	通 院	入 院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	0	0
5歳未満	1	0
就学前	17	13
9歳年度末	4	1
12歳年度末	4	4
15歳年度末	8	15
18歳年度末	12	13
その他(※)	1	1

所得制限	通 院	入 院
所得制限なし	26	27
所得制限あり	20	19
その他(※)	1	1

一部自己負担	通 院	入 院
自己負担なし	13	16
自己負担あり	33	30
その他(※)	1	1

2. 市区町村における実施状況

(単位: 市区町村)

対象年齢	通 院	入 院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	9	1
9歳年度末	0	0
12歳年度末	1	7
15歳年度末	145	116
18歳年度末	1,576	1,600
19歳年度末	0	0
20歳年度末	4	4
22歳年度末	6	7
24歳年度末	0	6

所得制限	通 院	入 院
所得制限なし	1,692	1,693
所得制限あり	49	48

一部自己負担	通 院	入 院
自己負担なし	1,319	1,410
自己負担あり	422	331

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。 交付金の規模は12歳年度末までに相当。

出典:令和7年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」について（こども家庭庁・成育局母子保健課調べ）

2. 中核市の実施状況(令和7年12月1日現在)

対象年齢	通院	入院
実施中核市数計	62	62
15歳年度末	8	6
18歳年度末	54	55
24歳年度末	0	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	61	61
所得制限あり	1(※)	1(※)

一部自己負担	通院・入院
自己負担なし	37
自己負担あり	25

(※) 一部対象者のみ所得制限あり(例: 高校生世代のみ非課税世帯対象など)

本市独自調べ

3. 県下市町村の実施状況及び奈良県の補助基準等(令和8年8月1日現在)

市町村	通院	入院	市町村	通院	入院	市町村	通院	入院
奈良市	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	平群町	なし	なし	広陵町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円
大和高田市	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	三郷町	なし	なし	河合町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円
大和郡山市	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	斑鳩町	なし	なし	吉野町	なし	なし
天理市	未就学児:なし 小学生以上:1,000円	なし	安堵町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	大淀町	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	13日以下:500円 14日以上:1,000円
橿原市	なし	なし	川西町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	下市町	なし	なし
桜井市	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	三宅町	なし	なし	黒滝村	なし	なし
五條市	なし	なし	田原本町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	天川村	なし	なし
御所市	なし	なし	曾爾村	なし	なし	野迫川村	なし	なし
生駒市	未就学児:なし 小学生以上:500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円 (未就学児:なし)	御杖村	なし	なし	十津川村	なし	なし
香芝市	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	高取町	なし	なし	下北山村	なし	なし
葛城市	なし	なし	明日香村	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	上北山村	なし	なし
宇陀市	未就学児:500円 小学生以上:1,000円	なし	上牧町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	川上村	なし	なし
山添村(※4)	なし	なし	王寺町	500円	13日以下:500円 14日以上:1,000円	東吉野村	なし	なし

※1 所得制限は全市町村でなし ※2 給付方法はいずれも18歳年度末まで現物給付 ※3 表中の金額は1レセプトあたりの自己負担額(一部負担金)
 ※4 補助対象年齢は18歳年度末まで(山添村のみ20歳年度末まで(現物給付は18歳年度末まで)) ※5 赤字は令和8年8月からの制度変更点 ※6 黄色着色部は市独自基準
 ※7 奈良県補助基準…市町村が対象者に対して行う子どもに係る医療費の助成に要する経費の1/2を上限に補助。一部負担金、補助対象年齢、所得制限、給付方法は奈良市と同一基準。

本市独自調べ(一部奈良県ホームページ掲載資料「【令和8年8月1日時点】福祉医療費助成制度 市町村別自己負担一覧(0歳～18歳年度末)」より抜粋)

31. 加齢性難聴補聴器購入助成の全国、都道府県、中核市、県下市町村の実施状況がわかる

資料（最新分）

福祉部 長寿福祉課

表 1－① 地方別・所得要件の構成

（自治体数）

地方	住民税非課税等	所得上限あり	税金滞納がない	所得により助成額が異なる	所得要件なし	合計
北海道	9	3	6	6	27	51
東北	16	7	32	8	36	99
関東	61	8	39	13	40	161
中部	44	22	39	15	57	177
近畿	36	0	15	3	35	89
中国	16	0	4	3	27	50
四国	11	1	18	0	8	38
九州・沖縄	34	0	21	5	15	75
全国計	227	41	174	53	245	740

表 1－② 地方別・所得要件の構成比

地方	住民税非課税等	所得上限あり	税金滞納がない	所得により助成額が異なる	所得要件なし	合計
北海道	17.6%	5.9%	11.8%	11.8%	52.9%	100.0%
東北	16.2%	7.1%	32.3%	8.1%	36.4%	100.0%
関東	37.9%	5.0%	24.2%	8.1%	24.8%	100.0%
中部	24.9%	12.4%	22.0%	8.5%	32.2%	100.0%
近畿	40.4%	0.0%	16.9%	3.4%	39.3%	100.0%
中国	32.0%	0.0%	8.0%	6.0%	54.0%	100.0%
四国	28.9%	2.6%	47.4%	0.0%	21.1%	100.0%
九州・沖縄	45.3%	0.0%	28.0%	6.7%	20.0%	100.0%

※表 1－①～④は全日本年金者組合中央本部調べより集計（令和8年9月1日現在）

表 1－③ 年齢要件集計 （自治体数：740）

年齢要件	全市町村数	割合	近畿2府4 県 89市町村	近畿2府 4県 割合
18歳以上	104	14%	7	8%
40歳以上	31	4%	3	3%
65歳以上	579	78%	79	88%
70歳以上	10	1%	0	0%
要件なし	16	2%	0	0%

表 1－④ 地方別・助成額 （自治体数）

地方	25,000円 未満	25,000円	30,000円 台	40,000円 台	50,000円 台	60,000円 以上 100,000円 未満	100,000円 以上	その他(基 準額、現 物支給)
北海道	1	2	13	3	20	2	4	6
東北	8	6	35	23	19	2	5	1
関東	51	9	32	27	19	18	4	2
中部	16	3	95	14	43	3	3	1
近畿	33	20	20	7	8	0	0	0
中国	4	12	23	1	9	1	0	0
四国	4	2	18	0	12	2	0	0
九州・沖縄	11	15	29	3	11	2	1	2
合計	128	69	265	78	141	30	17	12

表2 中核市における補聴器助成制度実施状況

	市名	年齢	助成額(円)	条件	備考
1	旭川市	65歳以上	50,000	なし	
2	山形市	65歳以上	40,000	市民税非課税	
3	前橋市	65歳以上	25,000	市民税非課税世帯	
4	川越市	65歳以上	30,000	なし	
5	川口市	65歳以上	20,000	市民税非課税	
6	越谷市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
7	船橋市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
8	八王子市	65歳以上	50,000	なし	
9	甲府市	65歳以上	50,000	市民税非課税世帯	
10	長野市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
11	豊橋市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
12	岡崎市	65歳以上	20,000	市民税非課税世帯	
13	一宮市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
14	豊田市	18歳以上	30,000	市民税非課税世帯	配偶者が課税の場合、購入費1/2、15,000円が上限
15	枚方市	65歳以上	25,000	市民税非課税世帯	
16	八尾市	65歳以上	25,000	市民税非課税世帯	
17	明石市	65歳以上	20,000	市民税非課税世帯	
18	奈良市	65歳以上	25,000	市民税非課税世帯	
19	和歌山市	65歳以上	20,000	なし	
20	呉市	65歳以上	44,000	なし	
21	福山市	65歳以上	25,000	住民税非課税	
22	下関市	65歳以上	30,000	市民税非課税	
23	松山市	65歳以上	30,000	市民税非課税世帯	
24	宮崎市	65歳以上	30,000	なし	
25	那覇市	65歳以上	25,000	市民税非課税世帯	

再掲	中核市（62市）	実施率	40.3%	課税条件なし：6
		平均値(円)	30,560	非課税世帯等：19
再掲	奈良県奈良市	65歳以上(円)	25,000	住民税非課税

出典：富山市照会「補聴器等の窓口等への配置及び購入補助について」の集計結果より

表3 奈良県下における補聴器費用助成市町村一覧表

N0	市町村	年齢	金額上限(円)	所得要件	①聴覚要件	② ①を証明する書類	③その他
1	奈良市	65歳以上	25,000	非課税世帯		医師の証明	1回のみ
2	斑鳩町	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の2分の1 (上限30,000)	町税滞納していない人	両耳の聴力レベルが40～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明	交付決定を受けてから5年を経過した人
3	三郷町	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の2分の1 (上限20,000)	町税滞納していない人	両耳の聴力が40～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上の方	医師の証明	交付決定を受けてから5年を経過した方
4	桜井市	65歳以上	補聴器購入費用の2分の1 (上限20,000)	非課税世帯 税の滞納なし	両耳の聴力が50～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力が70デシベル以上	市が指定する耳鼻咽喉科の受診 医師の証明	過去5年以内にこの助成を受けていない方
5	香芝市	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	非課税世帯 税の滞納なし	両耳の聴力レベルが50～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上、他側耳の聴力レベルが70デシベル以上のかた	身体障害者手帳(15条：聴覚障がい)の指定医から、必要性を認める意見書を取得できる方	先着10名
6	宇陀市	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	税の滞納なし	両耳の聴力レベルが50～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明	他の法令に基づく補聴器の購入に係る費用の助成を受けていない方
7	御所市	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	税の滞納なし	両耳の聴力レベルが50～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明	1回のみ
8	河合町	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	非課税世帯 税の滞納なし	両耳の聴力レベルが50～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明	医療機器認証番号の表示がある補聴器
9	田原本町	65歳以上 (施設入所者除く)	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	住民税非課税	両耳の聴力レベルが30～70デシベル未満。又は 一側耳の聴力レベルが70デシベル以上の者	町が指定する医師の証明	1回のみ 介護予防活動への参加と購入後のアンケートへの回答
10	川西町	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	税滞納なし 非課税世帯	両耳の聴力レベルが40～70デシベル未満、又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明(身体障害者福祉法第15条第1項二規定する都道府県知事が指定した医師に限る)	交付決定を受けてから5年を経過した方
11	三宅町	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	住民税非課税	両耳とも聴力レベルが40～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明(身体障害者福祉法第15条第1項二規定する指定医師)	1回のみ
12	五條市	65歳以上 (1年以上居住している人)	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限20,000)	税の滞納なし		医師の証明	
13	川上村	65歳以上(1年以上住所を有する)	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限50,000)	税の滞納なし	両耳の聴力が40デシベル～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力が70デシベル以上	医師の証明	過去5年以内に助成を受けていない方 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく助成を受けていない方
14	上北山村	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限30,000)	税滞納なし	両耳の聴力レベルが40～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上	医師の証明	助成金を受けてから5年経過した人
15	天川村	65歳以上	補聴器1台分の購入費用の半額 (上限50,000)	税滞納なし	両耳の聴力が40デシベル～70デシベル未満 又は 一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力が70デシベル以上	指定医師の証明	

※出典：全日本年金者組合中央本部調べ(令和8年9月1日現在)